

資料一覧

- 01-01 「社屋移転に関する4つの基本的事項」の確認に関する資料
- 02-01 新社屋建設協力金に関する法的問題に関して A弁護士への相談・Q&A
- 03-01 武藏野税務署調査官に対するQ&A
- 04-01 新社屋建設協力金に関する法的問題に関して A監事（公認会計士）への相談・Q&A
- 05-01 新社屋に関する資金負担に関して、B税理士とのQ&A
- 06-01 新社屋建設協力金に関して C税理士へのQ&A
- 07-01 福祉公社・事務所移転に伴う民間ビル空室（事務所用）調査表
- 08-01 公共施設跡地利用・公共用地 各対象が最終的な移転案にならなかった理由
- 09-01 財団法人武藏野市福祉公社 概要説明
- 09-02 武藏野市福祉公社の収支状況
- 10-01 武藏野市民社会福祉協議会（市民社協）
- 10-02 パンフレット（市民社協）
- 10-03 平成21年度 武藏野市民社会福祉協議会 決算・事業報告
- 10-04 社会福祉法人 武藏野市民社会福祉協議会（市民社協）
- 10-05 地域福祉活動推進協議会（地域社協）
- 11-01 大信ビルにおける福祉公社の事業展開について
- 12-01 季刊 福祉公社だより
- 13-01 市民社協・福祉公社事務所移転の検討概要
- 14-01 福祉公社 評議員会・理事会における質疑・意見
- 15-01 < 平成21年度 第2回 理事会 >
- 16-01 事務所移転に関する職員アンケート 集計結果 福祉公社本部分
- 16-02 事務所移転に関する職員アンケート 集計結果 高齢者総合センター分
- 16-03 事務所移転に関する職員アンケート 集計結果 北町高齢者センター分
- 17-01 事務所移転に関する職員アンケート 集計結果 市民社協分

平成 22 年度 事務所移転検証委員会 第 2 回

日時 ; 平成 22 年 6 月 18 日 (金) 18:00~20 : 00
場所 ; 武蔵野タワーズ かたらいの道 市民スペース

次 第

1 開会の挨拶

(財) 武蔵野市福祉公社 理事長 会田 恒司

2 議 事

(1) 経過報告 (地域懇談会等)

(2) 第 1 回検証委員会から出た課題について

(3) 現行案の検証について

「社屋移転に関する4つの基本的事項」の確認に関する資料

1 迅速性

災害発生による自らの被害を極力抑え、公的機関として、非常時においても最大限活動ができる環境整備に努めなければならない。そのため、耐震強度が不足している危険建物（I s 値 0.3）から、可及的速やかに移転しなければならない。

2 確実性

全機能を完全に移転すること。現在の事務所には、機能を一切残してはならない。

完全移転するために、現実的な手法を選択しなくてはならない。

「現実的」とは、理想またはベストを追求して、迅速性を阻害することがあってはならないということ。

3 基金の活用

それぞれの法人の平成21年度末基金残高が、福祉公社老後福祉基金4億9598万円、市民社協社会福祉基金4億2871万円あり、その有効な使途が課題であること。

法人の運営・活動拠点の整備に基金を充てることが、「安定した財政運営のもとで事業の推進を図るため」（福祉公社老後福祉基金規程）、「市民福祉の向上をはかるために本会が行う事業の充実及び推進に資するため」（市民社協社会福祉基金規程）とする各基金の設置趣旨に適うものであること。

4 一体性の確保、民間活力の利用

（1）一体性の確保

福祉関係団体の中で、すでに同一建物内で事業活動していること。

現に共有（共用）し、共有（共用）可能な資源の有効活用ができること。（会議室、駐車場、車両、大型事務機器 etc）

両法人の施策連携を図る際に、有利であること。

今後、高齢者等の在宅福祉サービスは、要介護者の増、コミュニティや親族機能の低下等により、需要の増加と一層困難なサービス提供が求められると予想される。同時に、市民による地域福祉活動も、高齢化の進行による活性化が課題となることが予想され、両法人の資源の相互活用・補完できる体制を構築することが求められる。

（2）民間活力の利用

法人及び公的負担の軽減並びに公有財産の活用の限界、制約といった課題を克服する手段として、民間の資源の積極的を図る。

新社屋建設協力金に関する法的問題について A弁護士への相談・Q & A

* 法人による一括拠出金（長期前払い家賃）について、下記でいただいた回答などを参考に、貸主に預託する「建設協力金」として整理した。

* 相談者 福祉公社常務理事 総務課長

1 平成 21 年 12 月 15 日 Q & A (事務局→A 先生)

Q : 貸貸借契約前に、賃借保証金（=後に位置づけを建設協力金として整理した）3 億円（賃借人 2 団体あわせて）を、20 年にわたる償却を前提に、貸貸人に對し譲渡することに法的・税制上問題・課題はないか？

A : 保証金を支払うことに関する法的問題点はない。

Q : 問題・課題があれば、それを克服する方策はあるか？

A : 土地・建物に抵当権を設定するということだが、金融機関からも 1 億 200 万円借り入れるので、最優先権が金融機関になることは留意する必要がある。

Q : 事務局補足：貸貸人(武藏野美装)は、当該土地・建物を賃借人(両法人)に対し一番抵当を設定する意向を示している。

相談・質問の回答以外にいただいた助言等

A : 契約の相手側(貸貸人)が大東京信用組合から別企業に代わることについて・・武藏野美装の経営状況はわからないが、大東京信用組合は小規模でも金融機関のひとつであり、信用度に落差が生じることは留意する必要がある。

A : 武藏野美装の会社規模、財務状況、主要取引銀行、長期借入金の借入先を調べ分析する必要がある。

A : 貸貸相場を精査しての見解ではないが、八幡町という地理的条件、新築物件、合わせて年間 2700 万円の負担ということを総合的に勘案して、相場的に決して不利な条件とは思えない。

2 平成 22 年 2 月 22 日 Q & A (事務局→A 先生)

Q : 前払い家賃の法的裏づけをお伺いしたい。

A (先生の回答) : 前払い家賃は、建物が建ててからの賃貸借契約が大前提。

Q (事務局補足) : 建物を建てたのち、即ち入居直前又は入居と同時の一括支払い
(平成 23 年度執行) することで、家主も了解している。

A (先生の逆質問) : それなら、自己資金で建てられるということか？建設協力金でないとなぜ一括前払いなのかの理由が不明。

Q (事務局補足) : 家主側の詳しい事情は不明だが、短期での自己資金調達はできるが、長期になると資金調達（借入）コストがかかるから、建ててすぐに借主側の前払いが必要だと推測する。

A : 純粋の前払い家賃となると 20 年（10 年でも）の長期前払いは例がない。

Q : 前払い家賃ができない場合の理由と方策をお伺いしたい。前払い家賃でなければ、どういう方法が考えられるか？

A : 一括で払うなら建設協力金（保証金）として家主に預ける形であろう。厳密には建設資金の一部として家主に貸し付けるものだが、これを償却することで月々の高額家賃の一部を相殺し、月々分を定額に抑える役割を持つ。

無利子の貸付的性格もあるが、純粋な金銭消費貸借契約でないので、利息を取らなければいけないものではない。また、月々家賃を抑えるための（前述）実質上の建設協力金なので、公益法人の性格に反しての貸付に当たらない、という主張はできると思う。

建設協力金の場合でも疑問・リスクがある。

抵当権を設定しても賃貸人が売却することは可能。この場合、家主が代わっても、当初の建設協力金に基づく利益（安価な家賃設定等）を 20 年間確保できるか？新しい所有者に建設協力金の出資者（公社など）の利益を引き継ぐこと、という契約条項を盛り込んでも、第三者（売却先）が絡むので強制は難しい。もし家主が売却するときは、家主も資金繰りの苦しいときと予想され、本条項が遵守される保証はない。

武藏野税務署調査官に対するQ & A

1 前提

- 財団法人・社会福祉法人 2団体が共同で求める仕様で、貸し事務所ビルを貸主に建ててもらう。
- 2団体と貸主の間で長期賃貸借契約を結ぶ条件で、2団体は貸主に建設協力金を差し入れる。
- 建設協力金は2団体合わせて3億円(各団体1.5億円)で20年契約。
- 貸主は、建設協力金を向こう20年間相殺により家賃を減額し、20年間で償却する。
- 借主(2団体)は、貸主に利息は求めない。

2 相談日時・相談相手

- (1) 相談日時： 平成22年3月3日午前10時
- (2) 相談相手： 武藏野税務署 法人課税第一部 上席国税調査官
- (3) 相談者： 福祉公社常務理事、市民社協事務局長

3 上記前提条件における2団体の課税内容に関するQ & A

Q : 建設協力金としての実質貸付に対しての課税の有無。

A : 結論として、建設協力金には課税はされない。

建設協力金に課税されるかどうかは、法人側が無利息で貸付けることが貸主側の利益にならないことを示すため、家賃を通常の相場より安く設定しなければならない。

ただし、安すぎてもいけないし、逆に通常の家賃相場以上になることはありえない。

Q (法人再質問) : 例えば近隣事例が坪 8,000 円で、今回の家賃設定を坪 7,000 円くらいで設定した場合はどうか？

A (税務署) : それくらいなら問題ないだろう。極端に安く、例えば坪 4,000 円位に家賃設定されると、今度は相場以上に法人側有利な取引として、課税対象となりうる。

また、家賃金額が相場とあまり変わらない場合でも、貸主から借主に通常の賃貸取引以上の便宜供与がある(本来借主が負担すべき事項等)ことが認められれば、税務上の問題とならない。

Q : 償却により家賃と相殺する際の消費税(実質家賃としての消費税)はどうなるのか？

A : 消費税は、役務の提供(借主に賃貸し、借主はその対価を払う)段階で毎月処理するもの。

*税務署調査官の指摘

建設協力金を家賃相当に充当する行為を「償却」と表現しているが、これは正しくは「返却」である。

今までにいただいた専門家（監事（公認会計士））の見解

新社屋建設協力金に関する法的問題に関する

A 監事（公認会計士）への相談・Q & A

* 相談者 市民社協（常務理事、事務局長、総務係長）

* 概要
・ 常務より概要説明

（1）現行案（八幡町）の物件に至った経緯

（2）保証金（この段階での表現）を支払うにあたっての基金の取り崩しについての確認

・ A 監事より新社屋移転にあたっての要望として

（1）学校、公共施設への移転をまず考えることが必要。

（2）コストの観点から、常時使用する事務所のみの建設を行い大きな会議室等は公共施設を活用する方法が考えられる。

（3）現行案で保証金（建設協力金）を支払う形での対応をお願いする。

■ この時点では、「保証金」という考え方もあり、「建設協力金」という整理がされていなかった。

1 平成 21 年 12 月 16 日 Q & A（事務局→A 監事）

Q：市民社協の基金の取り崩しにあたっては、現行の規程に基づき対応することで問題はないのか？

A：市民社協基金規程第 6 条第 2 項の「緊急に実施することが必要となった事業の経費」の項目を活用して対応できる。

科目については、「施設整備費の支出」と「財務活動費の取崩収入」とする。

Q：基金を家賃として使用することについてはどうか？

A：基金規程から見ても、基金を通常経費である家賃として支払うことは問題である。基金の性格からしても疑問を呈する。

よって、一括での前払い家賃とか、建設協力金（名称は考える）が適正である。

- * この間、さまざまな意見等を参考に、法人による一括拠出金（長期前払い家賃）について、貸主に預託する「建設協力金」として整理した。
- * 相談者 市民社協常務理事、事務局長、総務係長

2 平成 22 年 2 月 25 日 Q & A (事務局→A 監事)

Q : 「建設協力金」として整理したが、このような出し方で問題はないか？

A : 建設協力金という出し方で問題はない。

Q : 「建設協力金」の会計処理はどのようにするのか？

A : 土地建物等の賃貸契約に差し入れる建設協力金は、将来償還されるか否かの契約形態によって、消費税を含む会計処理が異なる。
詳細は別添「預託保証金の会計処理」による。

3 平成 22 年 2 月 27 日 Q & A (事務局→A 監事)

Q : 「建設協力金」の償却方法と家賃の関係はどのようにになっているのか？

A : 建設協力金の償却方法が、貸主の資金繰りにどのような影響を与えるかの試算に基づき、別添の
「預託保証金の償却方法と家賃との関係」による。

4 平成 22 年 3 月 5 日 Q & A (事務局→A 監事)

Q : リースバック方式による「建設協力金」という整理ができたが、あらためてリースバック方式による「建設協力金」について確認したい。

A : 別添「建設協力金について」による。

預託保証金の会計処理

平成 22 年 2 月 25 日
公認会計士

土地建物等の賃貸契約に際し差し入れる預託保証金は、将来償還されるか
いなかの契約形態によって、消費税を含む会計処理が異なります。

消費税については、償還されないものは課税取引となり、償還されるものは不課税となります。

以下 2 つの契約形態について会計処理を示します。

I 償還されない契約の場合

1. 条件

預託保証金の額	150,000,000 円	契約時一括払
償却開始日		預託保証金を預入れた翌月末日
償却期間及び償却方法	20 年間に亘り、毎月 625,000 円の均等償却	

会計処理

1. 預託保証金預入れ時の処理

預託保証金	150,000,000	現金預金	157,500,000
仮払消費税	7,500,000		

2. 翌月末の処理

預託保証金償却	625,000	※ 預託保証金	625,000
※ 預託保証金 $150,000,000 \div 240$ カ月 = 625,000			

II 償還される契約の場合

将来償還される預託保証金は、従来、投資額で貸借対照表に計上する会計処理が公正妥当なものとされておりましたが、「金融商品会計基準」の施行により時価で表示することになりました。

賃貸契約に際して差入れる預託保証金は、償還期日までの将来キャッシュ・フローを割引率を用いて現在価値に割戻す計算をして、この割戻しされた現在価値を貸借対照表価額とします。勘定科目は長期貸付金。そして、支払額と現在価値との差額は長期前払費用として貸借対照表に計上します。

その後、償還期日に金利相当分の受取利息が発生し、同額貸付金が増額する処理を行います。

また、長期前払費用は契約期間に亘って各期の損益に合理的に配分します。

1. 条件

預託保証金の額	150,000,000 円	契約時一括払
預託保証金には利息を付けない		
償還期間及び償還条件	20 年に亘り、毎月 625,000 円の均等償還	
償還開始日	預託保証金を預入れた翌月末日	
割引率	3 %	リスク・フリーレート（20 年国債の利回り）による

預託保証金の回収キャッシュ・フローの現在価値は別紙のとおりです。

会計処理

1. 預託保証金預入れ時の処理

長期貸付金 B/S	112,694,320	現金預金 B/S	150,000,000
長期前払費用 B/S	37,305,680		

2. 翌月末の処理

・長期貸付金 B/S	281,736	受取利息	経常収支	281,736
・現金預金 B/S	625,000	長期貸付金 B/S		625,000
・支払家賃※1 経常収支	155,440	長期前払費用 B/S		155,440※

※1 支払家賃は長期前払費用の償却額。消費税は不課税。

※2 長期前払費用 $37,305,680 \div 240 = 155,440$

(注) これらの仕訳を加減算しますと、長期貸付金の当月末残高は別表の当月末簿価 C に一致します。

・支払家賃 経常収支	595,238	現金預金 B/S	625,000
仮払消費税 B/S	29,762		

(注) 預託保証金の償還を受けて、直ちに家賃を支払ったという処理を行うのですが、現金預金は動きませんので、実務上は次のように会計処理を行うことになるでしょう。

支払家賃 経常収支	595,238	長期貸付金 B/S	625,000
仮払消費税 B/S	29,762		

なお、消費税が内税処理されますので家主の家賃収入が消費税分減額されます。

他方、毎月の支払家賃は外税処理です。従って、この様な契約に同意するか否かは大変疑問です。

3. 翌々月の処理

・長期貸付金 B/S	280,878	受取利息 経常収支	280,878
・現金預金 B/S	625,000	長期貸付金 B/S	625,000
・支払家賃 経常収支	155,440	長期前払費用 B/S	155,440
・支払家賃 経常収支	595,238	現金預金 B/S	625,000
仮払消費税 B/S	29,762		

預託保証金を分割払いしたり、償還開始までに据置き期間を設けたりしますと、計算は非常に複雑になりますのでご留意ください。

会計処理は以上のとおりです。

従って、契約の経済的実態がどちらかを考察しなければなりません。

預託保証金の償却方法と家賃の関係

H22.2.27

預託保証金の償却方法が、貸主の資金繰りにどのような影響を与えるかを試算してみます。

法人税等の実効税率は、標準税率を用いると一般に次のようにになりますので、42.0%を用いて計算することとします。

外形標準課税適応会社では 40.69%

非適用会社では 42.05%

(1) 預託保証金を 10 年間据え置く場合の効果

預託保証金を受け取り時に全額収益となる場合の税金

$$\begin{aligned} &= 150,000 \text{ 千円} \times 42\% \\ &= 63,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

この税金の納付額を全額銀行借入れで賄うとします。

①年率 2% の場合の資金への影響

$$\begin{aligned} \text{資金への影響額} &= (63,000 \text{ 千円} \times 2\% \times 10 \text{ 年}) \times (1 - 42\%) \\ &= 7,308 \text{ 千円} \end{aligned}$$

10 年間で 7,308 千円の利益の減少、キャッシュ・フローの流失になります。

②年率 3% の場合では同じく 10,962 千円になります。

$$\begin{aligned} \text{資金への影響額} &= (63,000 \text{ 千円} \times 3\% \times 10 \text{ 年}) \times (1 - 42\%) \\ &= 10,962 \text{ 千円} \end{aligned}$$

このように、預託保証金を 10 年間据え置く方法を選択すると、納付する税金 63,000 千円と税引後の金利相当分がなくなりますので、貸主の利益もキャッシュ・フローも同額増加することになります。

(2) 10 年経過後、その後の 10 年間で全額償却するのを半額償却にする場合の効果

全額償却の場合の年償却額 = 15,000 千円

納付する税金 = 6,300 千円 … 15,000 千円 × 42% … A

半額償却の場合の年償却額 = 7,500 千円

納付する税金 = 3,150 千円 … 7,500 千円 × 42% … B

$$\text{納付する税金の減少額} = 3,150 \text{ 千円} \cdots A - B$$

納付する税金の減少効果（年利 2% の場合） (単位 : 千円)

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
資金増加	3,150	6,300	9,450	12,600	15,750	18,900	22,050
金利減少額		63	126	189	252	315	378
金利減少額累計							

	8 年目	9 年目	10 年目
資金増加	22,050	25,200	28,350
金利減少額	441	508	567
金利減少額累計			2,839

$$\begin{aligned}\text{資金への影響額} &= 2,839 \text{ 千円} \times (1 - 42\%) \\ &= 1,647 \text{ 千円}\end{aligned}$$

年利 2% の場合では、10 年間で納付する税金が 1,647 千円減少しますので、貸主の利益もキャッシュ・フローも同額増加いたします。
年利 3% の場合では同じく 2,470 千円増加いたします。

このように、(1) (2) の選択によって、貸主の利益とキャッシュ・フローを増加させて経営に寄与することになります。

もし、そうでない場合は賃料改定の話に発展する可能性があります。償却を先に延ばすことは、貸主にとって有利なだけでなく社協にとっても有利な選択なのです。

所謂 建設協力金について

平成 22 年 3 月 5 日

1. リース・バック方式

リース・バックとは、固定資産を取得後、あるいは現に所有する固定資産をリース会社に売却し、かかる後に、当該物件をファイナンス・リース契約によって賃借することを言います。

従って、今回の契約はリース・バックに当たりません。

2. 一般に言われる建設協力金の会計的な性質は、預託保証金でありまして金融商品に該当します。

そして、返済されるものは将来キャッシュ・フローの現在価値によつて預託保証金を認識し、支払額との差額は長期前払家賃として会計処理をいたします。

返還されない場合は、支払額の全てを長期前払家賃として、賃借期間にわたり定額法により償却して各期に配分します。

3. 今回の契約は、返還されませんので支払時に次のように処理します。

なお、返還されない場合の消費税の扱いは課税処理になります。

① 支払時の処理

長期前払家賃	157,500,000	現金預金	157,500,000
(消費税を長期前払家賃に加算します)			

② 償却時の処理……20 年償却の場合。

長期前払家賃償却	625,000	現金預金	656,250
仮払消費税	31,250		

4. 勘定科目

支払時の勘定科目を何にするかが問題です。

- ・ 預託保証金 : 実際は預託保証金ですが、返還されないのでこれを使用しない。
- ・ 長期前払家賃 : 返還されないこと、家賃に充当されることから、長期前払家賃が妥当かと思います。

- ・長期前払費用：長期前払費用も会計用語としては妥当な科目です。
償却時の借方科目としては、次の科目が考えられます。
- ・長期前払家賃償却
- ・長期前払費用償却
- ・支払賃借料または支払家賃

勘定科目は後日相談しましょう。

新社屋に関する資金負担に関して、B 税理士とのQ & A

* 平成 22 年 1 月 8 日、29 日時点では、リースバック方式による「建設協力金」という整理がされていなかった。

* 質問者：福祉公社常務理事

1 1月8日 Q & A

Q (事務局) : 法人が資金負担するに際し、どのようなことを留意したらよいのか？

A (税理士 B 先生) : 月々支払う家賃及び長期前払い家賃(償却分)(*)の合計額が、支払い家賃となるが、当該物件の近隣家賃相場を調査し、その金額に妥当性があるか検討を要する。

Q : 長期前払い家賃(*)を支出することに対し、留意しなければいけないことは？

A :

(1) 家主=武藏野美装の倒産等の不測の事態への対応が必要。

武藏野美装の経営状況、財務状況の検討が必要。また、不測の事態が発生した際の長期前払い家賃の保全の観点から、担保物件の確定と担保価値の確認が必要だ。

(2) 地震、火災等不可抗力への対処が必要

双方の責めによらない不可抗力により建物が使用できなくなった場合の長期前払い家賃のみ償却分の保全に向けた契約条項の検討が必要だ。

(3) 法人側の事情による途中解約への対処

法人側の都合で途中解約せざるを得ない場合も、法人側の責任範囲を限定するなど、契約条項の検討が必要だ。

2 1月29日 Q & A

Q (事務局) : 公益法人として、長期前払い家賃(*)として支出することは許されない、という意見があるが・・・？

A (税理士) : 実質的には建設負担金的性格(*)のものと考えれば良いのではない。

資金が潤沢であれば、所有権を取得するというのが最も良いが、諸般の事情により抛出できる範囲が限られており、かつ、地価の高い武藏野市内に事務所を構えることが絶対条件であれば、次善の策として、経常的な家賃負担を軽減するため、前払い家賃という名目で所有権取得を伴わない建設負担金的性格のものを抛出するという考えはできる。

ただし、前払い金が担保設定などにより、不測の事態があっても保全できるか、前払い金を含め負担金額が近隣家賃相場と比較して妥当か、の 2 点が肝要。

新社屋建設協力金に関して C 税理士への Q & A

1 日時：平成22年2月26日

2 質問者：福祉公社常務理事

3 Q & A (事務局→税理士C先生)

Q：建設協力金として貸主側に預託する可能性が高いが、その際の費目設定は？

A：費目設定は、契約書の内容に沿ってふさわしい費目に計上することになるので、現段階では何ともいえない(契約書次第)。

また、法人側の登記がされないので、拠出金を保全するためにも、考えられる限りのことを想定し、その対処方法を契約条項に盛り込んで契約書を作ることが肝要。

Q：会計処理の仕方は？

A：会計処理としては、建設協力金を貸主に預託した初年度に、貸借対照表の資産に計上する。これが償却される際に、賃貸借支出などの費目で毎年1年分を計上し、月々の支払いとして、経常経費に入れなければならない。

Q：建設協力金の位置づけは？

A：建設協力金でも前払い家賃でも、長期貸付金と考えるのがわかりやすい。

そうであるなら、金銭消費貸借契約を結び、担保を取り、本来なら利息を付して、月々返済される性質のものと考えられる。ただし、利息分も含め家賃と相殺される、と考えられる。

Q：毎年費用化して経常支出に計上するのであれば、老後福祉基金を取り崩して、建設協力金に充当することに問題があるか？

A：建設協力金(前払い家賃)に充当するためを特定資産から取り崩すことの是非は、会計上の問題ではない。基金規程に則ってなされているか、理事会が判断することだ。

Q：20年先の家賃まで充当できるように一括拠出するのは、問題があるのか？

A：(公社に関しては) 公益法人として問題がある。20年先公社が存続する可能性が不透明だ。

Q：それは公益財団ということが理由か？

A：そのとおり。20 年の間に公益財団としての存続が保てず解散した場合どうなるのか？

ただ、一般財団に移行するのであれば 20 年先までのリスクの話は違ってくる。一般財団か公益財団かの選択は、名をとるより、より良い市民サービスを提供するにはどうあるべきか、一般財団の方が自由度のきく事業展開ができるし、本来は社会福祉法人が一番ふさわしいのではないか。

2 税理士の先生から懸念・指摘されている事項（契約上、不測の事態への対応）の逆質問（税理士 C 先生→事務局）

Q（税理士の先生）：貸主から契約の中止を申し入れたら、協力金はどうなるか？

A（事務局）：償却済みの残りが返ってくる。

Q：それは借主（法人側）にとって有利と思う。しかし、3 億円は当初建設資金に充当して残らないはずだから、返金分の現金をどう調達するのかがわからない。
担保を差し出すのか？大丈夫なのか？

Q：借主（法人側）から、契約中止を申し入れたらどうなる？

A：中止した時点で、その先の権利を放棄することになる。

Q：これは大いに問題。次のテナントが決まるまでの空白期間分をペナルティとして貸主側に差し出すのは仕方ないとしても、償却前の残全額を放棄する必要はないと思う。借主と調整したほうが良い。

福祉公社・事務所移転に伴う民間ビル空室(事務所用)調査表

調査番号	賃貸物件名	所在地	状況と条件等	調査年月日
1	F & F (伊勢丹)	吉祥寺本町 1-11-5	伊勢丹閉店の動きあり。状況などを開発公社理事長聞く。テナント募集などはこれからであるが、商業ビルであるため、集客力を求めている。事務所用途には考えられない。	平成 21 年 5 月初旬
2	丸十ビル	境 1-2-1 (境北口駅前)	オーナーと現場で立会を調査する。 4 階と 6 階の合わせて 206 m ² 。賃料は月額 12,000 円／坪。 面積が狭小であり、対象外とする。	平成 21 年 5 月中旬
3	多摩中央信用金庫 (旧太平信用金庫)	西久保 1-6-27 (武蔵野警察前)	3 階のフロアが空いているとの情報あり。 旧耐震構造。会議室として使用しているため、賃貸は考えていないとのこと。	平成 21 年 5 月下旬
4	日進ハイツ	西久保 3-2-25 (中央通り)	オーナーが来社。空き部屋はあるものの、分散しており、事務所機能には不向き。	平成 21 年 6 月上旬
5	横河電機関係	中町 2 丁目地内	横河電機の使用していない事務所などが無いかを問合せる。 武蔵野市内に本社機能を集中させているため、賃貸をするようなことは考えていない。不動産部があるので、民間の賃貸物件を紹介しても良い。(住友信託銀行よりの情報)	平成 21 年 6 月下旬
6	モアビル	中町 2-30-1 (成蹊通りと井の頭通りの角)	代理人の浜商不動産と現地確認を行う。延べ床面積 1,493 m ² (地上 4 階・地下 1 階)。一括貸しを希望している。 賃料は月額 11,000 円／坪程度。保証金 5 か月 2,415 万円。 トイレは 2 階のみ。障害者用トイレなし。長期契約を希望している。 建物構造・賃料・貸主の条件からも対象外とする。 (住友信託銀行よりの情報)	平成 21 年 6 月下旬
7	不動産情報	市内の貸事務所を調査する	この時点で、約 150 件程度の貸事務所情報はあるが、ほとんどが 100 m ² (約 30 坪) であり、対象となる物件は無い。	平成 21 年 7 月上旬

22.06.18. 第二回 事務所移転検証委員会

資料 07-01

8	スバルビル (山梨中央金庫)	吉祥寺南町 1-6-1 (井の頭通り。公会堂入口)	3階フロア。狭小で対象外。 (住友信託銀行よりの情報)	平成 21 年 7 月上旬
9	ケユカ	吉祥寺東町 1-4-27 (五日市街道沿い)	売りに出ているとの情報あり。現状は洋食器などを扱う商業ビルであり、信託物件であった。事務所ビルとしては不適であった。(住友信託銀行に調査依頼する)	平成 21 年 12 月中旬
10	市内の不動産業へ 情報収集	市内全域	床面積で 700 m ² を超える物件は無い。 100~300 m ² 程度であった。(市民社協評議員＊不動産業)	平成 22 年 1 月中旬
11	インターネット情 報 三角ビル	吉祥寺東町 1-17-18 (五日 市街道沿い東京トヨタの前)	約 170 件あり。ほとんどが 100 m ² 以下 (約 30 坪)。 711 m ² 4 階建 坪単価 11,600 円 保証金 8 か月 礼金 1 カ月 249.3 万円／月	平成 22 年 3 月初旬

公共施設跡地利用・公共用地 各対象が最終的な移転案にならなかった理由

1 公共施設跡地利用

(1) 武蔵野市立西部図書館(境5-15-5)

昭和 56 年築：都営境五丁目住宅に合築。

平成 23 年 3 月：閉館予定（武蔵野プレイスに図書館機能を移転するため）

西部図書館は 999 m² あるが、2 階へのアプローチが階段のみ。都営住宅に付属する構造なので昇降機などの増設は困難で、窓口など市民対応機能および会議室など外来者が使用する可能性のある機能を全て 1 階に集中させなければならず、施設全体の使い勝手が悪い。

使い勝手・バリアフリー対応が不十分なこと、事務所機能が公益的施設(別紙)に該当するかという問題があること、当初目的を変更する場合有償になること（ただし、近隣相場より相当な廉価ではある）から移転案までに至らなかった。

(2) 旧武蔵野市立桜堤小学校 東校舎（通称：ハチの巣校舎）(桜堤1-7-25)

昭和 41 年築

特別支援学級こぶし学級、民俗資料収蔵庫、図書交流センター等複数機能に使用されている。

過去に耐震補強工事が施されているが築年数が古いため、現に学校施設として使用していることから、教育委員会との調整が必要であり、移転案までにはいたらなかった。

(3) 東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター(旧武蔵野保健所)

(西久保3-1-22)

地域センター機能について、東京都は撤退を望む一方、地元武蔵野市及び三鷹市の健康政策方針として、センター機能の存続を強く要望し続けている背景がある中で、センター機能を残したまま両法人事務所が入居できる規模の空間確保が難しく移転案までに至らなかった。

2 公共用地

(1) 旧武蔵野市立中央図書館跡地(更地)(吉祥寺北町4-8)

地積: 2066.20 m² 第一種住居地域 2 種高度地区、建ぺい率 60%、容積率 200%

(2) 中町第1自転車駐車場・第2自転車駐車場(中町1-17、1-18)

地積: 1141.63 m²・1905.55 m² 合計 3047.18 m²

高度指定なし 商業地域 建ぺい率 80%、容積率 500%

※ (1) (2) とも高度利用が可能で、両法人の事務所機能だけでは活用しきれない用地であり、第五期基本構想・長期計画で議論されるべき対象と考える。したがって、当該用地の活用方針が具体化するまでに数年を要するため、いずれも移転案までに至らなかった。

東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱(平成12年5月1日施行)

別紙

地域開発要綱別表第1回文寸照表

別表2

	施設の種類及び整備基準	事業 主体	施工 者	財政援助		施設 の管 理者	備 考
				区分	財産処理		
改 正 案	1 公共的施設						有償譲渡(受託事業)とは施設について都が区市町村から委託を受けて施工し、竣工後に引き渡すのである。
	(1) 次に掲げる施設のうち必要なものを、都が行う住宅建設事業に支障のない範囲で住宅敷地に整備し、又は住宅棟(2に定める区市町村公共住宅を含む。)に併設する。						
	ア 福祉関連施設						
	児童福祉施設: 子ども家庭支援センター、ファミリー・サポートセンター、保育所、保育室、学童クラブ、児童館等						
	老人福祉(保健)施設: 在宅介護支援センター、高齢者在宅サービスセンター、痴呆性高齢者デイホーム、訪問看護ステーション、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター等						
	障害者福祉施設: 障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、心身障害者(児)訓練施設、心身障害者授産施設、心身障害者福祉作業所等						
	グループホーム: 痴呆性高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホーム、高齢者グループリビング等						
	イ 地域福祉施設: 公民館等市民集会施設、図書館・博物館・体育館等社会教育施設、区市町村出張所、ワークプラザ等						
	ウ 防災関連施設: 都及び区市町村の防災計画等に基づき設置し、区市町村が管理運営する防災関連施設(災害用備蓄倉庫等で、おおむね100㎥以下のもの)						
	エ リサイクル関連施設: 区市町村が管理運営するリサイクル関連施設(リサイクル用ストックヤード、生ごみ堆肥化施設等で、おおむね100㎥以下のもの)						
	(2) 施設の建築延面積は、住宅建設戸数に見合ったものとする。						
	(3) 特別養護老人ホーム及び老人保健施設を整備することができる団地は、住宅建設戸数がおおむね300戸以上で、住宅敷地面積がおおむね20,000㎡以上のものとする。						
	2 区市町村公共住宅						
	区市町村が管理運営する公共賃貸住宅を、都が行う住宅建設事業に支障のない範囲で整備する。						

施設の種類	整備基準	整備 主体	財政的援			施設 の管 理者	備 考
			区分	経費	財産処理		
現 行 地 域 施 設	小学校 中学校				(省略)		
					(省略)		
	1 区市町村の計画に基づき、一団地又は近接する団地を合わせ、建設戸数1,000戸を標準とし、下記施設のうち必要なものを延面積2,000㎡を限度として、住宅建設と同時に住宅の下層に設置する。 ただし、対象戸数については、区市町村が必要とする場合は、既存都営住宅及び将来の建設計画戸数を加えることができる。 (公民館、図書館、青年団人館、体育施設その他の社会教育施設、市民集会施設、老人福祉施設及び区市町村出張所)	区市町村	併存施設	建 物	一部負担	—	区市 町村
	2 前項の施設を住宅の下層に設置しがたい場合、原則として団地内にその施設(延面積2,000㎡を限度)を設置するに必要な用地			用 地	—	無償貸付	
			単独施設	用 地	負 担	—	
				建 物	—	—	
				用 地	—	—	
	1 区市町村の計画に基づき、適宜可能な範囲にある既存都営住宅及び将来の建設計画戸数を合わせて1,000戸(ただし、保育所については500戸)を標準とし、下記施設のうち必要なものを住宅建設と同時に住宅の下層に設置する。 (保育所、児童館(育成室を含む)、幼稚園)	部	併存施設	建 物	—	無償使用許可	区市 町村
	2 前項の施設を住宅の下層に設置しがたい場合、原則として団地内にその施設(延面積2,000㎡を限度)を設置するに必要な用地			用 地	—	無償貸付	
			単独施設	用 地	—	—	
				建 物	—	—	
				用 地	—	—	
	消防署所等、公設小売市場、警察官派出所				(省略)		

財団法人 武藏野市福祉公社 概要説明

● 武藏野市福祉公社(福祉公社)とは

福祉公社は、住みなれた街で安定した老後を送りたいという高齢者の希望に応えるため、昭和 55 年に設立された団体です。平成元年 3 月 31 日東京都より財団法人の認可を受け、在宅福祉の推進役として多様なサービスを提供している。

● 福祉公社の歴史

- 昭和 55 年 福祉公社設立
- 昭和 56 年 福祉公社事業開始
- 平成元年 財団法人の認可を受ける。

● 事務局職員 101 名（固有 26/嘱託 40/アルバイト 27/市派遣 8）（平成 22 年 4 月現在）。このうち、大信ビルで働く職員数：42 名（固有 12/嘱託 24/アルバイト 3 /市派遣 3 ）

● 公社に関する主な計画

- ・ 財団法人武藏野市福祉公社中長期事業計画（平成 21 年 3 月策定）
- ・ 高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画・障害福祉計画（市策定/武藏野市健康福祉総合計画内/平成 21 年 3 月策定）

● 福祉公社の事業（■：本部の事業 □：高齢者総合センター・北町高齢者センターの事業）

■ 高齢者の保健、医療、福祉サービスに関する啓発普及事業

「市民のための古い支度講座」「古い支度・成年後見相談会」の開催、ホームヘルパー養成等講習等

■ 高齢者の福祉に関する調査研究開発事業

近年は新公益法人制度に対応するための公社の方向性を研究している。

■ 高齢者総合相談及び低所得者のための市民シルバー助け合い事業

□ 高齢者の福祉施設の管理運営受託事業

高齢者総合相談（一般相談、法律相談）を開催

□ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

■ 高齢者の有償在宅福祉サービス事業

- ・ 市内在住の高齢者及び中度以上の障害者に対する包括的な身上配慮サービス
- ・ 福祉資金貸付事業（有償在宅福祉サービス利用者に対する、自宅不動産を担保とした福祉資金貸付事業）
- ・ 住民参加型在宅サービス

■ □ 介護保険法における居宅介護支援、要介護認定調査、介護予防支援、訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護事業。

- ・ ケアマネジャー業務、介護保険法および市単独事業、公社独自事業によるホームヘルパー派遣業務等

- ・ 障害者を対象としたホームヘルパー派遣

- 身体・知的・精神障害者及び児童居宅介護事業
- 高齢者等の権利擁護事業（相談援助、金銭管理、財産保管サービス、福祉サービス利用援助、成年後見制度の利用援助）及び成年後見事業（法定後見、任意後見）
- 在宅介護支援センター業務に関する事業
- 高齢者等の介護予防及び社会活動センター、補助器具センター、地域包括支援センター、食事サービスに関する事業
- その他、法人の目的を達成するために必要な事業

(単位：千円)

収入		支出	
基本財産利息収入 0.5%	4,122	啓発普及 0.1%	1,106
特定資産利息収入 0.2%	2,079	ホームヘルパー養成等講習 0.9%	6,697
家事援助等給付事業収入 7.8%	70,906	調査研究開発 0.2%	1,250
介護保険収入 29.9%	272,446	市民シルバー助け合い 0.8%	6,161
居宅介護サービス収入 1.0%	8,953	高齢者総合センター管理運営 6.6%	51,230
ホームヘルプ個人利用料収入 1.5%	14,010	在宅介護支援センター 6.1%	47,839
認知症高齢者見守り支援収入 0.1%	832	地域包括支援センター 1.0%	7,732
権利擁護事業利用料収入 0.2%	1,708	補助器具センター 2.5%	19,297
地域福祉権利擁護事業利用料収入 0%	0	デイサービス 11.7%	91,520
成年後見人報酬収入 1.0%	9,200	社会活動センター 7.2%	56,316
養成講習会受講料収入 0.2%	1,618	北町高齢者センター 11.2%	87,363
利用者負担金収入 1.3%	12,085	生活支援 2.1%	16,781
北町高齢者センター受託料収入 2.8%	25,269	有償在宅サービス 14.6%	113,688
高齢者総合センター受託料収入 20.2%	183,969	権利擁護 0.7%	5,844
ホームヘルプセンター受託料収入 1.8%	16,623	地域福祉権利擁護 0.5%	4,181
要介護認定調査受託料収入 0.4%	3,776	成年後見 0.8%	6,542
地域福祉権利擁護事業受託料収入 0.5%	4,181	居宅介護支援 2.6%	20,003
地方公共団体補助金収入 8.6%	78,362	訪問介護サービス 17.9%	139,800
補助金収入 0.3%	2,407	居宅介護サービス 2.1%	16,074
寄付金収入 21.2%	192,740	管理費 10.4%	81,151
雑収入 0.5%	4,708		
合計 100%	909,994	合計 100%	780,575

武藏野市福祉公社の收支状況

1. 収入の部

(単位:千円)

科 目	年 度	決 算			予算
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
事業収入		830,313	747,630	706,345	755,903
自主事業収入		448,843	408,822	391,757	408,875
収益事業		392,098	347,846	327,460	340,304
補助事業(市)		48,691	53,900	51,771	58,179
補助事業(市以外)		8,054	7,076	12,526	10,392
受託事業収入(市)		287,269	264,267	233,818	254,763
受託事業収入(市以外)		94,201	74,541	80,770	92,265
事業外収入		202,904	31,707	203,649	10,844
基本財産運用収入		2,500	2,627	4,122	4,090
会費収入		0	0	0	0
運営費補助金		0	0	0	0
特定資産取崩収入		5,800	0	0	
その他		194,604	29,080	199,527	6,754
臨時収入		0	0	0	0
収 入 合 計		1,033,217	779,337	909,994	766,747

2. 支出の部

事業費支出		801,349	761,552	699,424	753,547
自主事業支出		134,550	150,852	141,288	147,656
受託事業支出		666,799	610,700	558,136	605,891
管理費		110,722	69,275	81,151	92,166
事業外支出		9,730	9,650	196,790	6,210
支払い利息		0	0	0	
特定資産積立支出		9,730	9,650	196,790	6,210
その他		0	0	0	
臨時支出		0	0	0	
支 出 合 計		921,801	840,477	977,365	851,923

取 支 差 額	111,416	▲ 61,140	▲ 67,371	▲ 85,176
---------	---------	----------	----------	----------

收支状況に関する説明

- 収入の部・事業外収入・その他の大半は、寄付金収入である。
- 平成20年度以前は、寄付があっても老後福祉基金などに積み立てることはしていなかった。
- 平成21年度以降、寄付金収入は特定資産積立支出として、老後福祉基金に積み立てている。
- 福祉公社会計の収支差額は毎年6,000万円～9,000万円程の支出超過となる。
(平成20年度以前は、寄付金収入を除外した場合)
- 支出超過分については、前年度からの繰越金を充当している。
- 平成21年度から平成22年度への繰越額は112,776,648円である。
- 平成21年度末現在の老後福祉基金資産は、495,979,806円である。

武藏野市民社会福祉協議会の收支状況

1. 収入の部

(単位:千円)

科 目 年 度	決 算			予 算 平成22年度
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
事業収入	57,221	84,110	92,349	106,228
自主事業収入	16,089	16,109	15,815	15,732
収益事業	8,036	20,890	22,287	20,026
補助事業(市)	11,213	1,300	0	1,210
補助事業(市以外)	0	0	0	0
受託事業収入(市)	20,122	43,841	48,133	61,086
受託事業収入(市以外)	1,761	1,970	6,114	8,174
事業外収入	94,591	100,399	93,249	94,144
基本財産運用収入	1,093	2,432	2,543	1,550
会費収入	4,701	4,330	4,286	5,200
運営費補助金	51,778	52,668	49,811	43,168
特定資産取崩収入	30,000	30,000	30,000	36,601
その他	7,019	10,969	6,609	7,625
臨時収入	7,080	7,068	5,551	7,500
収 入 合 計	158,892	191,577	191,149	207,872

2. 支出の部

事業費支出	58,526	82,973	78,780	92,936
自主事業支出	47,142	41,597	35,679	44,083
受託事業支出	11,384	41,376	43,101	48,853
管理費	101,088	98,524	104,601	129,224
事業外支出	0	3,253	936	1,401
支払い利息	0	0	0	0
特定資産積立支出	0	0	0	1
その他	0	3,253	936	1,400
臨時支出	0	0	0	500
支 出 合 計	159,614	184,750	184,317	224,061

収 支 差 額	△ 722	6,827	6,832	△ 16,189
---------	-------	-------	-------	----------

収支状況に関する説明

- 収入の内の事業収入では市の委託金収入がメインで、年々増加している。
- 事業外収入は、市の運営費補助金収入がメインで、事業外収入の約5割を占める。
- 平成16年度より毎年3千万円ずつ基金を取り崩している。
- 支出は市の運営費補助金を充当している管理費（人件費支出と事務費支出）がメインである。
- 人件費支出が支出総額の6割近くを占める。
- 20年度及び21年度の収支差額はプラスであるが、これは、20年度は正規職員1名が欠員、また21年度は下半期に正規職員1名の欠員及び新規事業受託に伴い新規採用予定の嘱託職員がなかなか決まらなかつたためプラスになった。しかし、例年、支出超過であり、その超過分には前期末支払資金残高を充当している。
- 22年度は不足していた正規・嘱託職員の新規採用を行った。

武藏野市民社会福祉協議会（市民社協）

●社会福祉協議会（社協）とは

全国の都道府県・区市町村に 1 つずつ設置された社会福祉法に基づく非営利の民間福祉団体。地域福祉の推進役として、全国におよそ 2,000 設置されている。

●市民社協の歴史

- 昭和 37 年 武蔵野市社会福祉協議会設立
- 昭和 53 年 社会福祉法人格を取得し武蔵野市民社会福祉協議会へ
- 平成 7 年 市民社協とボランティアセンター武蔵野が統合

●事務局職員 23 名（固有 6 ／嘱託 12 ／バイト 3 ／市派遣 2 ）（平成 22 年 6 月 1 日現在）

●社協に関する主な計画

- ・地域福祉計画（市策定／武蔵野市福祉総合計画内／平成 18～23 年度）
- ・三団体改革基本方針制定に伴う市民社協具体的個別計画（社協策定／平成 20 年 2 月）
- ・市民社協第 2 次会員増強計画（社協策定／平成 20 年 10 月）
- ・中期計画（社協策定／平成 21～24 年度）
- ・ボランティアセンター武蔵野基本計画（VCM 策定／平成 22～24 年度）

●社協の事業 ※事業のくくりは便宜上今回つけたもの

理念 市民の主体的参加と協働による「ささえあいのまちづくり」

○支援の必要な方への各種サービス

- ・高齢者
ねたきり高齢者理容・美容サービス（受託）／テンミリオンハウス起業・運営支援（受託）／武蔵野市老人クラブ連合会事務局／移送サービス事業「レモンキャブ」（受託）／中学生から老人ホームへの年賀状、夏期見舞い状の発送
- ・障害者
ドライブレクリエーション（10 月）／重度心身障害者理容・美容サービス助成（受託）／地域活動支援事業（受託）
- ・子ども
児童養護施設との交流／民間児童福祉施設助成
- ・低所得家庭
歳末見舞金／むさしのジャンボリー参加費支給／小学校入学祝金支給／高校生教材代支給／交通費児童家庭援助費支給／生活安定化総合対策事業（受託）／住宅手当緊急特別措置事業（受託）／生活資金・入学資金・生活福祉資金貸付事業（受託）

○住民・福祉活動の支援

地域社協支援／ボランティア・市民活動団体助成

○ボランティアセンター武蔵野運営

相談・紹介、講座開催、ネットワークづくりなど

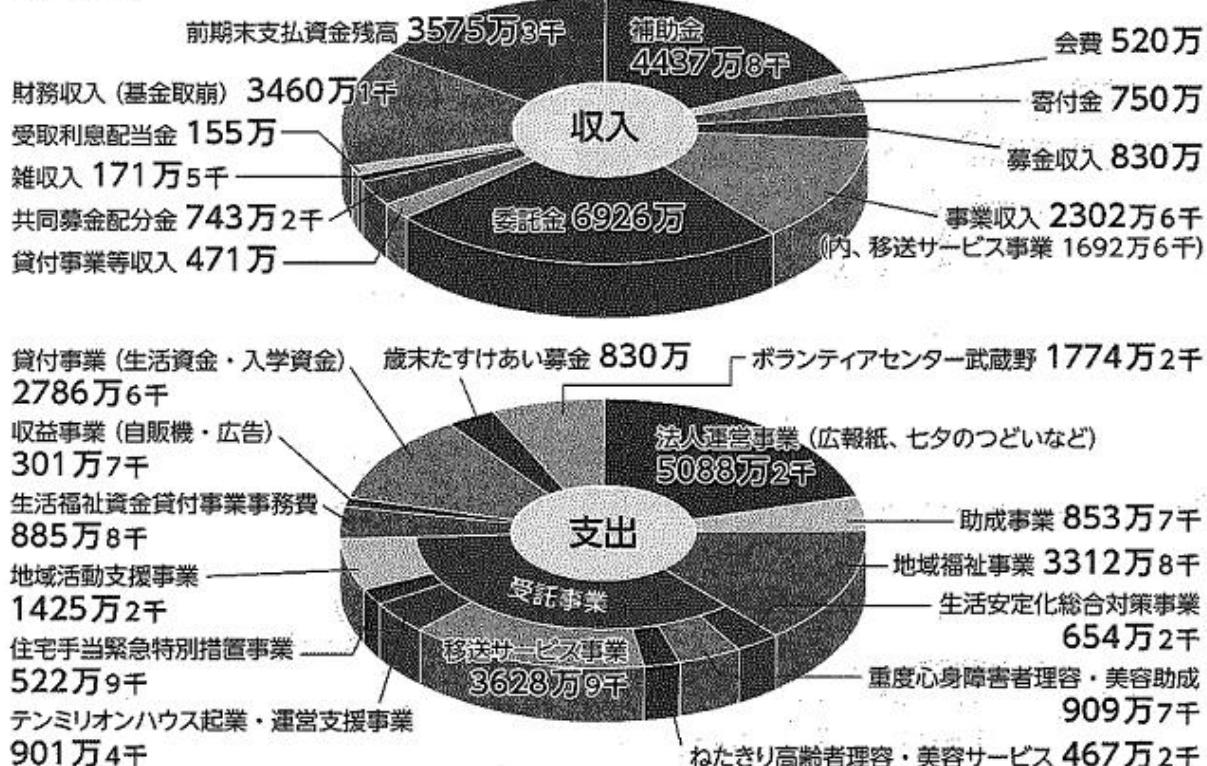
○その他

広報紙／ホームページ／七夕のつどい／インターナンシップ受け入れ／結婚相談／福祉機器・機材等貸出／福祉教育／各種イベント参加／歳末たすけあい募金／収益事業

●平成 22 年度市民社協予算

総額：2億4342万5千円

【単位：円】



●財源

補助金・委託金、赤い羽根・歳末たすけあい共同募金、収益事業(自販機・広告)、チャリティゴルフ大会、事業収入、基金・運用益、寄付金・会費など

○地域社協活動費の財源内訳 (*22 年度の場合、各地域社協 40 万円助成等)

	金額	% (小数点以下切上げ)
赤い羽根共同募金配分金	1,911,000 円	3 6 %
歳末たすけあい運動配分金	1,330,000 円	2 5 %
社協独自財源からの補助	2,119,000 円	3 9 %

その他詳細は、市民社協ホームページ (<http://www.shakyou.or.jp/>) をご覧ください

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会(社協)とは、市民が主体となって福祉の問題を考え、協力して人間性豊かな『福祉のまち』を創ることを目的として、全国の都道府県、市区町村に組織的に設置された民間の福祉団体で、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人です。

市民社協の沿革

武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)は、昭和37年6月9日に設立、昭和53年4月24日に社会福祉法人として認可されました。以来、行政では実施することが困難な福祉事業を、福祉団体、関係機関、市民のみなさんとの協働によって、実施しています。

市民社協では、平成7年度より、市内13地区に地域福祉活動推進協議会(地域社協)を設置し、地域福祉のいっそうの充実を図るとともに、地域社協が行う、地域住民同士のネットワークの形成や助け合い、支え合いを推進しています。

また、当社会福祉協議会は、『市民が主役の社協』という意味で、全国で唯一、その名に『市民』の文字が入っています。

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会は、みなさまからの会費やご寄付、行政からの補助により活動を行っています。
本会へのご寄付は、寄付控除の対象になります。

<交通>

●バス

JR中央線・京王井の頭線 吉祥寺駅中央口より関東バス①②乗り場
『北町1丁目』『成蹊学園前』下車徒歩2分

●徒歩

吉祥寺駅中央口から徒歩15分



<開所時間>

- 月～金曜日 8：30～17：00
※VCMは土曜日も9:00～17:00開所
- 日祝祭日・年末年始 休み

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

電話：0422-23-0701
E-mail : shimin@shakyou.or.jp

ボランティアセンター武蔵野(VCM)

電話：0422-23-1170
E-mail : vcm@shakyou.or.jp

FAX(共通):0422-23-1180

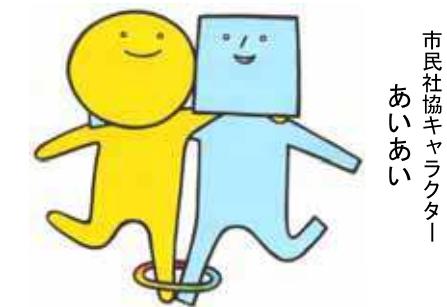
URL(共通):<http://www.shakyou.or.jp/>

〒180-0004

東京都武蔵野市吉祥寺本町4-10-10
大東京信用組合ビル3階

市民が主役

“ささえあいのまちづくり”
をめざして！



武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）は、武蔵野市における地域福祉の推進役です。

市民社協は、『だれもが安心して、住み慣れた地域で、その人らしく、尊厳を持って、自立した生活を送れるような豊かなまち（地域）をつくること』をめざして、地域の福祉活動を支援し、市民の方々と協働しながら、行政の手の届きにくいきめ細やかな援助を行っています。

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

ボランティアセンター武蔵野(VCM)

市民社協の主な事業

●市民のみなさんが行う福祉活動の支援

【地域社協(福祉の会)の支援】

地域社協は、概ね小学校区ごとに13の地区で設立されています。地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざという時の助け合い・支え合いの体制をつくります。

【ボランティア・市民活動団体助成】

市内で活動する団体の行うボランティア・市民活動及び福祉事業に対して、事業費を助成します。
(対象となる団体の条件など詳細はお問い合わせください)

【テンミリオンハウス運営・起業支援】

テンミリオンハウスを始めてみたい方の相談や事業計画立案のお手伝いします。また、運営をはじめた方々に対して、必要な情報の提供などを通じて支援します。

●支援の必要な方へのサービス

【高齢者のために】

- ねたきり高齢者の理容・美容サービス

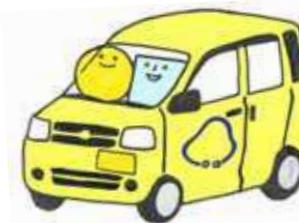
【障がい者のために】

- 重度心身障害者の理容・美容サービス助成
- ドライブレクリエーション
(東京都個人タクシー協同組合のご協力で実施)
- 地域活動支援事業

【移送サービス事業(レモンキャブ)】

外出が困難な高齢者や障がい者のための移送サービスで、地域の商店主を中心とした運行協力員によって運行します。

通院や買い物などご希望に合わせてご自宅までお迎えします。ご利用にはレモンキャブ利用会員登録が必要です。



【子どものために】

- 市内民間児童福祉施設助成
- 市内養護施設「のぞみの家」「赤十字子供の家」との交流事業（運動会・芋掘り・もちつきなど）

【低所得のご家庭に】

- 高校生教材代、小学生へのむさしのジャンボリー参加費、小学校入学祝金支給
- 交通遺児家庭への援護費支給

【貸付事業】

低所得世帯の方に対し、低利または無利子で貸付（入学資金、生活資金、生活福祉資金）を行います。

【生活安定化総合対策事業】

一定所得以下の方を対象に、生活や就労に関する相談、職業訓練、各種貸付を通して、生活の安定、正規雇用に向けた支援を行ないます。

【相談事業(無料)】

- 結婚相談

相談日：毎週月曜日 13:30～16:00
場 所：市民社協

【ボランティアセンター武蔵野】

市民がそれぞれ自由な立場から、「無理なく、楽しく、長く」ボランティア活動に取り組めるよう、活動のきっかけづくりやコーディネートなどの支援をしています。

＜主な事業＞

ボランティアコーディネート、お父さんお帰りなさいパーティ・サロン、各種ボランティア講座、被災者支援ボランティアネットワークなど

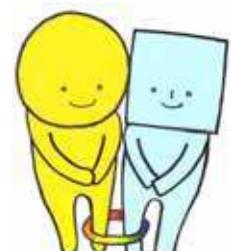
【広報活動】

毎月第1日曜日に『市民社協だよりふれあい』を発行し、福祉やボランティア情報を伝えています。

【その他の事業】

- 歳末たすけあい運動（毎年12月）
- 市民社協「七夕のつどい」（毎年7月）
- チャリティゴルフ
- 福祉機器の貸出（車いすなど）

会員になって支えてください！



【年額（一口）】

- 個人会員 1,000円
- 団体会員 5,000円
- 特別賛助会員 10,000円

入会手続き・会費納入は、市民社協、各コミュニティセンター（けやき・分館は除く）でできます

平成21年度 武蔵野市民社会福祉協議会 決算・事業報告

1. 決算状況

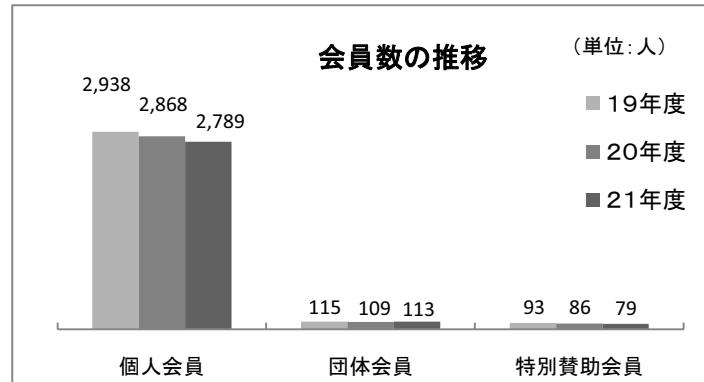
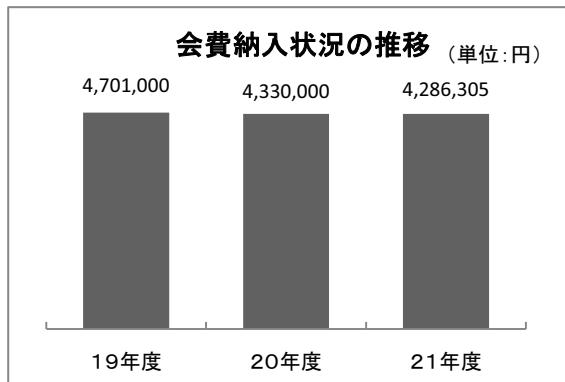
(単位:円)

会計種別	当年度収入	前年度繰越金	収入合計	当年度支出	当年度収支	翌年度繰越金
一般会計	161,428,162	11,702,964	173,131,126	151,902,930	9,525,232	15,588,196
特別会計	29,720,863	20,852,037	55,118,482	32,413,742	△2,692,879	23,799,158
合 計	191,149,025	32,555,001	223,704,026	184,316,672	6,832,353	39,387,354

※会計単位外貸付金および会計単位外借入金については含まれていません

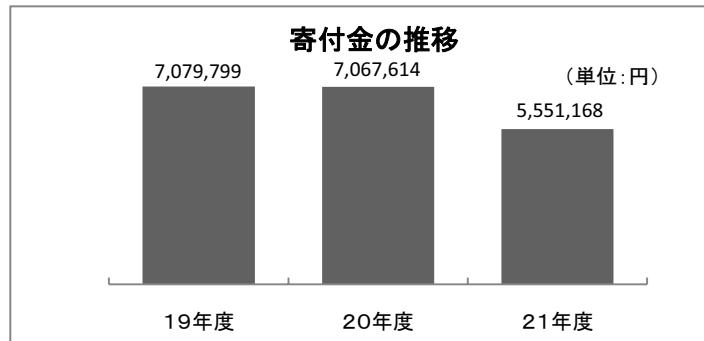
※当年度収入のうち、市・補助金及び委託金の割合は約54.4%

2. 会費納入状況および会員数の推移 (*各年度末)



3. 寄付金収入の金額と推移

寄付種別	件数(件)	金額(円)
一般寄付金	126	4,151,168
指定寄付金	21	1,400,000
合 計	147	5,551,168



4. 主な事業の決算 (*金額には人件費は含まれていません ※金額は括弧内の注記のあるもの以外は事業費)

事 業 名	内 容 ・ 実 績 な ど	金 額(円)
法人運営事業	『市民社協だより ふれあい』発行	毎月発行し、新聞折込等にて配布、印刷部数54,000部。
	『七夕のつどい』開催	毎年7月第1日曜日、市民文化会館で行う会員対象の映画会。21年度は『歓喜の歌』を上映。
	福祉教育事業	市内関係機関と協働での子どもや市民の福祉理解を深めるイベント、プログラム作り。
	中期計画の策定	市民社協の活動及び運営方針を示す中期計画を21年8月末に策定。
助成事業	ボランティア・市民活動団体助成	ボランティア・市民活動への助成制度。歳末たすけあい募金等を財源に36団体45事業に助成。(* 助成金額のみ)
	民間児童福祉施設助成	5施設に児童への待遇や備品購入費を助成。(* 助成金額のみ)
地域福祉事業	地域社協の活動支援	13の地域社協(福祉の会)に活動費を助成。(* 助成金額のみ)
	地域福祉ファシリテーター養成講座開催	地域福祉活動支援のため、地域活動に携わる方が交流を深めながら、活動で役立つノウハウや実践的なスキルを総合的に学べる連続講座を実施。13名参加。
	児童福祉事業	低所得世帯の高校生に教材代を、また小学生にむさしのジャンボリー参加費を支給。児童養護施設との交流。

事 業 名		内 容・実 績 な ど	金 額(円)
地域福祉事業	心身障害者福祉事業	個人タクシー協同組合の協力による日帰りのドライブレクリエーション。障がい者17名と付添者14名を東京タワーにご招待。平成14年から公開しているバリアフリーHPを更新。	284,348
	更生援護事業	所得の少ない世帯に夏期見舞金・小学校入学祝金を支給。交通遺児家庭に援護費を支給。	604,000
	相談事業	毎週1回、結婚相談を実施。また年2回「お見合いパーティ」を開催。	374,567
受託事業	重度心身障害者(児) 理容・美容サービス事業	身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹機能障害)、視覚障害1級、愛の手帳1・2度の方。理容・美容サービスに対して年間5回を限度に、一定額を助成。	7,131,714
	ねたきり高齢者 理容・美容サービス事業	65歳以上でねたきりもしくはそれに準じた状態にあり外出が著しく困難な方に、年間5回の出張理容・美容券を支給。	3,286,797
	テンミリオンハウス起業 運営支援事業	テンミリオンハウス運営希望団体や採択された団体に必要なノウハウの提供、相談・助言等の支援等を行う。また、すでに運営している団体に対して、事業運営上での必要な助言等の支援。運営マニュアルの作成、連絡調整、広報活動等。	1,759,105
	移送サービス事業	公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者に対し、地域のボランティア(運行協力員)の協力を得て福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運行。	29,689,190
生活福祉資金貸付事業	生活安定化総合対策事業	東京都の左記一部事業の受付を担う「生活安定応援窓口」を設置。生活や就労に関する相談に応じ、職業訓練や生活資金、学習塾代の貸付などを通じて、生活安定や正規雇用に向けたきめ細かな支援を行う。(* 金額は貸付金額ではなく事務費用。貸付金は対象者に東京都から直接送金)	197,900
	住宅手当緊急特別措置事業	離職者であり、就労能力・意欲のある者のうち、離職により住宅を喪失又は喪失のおそれのある者を対象に、住宅手当の支給と住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	568,000
生活福祉資金貸付事業		東京都社会福祉協議会からの委託を受け、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に、自立支援のための各種資金の貸し付け。21年度は184件の貸付を決定。(* 金額は貸付金額ではなく事務費用。貸付金は対象者に東京都社会福祉協議会から直接送金)	1,258,675
収益事業	自動販売機運営事業	公共施設に自動販売機を設置(19台)、手数料収入を得る。その収益は社会福祉事業に充てる。 (* 収入)	4,209,529
	広告事業	「市民社協だより ふれあい」に広告を掲載。 (* 収入)	1,660,000
貸付事業	生活資金貸付事業	病気・失職等、不測の事態により緊急に援護を必要とする低所得世帯の方に、無利子で生活費を貸付ける。21年度は3件450,000円	450,000
	入学資金貸付事業	低所得で、高校・大学・専門学校等の入学時の資金に困っている世帯に資金を無利子で貸付ける。21年度は1件400,000円	400,000
歳末たすけあい募金事業		共同募金の一環として、民生児童委員・赤十字奉仕団・地域のボランティアの方々のご協力を得て、毎年12月に募金活動を実施。集まった募金は、低所得世帯への歳末お見舞金のほか、翌年度の地域福祉活動費配分金として、地域社協への活動費やボランティア・市民活動団体の事業費への助成金に充てられる。(* 募金額)	8,301,503
ボランティアセンター武蔵野事業	講座等の実施	傾聴ボランティア養成プログラム、ムーレンジャー(被災者支援ボランティア)養成講座、協働講座「体と脳を鍛えよう～認知症を知り予防する～」「子育て支援ボランティア講座」、コーディネーター養成講座フォローアップ、ハートボラセミナー～精神保健福祉ボランティア養成講座～	1,264,421
	活動支援・きっかけづくり	お父さんお帰りなさいパーティ、おとばサロン、大学間ボランティアネットワーク、夏！体験ボランティア、お仕事サロン、出前講座	
	情報提供	VCM通信の発行、ホームページの管理・運営	
	コーディネート	施設ボランティア懇談会、ボランティア連絡協議会、あつたかまつり、ボランティアコーディネート活動(依頼件数:454件 紹介:379件)	

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

～心豊かな“福祉のまちづくり”をめざして！～

○社会福祉協議会（社協）とは、市民が主体となって福祉の問題を考え、協力して人間性豊かな『福祉のまち』を創ることを目的として、全国の都道府県、市区町村に組織的に設置された民間の福祉団体で、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人です。



武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）は、武蔵野市における地域福祉の推進役です。

市民社協は、『誰もが安心して、住み慣れた地域で、その人らしく、尊厳を持って、自立した生活を送れるような豊かなまち（地域）をつくること』をめざして、地域の福祉活動を支援し、市民の方々と協働しながら、行政の手の届きにくいきめ細やかな援助を行っています。

市民社協が行う主な事業

平成21年8月に策定された「中期計画」に基づいて、市民一人ひとりが必要としている支援を総合的に行なう社協を目指します。

ボランティアセンター（※リーフレット参照）

- ボランティアコーディネート
- お父さんお帰りなさいパーティ・おとはサロン
- ボランティア講座
- 被災者支援ボランティアネットワーク
- 夏！体験ボランティア
- お仕事サロンなど

地域の福祉活動を応援

- 地域社協やボランティア団体への助成などを通じて、地域の安心助け合いネットワークや福祉のまちづくりを進めます。
- 地域社協（福祉の会）の支援
 - ボランティア・市民活動団体助成
 - テンミリオンハウス起業・運営支援

子どもたちのために

- 何らかの理由で親元から離れて子どもたちが暮らす児童養護施設などに子どものケアのための助成や、地域との交流の仲介役をしています。
- 市内民間児童福祉施設助成
 - 児童養護施設との交流

低所得の方のために

- 無利子または低利子での貸付や支給を行っています。
- 高校生教材代、むさしのジャンボリー参加費支給

- 交通遺児家庭援護費、小学校入学祝金支給

- 生活安定化総合対策事業
- 住宅手当緊急特別措置事業
- 生活福祉資金・生活資金・入学資金貸付 など

高齢者・障がい者のために

- ドライブレクリエーション
- 重度心身障害者（児）理容・美容サービス
- ねたきり高齢者理容・美容サービス
- レモンキャブ（移送サービス）
- 地域活動支援事業（障がい者の講習会）

福祉の理解を広める

- 広報紙やホームページの質を高め、市民社協や地域福祉の理解を広めていきます。
- 市民社協だよりふれあい、VCM通信
 - ホームページ
 - 七夕のつどい
 - 福祉学習

その他

- 中期計画策定
- インターンシップ
- 結婚相談
- 車いすなどの貸出
- 老人クラブ連合会事務局

市民社協の活動は会費や寄付で支えられています

地域福祉の充実のためにご支援よろしくお願いします。

- 会費
- 寄付
- チャリティゴルフ大会
- 自動販売機運営
- 広告
- 歳末たすけあい募金
- 不要入れ歯・使用済み切手・カード・インクカートリッジ回収

ぜひ地域の福祉にご支援を！

年額（一口）個人会員	1,000円
団体会員	5,000円
特別賛助会員	10,000円

- 特典 七夕のつどい（映画会）へのご招待など
- 市民社協・コミュニティセンター（けやき・分館除く）・市政センターで受け付けています

種別	団体名	
福祉	地域福祉活動推進協議会（地域社協）	
【概要・活動内容】		【こんな人向き・関心ある人・歓迎する人】
<p>「地域福祉活動推進協議会」（略して地域社協）とは、お互いのプライバシーを尊重しながら、地域において常日頃から温かく優しい人間関係を築き、「隣近所で困っている人、困っていることがあれば地域のみんなで助け合い、支えあっていこう」という地域住民の支え合い活動を目的とした協議会です。現在、市内に13の地域社協が設立され、活動を展開しています。地域社協は、地域によっては「福祉の会」といった通称で呼ばれています。地域によってその活動は様々ですが、主な活動は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者のための災害時支援ネットワークへの取り組み ・ご近所の集まりの開催 ・助け合いネットワークづくり ・コミュニティセンターや小学校などでのサロン活動 ・広報紙発行 ・障がい、子ども、高齢者などをテーマにした懇親会の開催 ・各種講演会などがあります 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住む町を良くしたいという思いのある人 ・今まで地域に関心はなかったけれど、これからは身近な活動をしていきたい人 <p>地域社協の活動は幅広くあります。自分ができることをできる時にしたいという人など、暮らしやすい地域づくりに関心のある方は、各地域社協会長または武蔵野市民社会福祉協議会までご連絡ください。</p>
【代表・連絡先名】 武蔵野市民社会福祉協議会		【連絡先】 電話：0422-23-0701 FAX：0422-23-1180 メール：shimin@shakyou.or.jp

地域福祉活動推進協議会（地域社協）のエリア分け地図



地域福祉活動推進協議会（地域社協）一覧

地域社協名	範 囲	
南町福祉の会	吉祥寺南町全域	第3小学校地区
西久保福祉連絡会	西久保全域	第5小学校地区
境南地域社協	境南町全域	境南小学校地区
千川地域社協	八幡町全域、緑町2丁目の一部	千川小学校地区
東部福祉の会	吉祥寺東町全域、本町1丁目の一部	主に本宿小学校地区
関前福祉の会	関前全域	主に関前南小学校地区
桜野地域社協	桜堤全域、境5丁目	桜野小学校地区
四小地区福祉の会	吉祥寺北町1・2丁目及び3丁目の一部	主に第4小学校地区
境福祉の会	境1丁目～4丁目	主に第2小学校地区
大野田福祉の会	吉祥寺北町3丁目の一部、4・5丁目、緑町1・3丁目、2丁目の一部 主に大野田小学校地区	
御殿山福祉の会	御殿山1丁目	井之頭小地区の一部
中央福祉の会	中町全域、御殿山2丁目	第1・井之頭小地区の一部
吉西福祉の会	吉祥寺本町2～4丁目、1丁目の一部	第1・井之頭小地区の一部

大信ビルにおける福祉公社の事業展開について

第1 後見係

1 事業展開 福祉公社の各サービスと有機的に連携する総合力が特徴である。

①包括的利用者支援サービス（在宅福祉サービス）

＜目的＞

- ・利用者と公社の信頼関係を基底に、在宅生活に困難が生じても、社会資源を利用し、地域社会の中で利用者が終生生活することを包括的に支援する。実質的に、成年後見における身上配慮義務と同じ内容。

＜サービス内容＞

* 基本サービス

- ・一人の利用者にソーシャルワーカーと看護師が専任で配置される。
- ・利用者のライフステージ（健康保持・自立期、機能障害期、臥床期、終末重症期）に応じた、一貫性・個別性・総合性を有する社会的支援サービスを提供する。
- ・アドボカシー機能を基本に、利用者の在宅生活を、利用可能な社会資源、在宅サービスの総体をリードし、後見的に支援していくサービスである。

[ワーカー業務]

定期訪問による相談援助を基礎として、家族間調整、社会サービスの需給調整、機関間連携、社会資源の開拓、緊急時対応（24時間）、葬儀、納骨、没後処理など利用者の全生活関係を包摂する総合的・多面的サービスを内容とする。

[看護師の業務]

定期訪問、健康相談、健康チェック、主治医との連携、家族への介護指導、機関連携、緊急対応（24時間）、終末期在宅医療の支援、医療コーディネーター的活動等で利用者の在宅生活を支援する。

* 住民参加型在宅福祉サービス（協力員による家事援助・介護サービス）

- ・公社に登録している市内在住の主婦が協力員として、家事援助・介助サービスの担い手になる。
- ・1時間につき、家事援助 850円、介護 950円の活動費を利用者は負担する。

* リバースモーゲージ（資産活用）

- ・金銭消費貸借契約を市と利用者が締結する。
- ・利用者の自宅不動産に根抵当権を市が設定し、福祉資金を融資する。
- ・福祉公社利用料金、生活費、医療費、住宅改良費等を貸付ける。
- ・利用者の没後に、元利共に清算する。

② 独自の権利擁護事業

＜目的＞

利用者の金銭管理面を代行し、その日常生活の安定を図る。①のサービスと組

み合わせることにより、事実上の成年後見サービスを提供している。在宅で包括的に利用者支援するには、財産管理の問題を避けて通れなかった経緯があり、昭和 59 年、一人暮らしの利用者に対する財産保全サービスを前身とする。

<サービス内容>

以下のサービス内容だが、基本サービスの伝統を承継し利用者ニーズに柔軟に対応するため、その守備範囲は広範である。

- ・金銭管理サービス、財産保全サービス
- ・福祉サービスの利用援助
- ・利用者からの相談、調整
- ・成年後見制度利用援助

③ 日常生活支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）

東京都社会福祉協議会から受託している事業

②、③の選択について

利用者意思による。しかし、制度の使い勝手から圧倒的に②が選択される。③は、生活保護受給者が 2 名利用しているのみ。

④ 成年後見事業（法定後見・任意後見）

<目的>

市の成年後見推進機関として機能している。①②の事業展開で蓄積したノウハウを活用し、親族機能がない、又はその援助を得られない市民等のセーフティネットとなる。

対象層は、①②のサービス利用者、市長申立の本人、生活保護者等である。守備範囲を広くし、公社による後見サービスを望む市民の希望に応えるようにしている。

<サービス内容>

成年後見に関する相談援助、申立援助、諸調整、法人後見受任、市長申立の場合の具体的手続き事務及び後見人受任、老いじたく講座、老いじたく・成年後見相談会等の実施。

成年後見カンファランスと法律相談。

⑤ 市民シルバー助け合い事業

<目的>

①から④の事業で蓄積したノウハウを駆使し、高齢者等の様々な生活場面に対応する相談を行う。

<サービス内容>

ソーシャルワーカーによる総合相談（随時受付）

弁護士による法律相談（毎月第 4 水曜日 1 時から 4 時、各 1 時間 3 人）

2 人員配置

- ・後見係には、ソーシャルワーカー 5 名、看護師 3 名（係長職の看護師 1 名を含む）、権利擁護事業専門員 2 名、生活支援員 2 名（アルバイト）、協力員・庶務担当事

務職 1 名が配置されている。それらが、上記①から⑤の事業を担っている。

- ・ソーシャルワーカー 5 名、看護師 3 名、事務職 1 名は、主として、①の包括的利用者支援サービスを担当する。また、ソーシャルワーカーは、併せて、⑤の成年後見事業の身上配慮担当者ともなる。
- ・権利擁護事業専門員 2 名、生活支援員 2 名は、主として②から⑤を担う。

3 業務遂行方法

- ・大信ビルを拠点に、各担当職員は、市内全域の利用者宅、市外の施設に入所中の利用者を訪問し、サービス提供する。
- ・夜間休日の緊急時には、事務所内保管庫の利用者宅鍵を取りに来て、対応する。
- ・相談業務は、市民が大信ビルに来訪するか、又は利用者宅を訪問し行う。平成 21 年度権利擁護相談 326 件、一般相談 108 件。
- ・老いじたく講座、老いじたく・成年後見相談会は、大信ビル、高齢者総合センター、市民会館を会場に、ローテーションで実施している。
- ・法律相談は、大信ビルで実施している。

4 利用者数（平成 22 年 4 月 30 日現在）

①の事業 221 世帯（独居世帯 143、夫婦等 52、同居 26）、269 名（通算 1419 名）

協力員登録数登録者数 63 名、活動協力員数 29 名、派遣数 50 世帯

②の事業 144 名（通算 272 名）

③の事業 2 名

参考：地域福祉権利擁護事業及び独自事業の都内市区町村全件数 2513 件

④の事業 法定後見 32 名（通算 47 名）任意後見 7 名（通算 8 名）

参考：法人後見受任（21 年 9 月 30 日）都内実績

品川区 102 名（人口約 33 万）世田谷区 5 名（人口約 83 万）

立川市 14 名（人口約 17 万）

5 特有の事務

金銭管理事務は、21 年度 3352 件の出納事務があった。特に吉祥寺地区の様々な金融機関での事務手続きが必要である。また、財産保管事務として、利用者の預貯金通帳、権利書、不動産登記情報、遺言、有価証券、証拠証券、金の延板等全体で、1,600 余点を保管している。今後も、これらの事務は著しく増加することが予想される。

第 2 ホームヘルプセンター武蔵野

1 事業展開 福祉公社の各サービスと有機的に連携する総合力が特徴

① ホームヘルパー養成等講習事業

<目的と事業内容>

- ・2 級ヘルパー講習

介護保険を担う福祉人材の育成のため、2級ヘルパー講習を実施する。平成21年度は、2回開催し56人が修了。

・現任ヘルパー研修

市内の介護保険訪問介護事業所のヘルパーを対象に、その資質向上のため、無料で研修を実施している。研修内容は、介護技術、認知症、成年後見、ヘルパーの健康管理等多彩な内容である。平成21年度は、12回開催し、延べ309人が受講した。

・認知症高齢者見守りヘルパー養成講習

市の独自事業である認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーを、専門講習を実施して養成する。21年度は31人のヘルパーが修了した。

② ホームヘルプセンター武藏野受託事業（市からの受託事業）

<目的と事業内容>

・高齢者への生活支援ヘルパー派遣

市の独自事業で、介護状態の予防、自立支援のためにヘルパーを派遣する。平成21年度は6584.5時間の派遣実績である。

・認知症高齢者見守り支援事業

市の独自事業で、認知症高齢者に週2回、1週当たり最長4時間を限度に、介護保険では対応できない見守り、話し相手、散歩付き添い等の支援を行う。平成21年度は1,695時間のヘルパー派遣実績である。

・難病者へのホームヘルプサービス

難病者へのヘルパー派遣で、平成21年度94.5時間の実績がある。

・障害者の移動支援事業

障害者の移動に際し、ヘルパーを派遣して援助する。平成21年度は445時間の実績がある。

③ 訪問介護サービス事業

<目的と事業内容>

・介護保険による訪問介護事業である。市の訪問介護の下支え機能を果たしている。一般的の訪問介護の他に、複数課題のあるケースや自己負担分が支払えないケースなど、民間訪問介護事業者が受けない市民を支援している。

平成21年度実績は、介護38,034時間、予防6,036.5時間である。

④ 障害者自立支援法による居宅介護サービス事業

<目的と事業内容>

障害者に対するヘルパー派遣事業であり、平成21年度は3,387時間の派遣実績である。

2 人員配置

・係長1名、事務職2名、介護職（介護福祉士等）16名の総勢19名

・介護職16名のうち、チーフコーディネーター2名、シフト担当2名。

残り12名の内、10名は、サービス提供責任者としてコーディネーター業務を兼ね、2名は常勤ヘルパーとして業務に携わる。

- ・ヘルパーは、登録ヘルパーと時間拘束のフレックスヘルパーがいる。
- ・平成 22 年 3 月末の実働ヘルパーは、登録ヘルパーが 106 人、フレックスヘルパーが 23 人である。

3 業務遂行方法

- ・チーフコーディネーター 2 名、シフト担当 2 名が、市を 2 分割して把握している。
介護職 16 名が、市を東部、中部、西部に三分割して担当している。
- ・介護職の業務内容は以下の通りである。
 - ケア実践
 - サービス提供責任者（コーディネーター）業務
 - 認知症高齢者見守支援事業に関する新規相談・訪問
 - 生活支援ヘルパー派遣に関する新規相談・訪問
 - 現任ヘルパー研修の企画・運営
 - 苦情処理
 - ・フレックスヘルパーは、ホームヘルプセンターの事務所を拠点として、ケア活動をしている。

第 3 居宅支援事業（ケアマネジャー）

福祉公社の各サービスと有機的に連携する総合力が特徴である。

<目的と事業内容>

- ・介護保険のケアマネジャー業務を担当する。
- ・現在ケアマネジャー 3 人が携わっている（平成 21 年度は 4 人）。
- ・ケアプラン作成は、平成 21 年度、介護 1,266 件、予防 214 件である。

第 4 総務課

<目的と事業内容>

- ・公社本社全体の総務、会計事務を担当する。・ 4 名の職員構成である。

第 5 事務所の利用方法

- ・公社各事業におけるサービスの拠点である。
- ・担当者は、事務所と利用者宅とを往復しながら、各サービスを提供する。
- ・年 2 回、権利擁護事業運営監視委員会を開催する（外部委員 5 名）。
- ・来訪する市民の相談室としての利用。
- ・年 1 回 2 級ヘルパー養成講座の会場となる。（30 人定員）
- ・フレックスヘルパーが立ち寄る拠点。
- ・法人運営上の理事会、評議員会等の会場。
- ・サービス提供上の内部打ち合わせ、会議会場。
- ・公社の各種研修会場。

第 6 公社の事務所としてのあるべき姿

後見係

- ・金融機関事務に困難のないこと
- ・セキュリティ
- ・利便性
- ・市内各所に行くのに偏りがない。

ホームヘルプセンターについて

- ・利便性（市内事業所の研修機能、将来市民向けに介護相談をする場合など想定される）
- ・シャワー、洗濯機等のケア関連の設備
- ・市内各所に行くのに偏りがない。
- ・ヘルパー研修室やヘルパーの寄り合い所

第 7 公社の将来計画

- ・在宅福祉サービス（包括的利用者援助）
- ・（上記と連続する）成年後見事業
- ・権利擁護事業
- ・リバースモーゲージ
- ・自立した高齢市民を養成する各種福祉講座（老いじたく講座や介護保険利用講座、独自のケアプラン作成講座－評議員会指摘事項）
- ・その他親族機能がない市民を下支えする各種サービス
- ・介護保険サービス
- ・市固有のケアサービス等公的独自事業の受託
- ・民間事業所所属ヘルパーに対するケア研修
- ・市内の介護保険訪問介護事業を下支えする機能
- ・その他



季刊 福祉公社だより

発行 財団法人武蔵野市福祉公社 平成 21 年 12 月 1 日 創刊号



季刊 福祉公社だより 創刊にあたって

財団法人武蔵野市福祉公社

理事長 会田 恒司

財団法人武蔵野市福祉公社は、有償在宅福祉サービス事業をはじめ、さまざまな事業を展開することにより、地域の福祉サービスを補完し、武蔵野市全体の福祉のレベルアップの寄与に努めてまいりました。今後、少子高齢社会の進展により、私たちの事業活動の意義がさらに増していくものと考えております。

一方、そのような福祉公社のことを広く各方面の方々にもっと理解していただくための努力が、私たちには不足していたとも感じております。その改善に向けた第一歩として、このたび福祉公社全般にわたる広報紙「季刊福祉公社だより」を創刊することになりました。この広報紙を、より多くの方にお読みいただき、今まで以上に福祉公社の運営、事業活動へのご理解と、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

福祉公社とは

福祉公社は、昭和 55 年に、高齢者への包括的生活支援とリバースモーティングを目的として武蔵野市により設立されました。以来、28 有余年、ご利用者が、この武蔵野の地で安心して人生を全うするための支援のノウハウを蓄積してきました。その他にも、様々な事業を展開し現在に至っています。

今回は、三ヵ所から成り立つ福祉公社の機能を簡単にご紹介いたします。

福祉公社本部

老後の生活に不安がある → 在宅サービス課

ソーシャルワーカーと看護師が専任で世帯に配置され、ご利用者の包括的生活援助を行います。ご利用者の“安心の支えられ感に満たされた生活”を実現するために、社会資源と連携した身上配慮サービスを提供いたします。親族のいない方には葬儀・納骨等没後対応まで守備範囲とします。



資産(不動産)はあるが収入(年金・預貯金)が少ないために不安がある → リバースモーティング(福祉資金貸付)

不動産(土地・マンション)を担保として老後の福祉資金を貸付ける市の制度です。

上記在宅サービス事業とセットでご利用いただけます。



財産の管理に不安がある → 権利擁護事業・成年後見事業の実施

日常の金銭管理・各種支払い代行・年金受給手続き等、福祉サービスの利用援助、財産保管サービスをいたします(独自の権利擁護事業)。東京都社会福祉協議会から受託した地域福祉権利擁護事業の実施主体にもなっています。また、成年後見制度の相談・利用援助、成年後見人の受任等のサービスを行っています。これらサービスの基礎にあるのが上述の伝統ある在宅サービスです。

介護保険サービスの実施 → ホームヘルプセンター武蔵野

専門資格(介護福祉士・ヘルパー1級、2級)を持ったスタッフが、ケアサービスを提供し、自立生活を支えます。また、市内の訪問介護事業者のサービスの質の向上を目的とした研修事業や、ヘルパー育成のための「訪問介護員 2 級ヘルパー養成講座」を開催しています。この他、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業など武蔵野市独自のサービスの担い手にもなっています。ケアプランの作成も承っております。



武藏野市立高齢者総合センター

好きなことを見つけ、仲間を作りたい → 社会活動センター事業の実施

武藏野市在住の 60 歳以上の方が、生きがいを持って、元気でいきいきとした生活が続けられるように、健康維持・増進、仲間作り、社会参加へのきっかけ作り、閉じこもり予防を目的に各種講座や行事を開催しています。講座は年間講座、短期講座、健康講座、自由入会講座があります。また、文化祭やコンサートなど多彩な行事を行っております。

在宅介護に関する相談・支援を致します → 在宅介護支援センターの役割

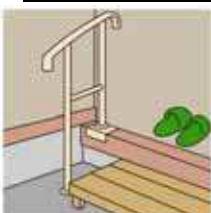
高齢者の方が住みなれた地域で、その人らしく暮らしていくために、ご本人やご家族に対し、総合的な相談を承ります。また、医療・保健・福祉のサービスが適切に受けられるよう情報提供や総合調整を行っています。そして各関係機関と連携しつつ、安心・安全な在宅生活を送るためのお手伝いをさせていただきます。

支援が必要な高齢者の為の快適な空間 → デイサービスセンターについて

日常、援助が必要な高齢者に 1 日安心して楽しく過ごして頂く為の施設です。11月 6 日～10 日には市民文化会館で作品展が開催され、御家族など沢山の方が来場され好評の中、終了しました。現在、12月 22 日のクリスマス会に向けて各プログラムごとの出し物の練習やお土産作りに大忙しです。



住宅改修や福祉用具で生活を拡げます → 補助器具センターの役割



住宅を改修し、福祉用具を利用すれば、生活が便利になり行動範囲が拡がります。そんな日常生活をサポートします。住宅改修の計画立案、福祉用具の選定・使用方法のアドバイス、在宅生活での介助方法等について、在宅介護支援センター、地域包括支援センターもしくは担当ケアマネジャーを経由してのご相談を承ります。

武藏野市立北町高齢者センター（デイサービス事業）



全国で初めての単独型デイサービスセンターとしてオープンしました。運営には 140 名ものボランティアが関わっており、調理、プログラム、園芸から各種行事の手伝いなど様々な分野で活躍しています。しかも、それぞれの分野で皆さんのが主体性を持ち、中心的な役割を担っています。また、当施設は介護を予防する施設としてオープンした経緯があり、お元気で自立度の高いご利用者が多くいらっしゃいます。



利用者、ボランティア、職員が一体となり、毎日明るく楽しい一日を過ごしています。

お問い合わせ先

財団法人武藏野市福祉公社

〒180-0004

武藏野市吉祥寺本町 4-10-10 大東京信用組合ビル 4 階

Tel 0422-23-1165 Fax 0422-23-1164

ホームヘルプセンター武藏野

Tel 0422-23-2611 Fax 0422-23-2612

武藏野市立北町高齢者センター

〒180-0001

武藏野市吉祥寺北町 4-1-16

Tel 0422-54-5300 Fax 0422-54-5312

武藏野市立高齢者総合センター

〒180-0012

武藏野市緑町 2-4-1

Tel 0422-51-1975 Fax 0422-51-1982

交通

高齢者総合センター



市民社協・福祉公社事務所移転計画 今までの経緯と現状

1 計画の発端

平成 20 年 大信ビル耐震調査実施、新耐震基準に満たないとの結果が出る。

* Is 値 0.3 (注)

(大規模地震により倒壊又は崩壊の恐れのある建物と判明。)

* 大信は、費用対効果などから、築 44 年経つ建物の耐震補強は行わない方向としている。

平成 21 年 大東京信用組合ビルの賃貸借契約期間が、平成 23 年 3 月末で満了となるため、事務所の移転先について、福祉公社・市民社協の両常務理事が調査・検討した。

(注)「Is 値」とは、耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標。

Is 値 0.3 未満・・・ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Is 値 0.3 以上 0.6 未満・・・ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Is 値 0.6 以上・・・ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

2 事務所移転の方針（社協・公社一体で移転 or 別々に移転？）

現在は、市が一括して賃料を全額負担しているが、今後は、両法人の内部努力が強く求められている。講堂・会議室・エレベーター・トイレ・駐輪場・駐車場などを共同で使用し、効率的に施設を運用していることから、物理的にも両法人一体での移転が望ましいと考える。

移転方法を検討するにあたり、次の 4 点を基本的方針として整理した。

(1) 迅速性

(3) 基金の活用

(2) 確実性

(4) 市民社協・福祉公社の一体性の確保

3 必要な面積・設備は？

大信ビルでの占有面積は延 723 m² (3~5 階)、障害者用トイレは女子用トイレ内にあり必要設備が不備である。また、会議室、相談室、文書庫、倉庫などが不足しており、増設が必要となっている。よって、前述の面積を超える広さが必要である。

4 検討した移転方法

(1) 民間ビル賃貸借物件の検討

・市内の民間ビル物件は、現在の占有面積以上の空室は少なく、賃料も大幅に増大し困難。

(2) 空いている公共施設の活用の検討

・市や都が所有する空き施設は、それぞれに利用目的などがあり、移転先の対象とするのは困難。

(3) 市などが保有する土地(公有地)活用の検討

・市などが保有する土地は、関係する部署との調整や市の長期計画などで、十分に議論する必要がある。結論を得るには長期にわたることから、平成 23 年 3 月頃までに移転は不可能。

(4) 公有地に仮設事務所を建てたうえで、将来計画を立てる手法の検討

・仮設の建物は建築基準法により、使用期間は 2 カ年としている。

・仮設であっても、相当な建設コスト、移転コストがかかる。

(5) 民有地に社屋を建設し、長期賃貸借契約を結ぶ方式の検討

・事務所ビルとしての用途地域は限定されており、候補地の選択肢は少ない。

・事業主の理解が絶対条件。賃貸料や仕様・スケジュールなどで、十分な調整が必要。

5 まとめた移転案

1~3 の経緯及び方針から、4 で検討した移転手法のうち (1)~(4) については適当な対象物件が見つからず、(5) については、1 件だけ、この手法による建設の合意に至りそだったのが、八幡町への移転案=現行案である。(現行案は、別資料参照)

6 市議会の経緯

現行案について、平成 22 年 2 月 15 日及び 16 日付で陳情 2 件が市議会で受理され、審議の結果、3 月 12 日開催本会議で 2 件とも全会一致で意見付採択された。

市議会は、陳情者が求める現行案の選定経緯の説明、現行案以外の移転方法の調査研究とその結果報告について、陳情の趣旨を了とし、厚生委員会として引き続き行政への報告を求めた。

7 市長の助言・指導

陳情採択を受けて、市長からそれぞれの法人に対し、現行案にいたった経緯について、市民、関係団体に「引き続き丁寧な説明を求めるとともに、半年ほどかけてよく議論するよう」助言・指導があった。

8 市民社協・福祉公社の対応 《現状》

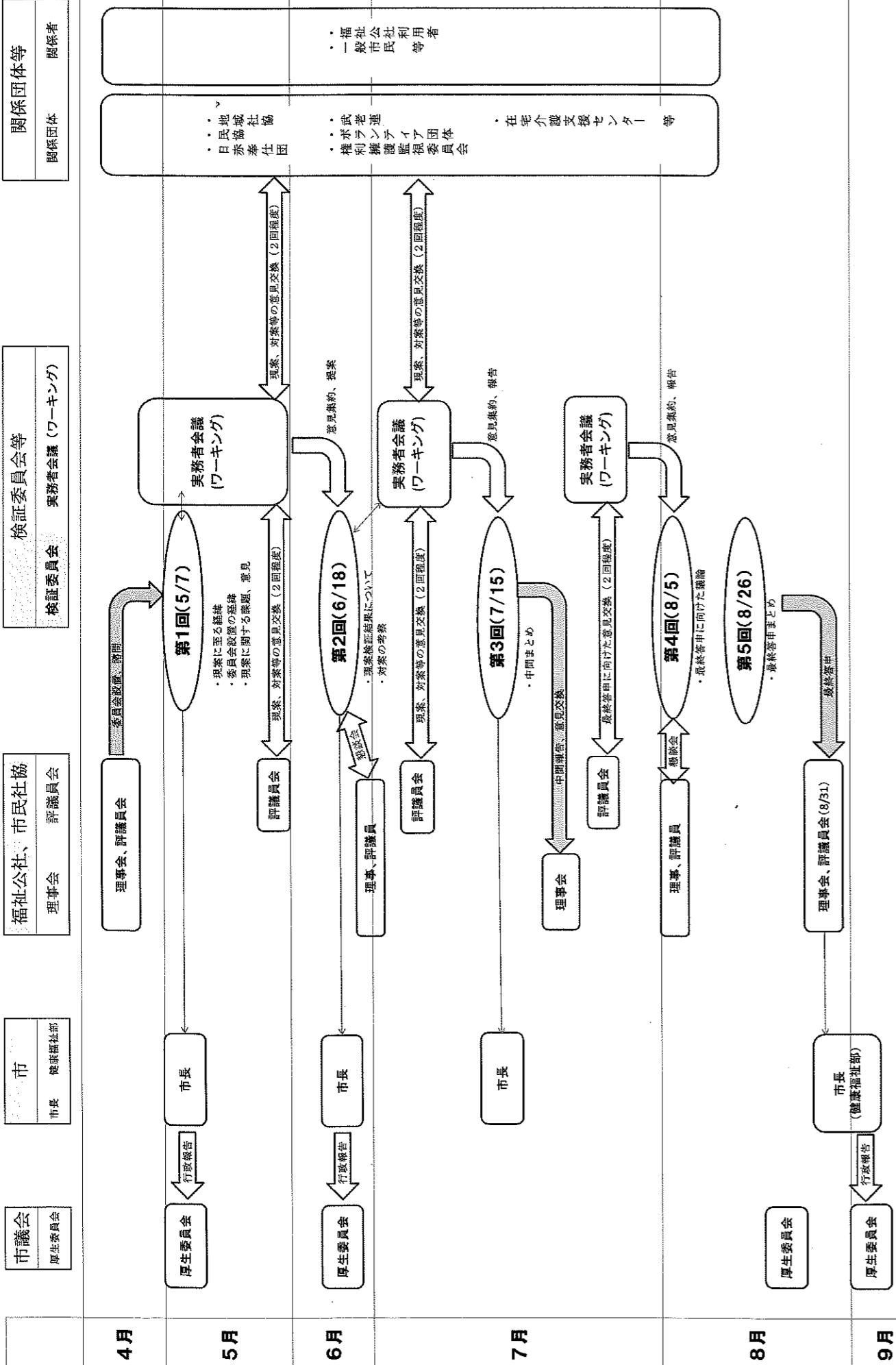
市議会の陳情採択、市長の助言・指導を受け、外部の専門家による「事務所移転検証委員会」を設置した。両法人理事会は、検証委員会を諮問機関に位置づけた。

検証委員会では、現行案の検証及び他に考えられる移転手法を考察し、本年 8 月下旬までに結論を出す予定。両法人は検証委員会の報告を受けて、本年 8 月末には移転方法の意思決定をする予定。

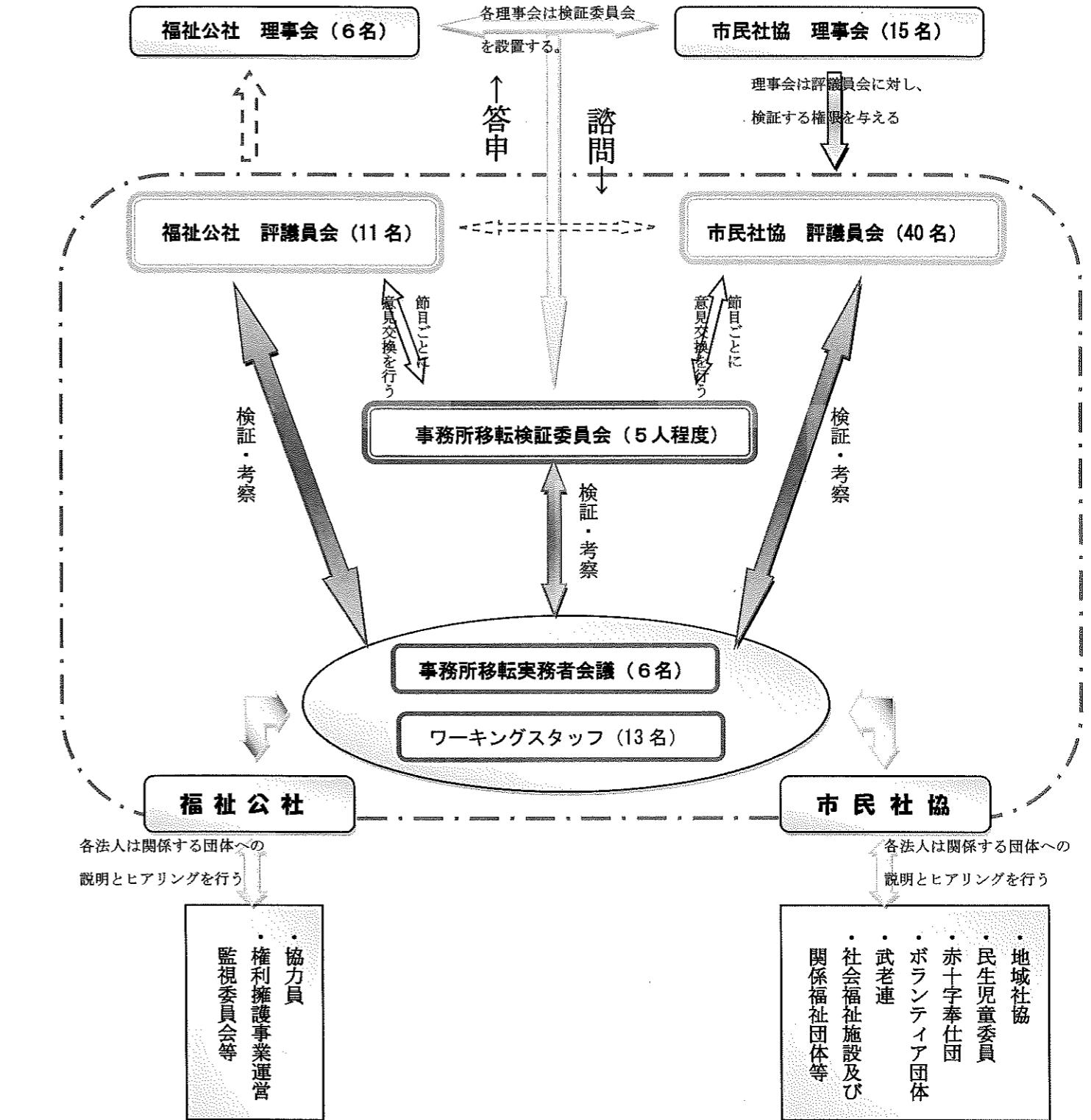
事務所移転検証委員会 委員名簿 (委嘱期間 : H22. 05. 07. ~H22. 09. 30.)

前川 智之 ((株)山下ピー・エム・コンサル タンツ 企画開発部部長)	建設事業又は不動産事業に関する有識者	委員長
黒竹 光弘 (社会福祉法人とらいふ理事長)	社会福祉事業に関する有識者	委員長職務代理者
平澤 千鶴子 (平澤法律事務所)	弁護士	
青山 伸一 (青山公認会計士事務所)	公認会計士	
谷 明彦 (谷会計事務所)	税理士	

事務移転検証委員会 スケジュール(案)



事務所移転検証委員会フロー



福祉公社 評議員会・理事会における質疑・意見

< 平成 21 年度 第 2 回 評議員会 >

1 日時

平成 22 年 2 月 16 日 18:30 分から約 1 時間半

2 議題 「事務所の移転について」

3 理事長挨拶

- 事務所移転について議題とする。
- 大信は耐震工事をしない。23 年 3 月 31 日に賃貸借契約期間が満了する。
そこで、社屋を移る。
- 2 月 8 日に一定の方向性が決まり、市、社協、公社三者で協定した。
- 2 月 18 日に市議会の協議会があり、様々な意見が出された。特に 20 年後はどうなるのか、前家賃と言う名目の建設協力金が問題となつた。
- 議会意思は尊重するが、これは団体自治にかかわる問題である。
- これに関する陳情が 3 月 8 日、議会で審議される。
- そこで、表決ではなく、評議員のご意見を頂く場としたい。

4 事務局説明

2 月 15 日の議会での説明と同様と思われる所以省略。

主な当局の主張 (*マーク) と筆者反論 (赤字部分) を記載する。

- 基金を有効活用したい。
- 社協と一体的に動きたい。既に業務連携、合同研修などを実施している。
- 民間活力を利用する。
* 市有地を活用するのには、十分な議論のために 5 年以上の時間がかかる。
- 三輪・河中両常務のみの活動で新社屋問題に当たって来た。情報をリークすると不動産業者等が介入し、さばき切れなくなる危惧がある。
- 実質は建築協力金、名目は前払い家賃としたことについての理由 - 経常収支は厳しい。しかし、基金があるので、その目的に沿った使い方をしたい。

5 評議員質問と回答

評議員 A (市議会)

- 耐震の点から、引っ越しの必要性は理解する。
- 評議員会決定までのプロセスについて、情報提供を含め、いつまでに決めたいのか。
← 4 月に着工したい。21 年度中に予算措置を含め、踏み込んだ説明をし、評議員会の了承を得たい。
- 公社内部の議論はどのようにになっているのか。
← 事務所移転については、中長期事業計画に示してある。事務所の選定につ

いては、一部の職員しか知らない。

■公社単独で必要なスペースはどのくらいの広さか。

■公社は市民向けの懇談会などを開催するのか。

←しない。公社の人的な裾野は、社協のそれとは違う。

■市、公社、社協の三者協定が先に結ばれたことに、疑問がある。すでに移転後の八幡町の住所が記載されている。当事者不在である。業務上詰めていない点が多くある。議会に陳情が出ている。時間的にはどう考えるか。

←2月8日の三者協定については、公の施設ではなく、(民間の)事務所移転に関するものだ。可能な限り早く安全な場所に移りたい。平成22年3月中旬には、予算と移転を決めたい。厚生委員会の結論は踏まえる。

■事前に予算と移転の資料を配布せよ。

←入居の直前に武蔵野美装に入金する。建物の姿形が決まつたら、金額も決まる。

■大信の契約期間の延長期間は?議論は丁寧に行うべきだ。

←10年延長であるが、早く移転したい。

評議員 B(社会福祉法人理事)

■基金の運用のルールはどのようなものか。基金を使った実績は?

←ケアキャリア21のキャッシュバックに使う。

■寄付者の意思を反映しているのか。

評議員 C (市議会)

■新社屋移転計画について、市の委託業者の武蔵野美装が係る市民感覚での不信感を考えないのか。なぜ、そこまで事態は進んでいるのか。普通なら委託業者を避けるであろう。

旧図書館跡地は貴重な土地だ。しかし、緊急性があり、公社、社協共市政で重要なポジションにいる。そこを候補地として使えないか。余りに長期計画にこだわり過ぎではないか。天下の武蔵野市の副市長は市長と政治決断できないのか。

■1.5億円の支払いの法的位置付けについて。

■厚生委員会に提出された陳情をどう考えるか。

←土地所有者の理解を得られる一点で進めた。疑惑はない。様々な点で今後も明確な説明をしたい。武蔵野美装は市の大きな施策の相手方である。

■旧図書館跡地は2,000m²ある。二法人では社屋を建てられない。歴史資料館や保健センター、中央図書館のバックヤード等の案がある。

6 結論

本件は継続審議とする。

< 平成 21 年度 第 4 回 理事会 >

1 日時

平成 22 年 2 月 17 日 午後 6 時 30 分から約 1 時間半

2 議題 「事務所の移転について」

3 理事長挨拶

■評議員会と同様の内容。

■新社屋問題について、2月 15 日議会において、いくつかの課題を提示された。

■陳情も提出された。

■評議員会では継続扱いとなった。

■3月 8 日の厚生委員会の結論を受け、3月 19 日評議員会、理事会で移転の議決を得たい。

4 事務局説明

■評議員会と同様の内容。

■市議会の動きを見つつ、3月中に武藏野美装に依頼し、平成 23 年 4 月を新社屋で迎えたい。

5 理事質問と回答

理事 A (社会福祉法人理事長)

■移転検討のスタートが遅過ぎるが？

←大信による耐震補強工事を当てにしていた。民間の貸事務所も探した。それで、動きが鈍くなった。

理事 B (社会福祉法人理事)

■新社屋建設のご苦労に敬意を表する。

■長期前払い金は 3 億か。支払い時期はいつか。

←平成 23 年 4 月以前、平成 22 年度中に支払う。先方は仮契約を求めてくるから、建設着手前、平成 22 年中に支払いたい。

■入居後、実質的に前払い家賃を含め、月 225 万円プラス消費税か？

←5,800 円／坪で安くなる。

■駐車場が借りられるのか。駐車場代を上乗せすべきではないか。将来の自立の点から押さえておくべき点だ。

←近隣の駐車場を借りる。

■前払い金を保全するとはどう言うことか。

←1 番抵当をつけると言うこと。

■社協との共用部分の管理方法、費用負担を考えておくべき。

■専用部分は、社協公社対等か。

←社協、公社とも同じ広さである。

■事後の紛争に備えて、慎重に事を運ぶべき。

■後見の金融事務はどうなるのか。

- ←人員増強、専用車、セキュリティを考える。
- 内部の職員の意見をよく聞くこと。
- 設計会社を、こちらが決められれば良い。
- ←建築支援委託と言う形で、一級建築士に依頼している。今後、実際に建設が始まった時にどのようにかんでいくか。仕様の実行のチェックなど考える。
- 家賃の定め方。取り過ぎの場合も考える。30年にし、借入金が少なくなると家賃が安くなるのでは。
- ←30年になると逆に拘束されることもある。
- 業務遂行上の問題点、実務上の課題をよく検討するように。

理事 C (弁護士)

- 20年の前払い家賃は異例である。保証金的性格だが、家賃ととらえる方が武蔵野美装に税務上有利である。資金を出したが建ててもらえないことが心配だ。支出のタイミングや会社の信用はどうか。
- ←実質的には建築資金であり、平成 22 年度の遅い時期に支払いたい。武蔵野美装の信用については、財務諸表を調べた。
- 建築主は相手方だか、公社が積極的に計画に関わっていくべき。相手に任せきりだと危険、共に参画していく道はあるのか。

理事 D (大学教授)

- 事務局の提出資料や説明で了承はありえない。余りに簡単な資料である。今後 20 年間の公社の財務計画もない。詳しい資料を求める。
- 公社、社協の事務所は市民のものである。公社を利用者や協力員は見守っている。自分たちの事務所を建てると言う気持ちの醸成が必要だ。この計画はあまりに拙速だ。
- 利用者や職員等利用する人の意見を聞いたのか。現場を差し置いて決めている。例えば医療生協などは高齢者市民の意見を十分に聞き、それを施設に反映させている。
- 平成 23 年 3 月に移転しなければならないのか。将来の公社事業にとってこれが良いものなのかどうか。市民の立場から疑問を感じる。唐突ではないか。
- ←公社、社協の二人の常務が動いた。不動産業者から情報を収集すれば、混乱するので、ここを検討しているとはいえないかった。定常的家賃は市が負担し、武蔵野美装に建設協力員名目で資金を出せば、経費負担が軽くなる。今まで市は（大信ビルに関し）20 年で 4 億 8 千万円出していった。八幡町なら市の負担は 2 億 4 千万円で済む。
- 金融機関が美装の土地に、一番抵当をつけられるのか。
- ←美装所有の他の不動産に一番をつける。

■前家賃の会計処理はどうか。

←20年で償却していく。月々125万円が資産の取り崩しになる。未償却の残額は預け金扱いである。償却条件付きの保証金？

←八幡町の土地は300坪で、1平方メートル30万円の資産価値がある（監事 税理士）。

監事 E（社会福祉法人理事）

■前家賃の保全を十二分にする。建築物の価値は大幅に変わる。引っ越し費用等付帯費用を計上する。また、デメリットの課題も考えるよう。

6 事務局の今後の方針

三月の理事会で詳細な契約を示せない。しかし、契約の基本や具体的数字、財務状況などを示す。

三月の理事会で移転の意思表示の決定をしてもらいたい。移転に関しては、基金を取り崩し、補正予算を組む。

＜平成21年度 第3回 評議員会＞

1 日時

平成22年3月19日

2 評議員質問と回答

評議員 C（市議会）

■新社屋問題に関する市議会での経緯、具体的な内容を他の評議員に、予め伝えているか。

■厚生委員会委員の具体的意見を知らせたらどうか。

■議会の流れを知らない（評議員会の）審議には、疑問がある。

■新社屋の選定、移転の手法について問題とされている。市長から助言指導があったが、現行案以外に新たな良い案、場所が出てきたら当然考えると言うのが、3月19日の厚生委員会のポイントだ。これを他の評議員に話してもらいたい。これについては、どうか？それを聞きたい。

←河中常務（新たな検証委員会の）審議の目的は、現行案の検証だけとは考えてない。他に考えられる手法の考察を、理事会からの諮問により審議する。

評議員 A（市議会）

■陳情が出たことを含め、検証委員会を組織するなら、6ヶ月を有意義なものとすべきだ。

■期間だけが延ばされることは、避けねばならない。

- 前回の評議員会以降、職員を含む説明、検討、公社内部の議論はどれほどなされたか。
- その上で、内部職員、民生委員、地区社協、日赤奉仕団、協力員、動いてくれる地域の方々を入れる。声を生かすと言う仕組み作りができないといけない。
- 今後の福祉サービスは、地域の理解をどのように得るか、がポイントだ。
- 直接市民、サービス利用者が使える社屋にするためにどうするか。
- 市民に来てもらえる社屋であるべき。
- ハード面・ソフト面から、協力員、地域社協、ボランティアの市民が離れて行く可能性を入れて議論し、もう一歩踏み込み、徹底して声を聞くべき。
- 半年の延期と言う決断を評価している。
- 評議員会の意見を理事会で検討する。理事会に提案していく。
- 半年間の評議員会の役割は？

← 河中常務

理事会の諮問で検証委員会ができるが、検証委員会と評議員のキャッチボールを直にする。理事会ともする。社協には地域代表がいるので、審議経過は事務局が地域関係者に出向いて説明し、意見をもらい、受け止める。そして検証委員会に報告する。

評議員会、理事会との意見交流、キャッチボールをする。

- 検証委員会の経過報告を兼ね、評議員会が開催されるのか。
- 評議員会の開催要求についての手続きは？
- 議会選出の評議員は、議会で説明を受けているが、評議員会においては、新聞報道で知った人が多い。評議員会で新聞コピーを添え、ちゃんと説明する姿勢を見せ、市民理解が深まる。
- 新聞で市民が知る。公社は誰もが使う施設。色々な人に伝える工夫が大切だ。

評議員 B (社会福祉法人理事)

- 公社と社協の建物を使う機能は、似て非なるものである。社協はボランティアなど市民サイドが使う。
- 公社社協が一体として動くことに合理性はあるのか。
- 事務局長は、社協と公社の共同使用が前提と言うが、市民サイドからは分けて探す案がある。検証委員会で検討すべき。

← 河中常務

公社・社協一体として動くことに合理性があると考えるが、優れた手法が出れば、その可能性はある。それも検証委員会で議論する。

評議員 F (歯科医師)

- 今後のスケジュールについて、6カ月の協議があっても、この計画に変更

はないのか。今後の計画を委員会で検討していくのか。

評議員 G (社会福祉法人理事)

- 現行案をベースに進めるべき。

< 平成 21 年度 第 5 回 理事会 >

1 日時

平成 22 年 3 月 19 日

2 理事質問と回答

理事 A (社会福祉法人理事長)

- 新社屋選定は急な動きに見える。
- 耐震の点で新社屋移転は理解できる。
- 移転が、サービスの内容も事業展開する上でも、何らかのプラスを生み出す。新しい公社像を出し、移転することの意味が語られるべきである。そうすれば、説明を受ける側は受け止めやすい。

理事 D (大学教授)

- 市の業者関連の土地を使うことに不信感ありとの報道。
 - 評議員会での審議の程はどうか。どのように言われたか知りたい。
 - 賛成の意見は出たのか。採決したのか。
← 河中常務
 - 選定の経緯、ファイナンス処理の説明不十分と言われた。現行案をベースに検討すべしとの意見が出た（江幡評議員）。評議員会では、採決していない。
 - ボランティアセンターの移動について、センスがない。その扱いはひどい。この時代には団塊の世代をインフォーマルなサポート資源としなくてはいけないのに、これでは（市民が）通りすがりに参加しない。考え直すべき。
 - （このプランに）弱点があるならメリットを示せ。時代に逆行している。
 - 市民の目からは業者がかみ、性急に進める欠点がある。白紙に戻す位の気持ちで検討し直せ。
 - 土地の位置に不満、不安がある。そこから検討し直すなら、現行案に瑕疵がないか否かを検証するイメージを与える名である検証委員会と言う言い方はやめるべき。
 - 他の案を検討するなら、現行案の検証と言う言い方は止めよ。検証委員会を止め、検討委員会とすべき。
 - 市民参加—有識者だけでなく、社協、公社ゆかりの市民が意見を言う場を作るべき。
- ← 河中常務

現行案の検証、その他に考えられる手法も委員会の審議内容である。そういう形の委員会のスキームとする。

市民参加、当事者参画は当然考える。委員会は公開で、評議員会ともギャッチボールする。審議経過を関係者に出向いて説明、持ち帰り委員会に渡す。委員会にメンバー（市民参画の）を加え審議することも考える。耐震不備のビルから出ることが前提なので、そう長くは（期間）考えない。効率よく市民が納得する運営で成案を取りまとめる。

- 社協の評議員会と違い、公社は利用者が評議員会に入っていない。利用者にも意見を聞いてほしい。
- 説明資料が出ると、もっと分からなくなる。20年で4回補修とは、疑問。
- 3億円は20年経つとどうなるのか。

←河中常務

月々家賃との相殺。

- 2-12の資料で20年で4回補修はおかしい。
- 寄付金が、人件費、家賃、基本運営部分に回るのはよくない。寄付は事業に回すべき。経常的経費に消えるのは良くない。
- そもそも公社の経常経費は市が負担すると言う合意が設立時からあった。それ故、位置付けや理念的整理が必要だ。
- 基金の取り崩しは、不動産に投資することは、OKと言う意味ではなかつたか。資産に投資すると言うこと（のはずだ）。

←理事長

平成21年4月に、基金規程を改定した。ケアキャリア21など、人材育成の点から、通常経費でも基金を取り崩せる。

家賃は、消費的か投資的経費かの議論を要するが、基金は社屋等の投資的経費に使える。今回、建設協力金で、公社仕様で建物を建ててもらう。権利を取得していくので、毎年の消費とは言えない、公社が使える投資的経費とも考えられる。資産に投資するのは合理性がある。

理事 B（社会福祉法人理事）

- （新社屋について）継続審議に反対しない。
- 陳情にある調査結果が出るまで凍結したら間に合わない時もある。
- 理事会が意見を明確に出しても良い。理事会の提言。
- （AD理事が役員を務める社会福祉法人で）地域密着型施設のプロポーザルに応募してくれと言われた。上野原である。8～9法人が応募した。地主が建物を立てる。工事費2億、土地を担保に1.5億しか借りられない。法人が5千万建設協力金を拠出し、家賃を逓減し30年で（処理）する。使用権の担保、賃借権の登記（を考えている）。
- 契約をオーナーと何時するのかにより内容が動く。契約時点で金が出せるのか。

- 家賃の前払いなら賃貸借契約を締結しないと、支払う根拠がない。建設協力金なら「借りる。建設する」なら出せる。どれほど検討しているのか。
← 河中常務

協力金なら平成 23 年 4 月に出す。平成 23 年度に払うことで（先方は）了解している。

- 説明資料の 2 - 6 について賃借権、契約等はいつの段階からか、きちんと記載せよ。
- 移転することの業務上の支障、金融機関がないこと、マイナス面がかなり出てくるので、職員の意見をよく聞くように（前回の理事会でも）言った。どのような意見か。対応は。

← 河中常務

権利擁護（に支障が出る）。日常的に 5 分でいける金融機関が、（八幡町では）時間がかかる。方策を議論している。

- 建物は右に作れば左から反発がある。その逆もまた言える。現行案で止むを得ない。
- 職員が十二分に事業に対応していけるかどうか。

← 理事長

凍結権限は議会にはないが、趣旨は分かる。合理的で効率よく検討する。

理事 C (弁護士)

- 検討期間が短い。本来は 1 年位かけ、じっくり検討する大問題である。
- 候補地の検討に、どれほど時間をかけたのか。
- （今後の）進め方について、諮問委員会を作りつつ、継続審議とは、どのような考え方か？）

← 河中常務

整理して議案を出し、理事会の議決を得る前に、検証委員会と理事会、評議員会でキャッチボールし、一定の結論を得て、理事会に返して、決定について審議する道筋。

- 武蔵野美装との関係で、何時までに決めると言うことはあるか。

← 河中常務

6 か月がリミット、これ以上はない。その範囲で美装は了解している。

監事 F (税理士)

- 年度内の移転はないと理解して良いか。
- 契約延長に支障はないか。

← 河中常務

大信は、後ろのある問題ではないので、柔軟に考えと言ふ。

- 現行案をこちらから一方的に伸ばすことになる。相手方はどうか。

← 相手方は柔軟に考えてくれる。武蔵野美装の山崎社長自らが説明すると言

う。

監事 E (社会福祉法人理事)

- 諮問内容を明確化し、それを理事会で議論すること。

以上

< 平成 21 年度 第 2 回 理事会 >

- 1 日時 平成 21 年 11 月 17 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 15
- 2 議題 「社屋の移転」についての現状報告
- 3 事務局説明 (略)
- 4 理事の主な質問と回答

< 理事 (コミュニティ研究連絡会選出) >

■公共施設には入れないのか。

← 市の用地は長期計画に載せて等で 4 ~ 5 年かかる。

■土地主が建てて、テナントとして借りるということか。今の家賃くらいで収まるのか。

← 少し高めになると思うが、そのくらいでいくであろう。

< 理事 (ボランティアセンター武藏野選出) >

■期限が決まっているので時間がないが、社協は設置しなければならない必要性のあるものなので、市ももう少し重要視して考えてほしい。

■社協が事業収入で家賃を賄うことができればよいが、社協自体そういう組織ではない。

< 平成 21 年度 第 2 回 評議員会 >

- 1 日時 平成 21 年 11 月 18 日 (水) 10 : 00 ~ 11 : 34
- 2 議題 「社屋の移転」についての現状報告
- 3 事務局説明 (略)
- 4 評議員の主な質問と回答

< 評議員 (障害者福祉協会選出) >

■三鷹駅北口の駐輪場の土地を候補の 1 つに加えてほしい。

← 市の第 6 期長期計画の話になり、かなり時間を要する。民間活用の中で新たな方式を模索している。

< 評議員 (赤十字奉仕団選出) >

■福祉公社も一緒に移転するのか。

← 費用的に安く、社協も公社も市民からは同じ目線なので、今後は一緒に動きたい。

■2 2 年度中に候補を決定して 2 3 年 3 月の評議員会で報告があると理解したが、評議員会は議決の場なので、丁寧な説明がないと 3 月の時点でいろいろと質問や意見が出るかと思う。

← 委員会方式ではなく、事前に懇談会や座談会等の形で状況説明していきたい。

< 評議員 (西久保地域福祉活動推進協議会選出) >

■今のところよりさらに不便なところに移転するようであれば、ボランティアの士気が落ち、いなくなってしまう。

← もう少しはっきりしてたら皆さんにもご報告・ご説明していきたい。

< 平成 21 年度 第 3 回 理事会 >

- 1 日時 平成 22 年 1 月 29 日 (金) 16:00~16:58
- 2 議題 報告事項「新社屋移転について」
- 3 事務局説明 (略)
- 4 理事の主な質問と回答

<理事 (商店会連合会選出)>

■所有者は?

←土地・財産共に武藏野美装。

<理事 (コミュニティ研究連絡会)>

■建築費はどれくらいか?

←4億7~8千万円くらいと思われる。

■20年の契約期間で、20年以後はどうするのか?

←契約の内容を変えて、また何年か安い家賃で借りる。

<理事 (ボランティアセンター武藏野選出)>

■先に3億円を払うということは、前払家賃か建築協力金か?

←基金を使うのにどういう方法がよいか会計監事に相談し、前払家賃が望ましい。

<理事 (コミュニティ研究連絡会)>

■建築期間はどれくらいか?

←7か月くらい。1年くらいかかる。

<理事 (商店会連合会選出)>

■市の建築指導課に確認申請を早くしておかないと許可が下りない。

←組織として議決してから行う。

<理事 (コミュニティ研究連絡会選出)>

■大信は撤退を了承しているのか?

←している。

■来客用の駐車場を考えているか?

←近隣・周辺で確保する予定。

< 平成 21 年度 第 3 回 評議員会 >

- 1 日時 平成 22 年 2 月 8 日 (月) 10:00~11:10
- 2 議題 報告事項「新社屋移転について」
- 3 事務局説明 (略)
- 4 理事の主な質問と回答

<評議員 (社会福祉法人武藏野選出)>

■障がい者用駐車場や自転車置き場はどうなっているのか。

←障がい者用駐車場は北側の道路に面したところに確保、自転車置き場は隣接する東側またはその

周辺に空き地があるので、機関決定後に話を進めていきたい。

<評議員（西久保地域福祉活動推進協議会選出）>

■長期賃貸借契約は何年契約か。

←20年を予定している。

■武蔵野市の中央から遠くなるとボランティアの志氣にも関わる。多少の費用はかかるともなるべく駅に近いところ、市役所に近いところで何とかならないか。

←三鷹から市までと同じ距離の中が中央圏と考えている。同じ市内の中で考えれば、この距離感は適正というご意見もあり、私どももそのように判断する。

■賃貸借契約なので、建物の部分登記で法人が持つということではないのか。

■突然に具体的な話が出てきて驚いている。

←昨年の中頃に耐震強度の問題の結論が出てから動き始めてきた経緯がある。“突然に”という言葉は確かにそのとおりだと思う。

■社協の理事や評議員の中に地域社協の代表者がいない、新社屋検討委員会の中にも市民が入っていないことに問題があるのではないか。

←理事会・評議員会の構成メンバーは、今後検討したい。現在、公社と社協、市の職員を交えて検討委員会を設置したところであるが、今後、市民の皆さんの意見を聞きながら、建物の中の使い勝手について作成していきたい。

■ヒヤリングの予定とか、地域の皆さんのが意見を言える機会は設定されているのか。

←今、粗々の案を考えているのは、建設コストに関わってくるからである。この3月までは内部の検討委員会で検討して、4月以降、地域社協の皆さんを含めて使い勝手を検討していきたい。

<評議員（障害者福祉協会）>

■八幡町は市役所からそんなに遠くはないのでいいのかなと思う。

■一番心配なのは資金のことである。

←まだ具体的な固まった設計はできていないので、金額は言えない。市からの家賃補助も半分程度になると想定している。社協と公社には一定の基金があり、その基金を活用していきたい。

< 平成 21 年度 第4回 理事会 >

1 日時 平成 22 年 2 月 24 日（水）10：03～11：13

2 議題 議案第 27 号「事務所の移転について」

3 事務局説明（略）

4 理事の主な質問と回答

<理事（コミュニティ研究連絡会選出）>

■内部留保（基金）を前家賃に充当させることは、税法上問題ないか？

←社会福祉基金規程内に「処分」の規定があり、問題ない。

<理事（商工会議所選出）>

■20年分の前家賃が 1.5 億円か。平成 23 年 4 月から入居で、他に家賃 100 万円を市が払うのか？

←家賃を支払うのは公社・社協。市は運営費補助という形になる。

<理事（コミュニティ研究連絡会選出）>

■月にどれくらいになるのか？

←現在の198万円が225万円になる。現在の約300坪が400坪と広くなるが、坪単価は安くなる。

<理事（市役所選出）>

■図面のボランティアセンターのところは事務所か、何か集まってできるスペースか？

←サロン的スペースと考えている。

<理事（赤十字奉仕団選出）>

■地域社協のスペースについての地域の意見は。

←4月に地域社協に投げかけ、使い勝手を検討する。

<理事（コミュニティ研究連絡会選出）>

■今後、市議会の厚生委員会で協議するのか？ 本会議にかかるのか？

←陳情を議会が採択するかどうかにもよるが、本会議にはかかる。

■3か月くらいうれ込むかもしれないが、大信は了承しているのか？

←内諾を得ている。

<理事（社会福祉法人至誠学舎東京選出）>

■身障者トイレは？

←1F・4Fに設置する予定。

<理事（商工会議所選出）>

■1.5億円拠出後の基金残は？

←現在の基金が1.2億+3億で、約4.2億。

<事務局>

■今後、市で公共施設の建替、複合施設等の建築の計画がある時は、社協も手を挙げていく。

■継続審議とする。

< 平成21年度 第4回 評議員会 >

1 日時 平成22年2月24日（水）14：00～15：40

2 議題 議案第26号「事務所の移転について」

3 事務局説明（略）

4 評議員の主な質問と回答

<評議員（西久保地域福祉活動推進協議会選出）>

■2月8日の協定締結は、武蔵野美装との仮契約ではなく、公社・社協・武蔵野美装の三者が今後の進め方の意思確認をしたということか？ 社屋移転に関する市のスタンス、果たすべき役割・責任は？

←移転に関する確認事項。①移転の了承 ②事務所の位置 ③財政的措置 ④その他。基本的には各団体の自治を優先しながら、市も援助を行っていく。

■20年の賃貸借期間は非常に長いので、5年・10年というスパンでの軌道修正の可能性は？

←中期計画の中でも明記しながら、次の方向性を示していきたい。

■緊急事態で、市も関わっているので、市の責任でどこかの土地に押し込んでくれないか？

←まずは八幡町への事務所機能の移転を中心に考えている。今後、市有地・施設が多目的に使える計画が出てきた時には積極的に市に支援を要請し、市民社協のブランチ機能をつくって行きたい。

■将来的にもっと交通の便が良い場所に動く可能性があると受け取ったが、それとも、本拠地は八幡町から移さないで、いくつかブランチをつくるということか。

←20年の事務所機能の契約をする。そして、3駅にブランチ機能をつくれないか考えている。

<評議員（市議会選出）>

■大信との賃貸契約延長の可能性は？

←大信には事務的には延長の可能性について相談し、こちらの状況も理解していただいている。

■市民不在で案が作られたと感じる。案の決定はどこで、どういうメンバーで行ったのか？

←社協・公社・市の管理職で検討委員会をつくり、その下にワーキングをつけて検討してこの案が出された。その中には図面等の関係で専門家も加わっている。

■評議員会で決定される前に、市・福祉公社・市民社協で協定を交わした理由は？

←福祉公社理事長は市の副市長なので、市の観点と福祉公社の観点とが相まって3者で協議してきた経緯がある。

■検討した移転方法で、調査したところ・内容を、ある程度見える形で資料として用意してほしい。

←何らかの形で説明したいが、相手との関係もあり、どこまで説明してよいか難しいところがある。

■「前払家賃」の名目で実際は「建築協力金」に基準1億5千万円充てられると思うが、本当に大丈夫か心配である。

←「前払家賃」は、本会監事に基金取り崩しを含めどのような形が望ましいか相談した。基金取り崩しは、社会福祉基金規程に基づき、特に問題ないとしている。

■次の評議員会は予算の話になると思うが、前もって説明をいただき検討する場をもって決定するというプロセスを踏んでほしい。

←平成22年度予算のわかりやすい資料を事前にお送りして提示したい。

■20年かけて武蔵野美装のビルを、公社・社協・市が建ててあげるという印象を持たれてしまうことが問題。前払家賃の名目で1億5千万円使われることのわかりやすい説明をする必要がある。

←いわゆるキャッシュフロー、流れについて確定されていないので、次の機会に何らかの形でわかりやすい資料を用意してご説明したい。

■今後、市民を交えた検討会、検討委員会を立ち上げることは可能か？

←大信を出て行くとともに、こういう状態であるということも並列的な優先順位だと思う。今日、1・2階が市民社協、3階全部が福祉公社、4階が共有という粗々の案をお話ししたが、今後、1・2階の市民社協・ボランティアセンターのスペースは、この施設を使用するいろいろな団体の意見を聞いていきたいと思っている。

<評議員（社会福祉法人武蔵野選出）>

■事業の移転・活動の移転という意味では、設計思想が図面では見づらい。場所のことよりも方向性など、どのように考えてデザインしているか。

←市民社協は暖かい雰囲気、来て良かったという雰囲気が必要と思う。1階入口のロビー部分が暖かい雰囲気の場所であり、2階のボランティアセンターは地域や活動会員等の市民に開放したサ

ロン的な空間として設定した。まだ粗々の案なので、ご意見をいただきながら検討していきたい。

<評議員（市議会選出）>

■公社と社協が一体となって移転することについて、福祉公社はしっかりと合意されているのか？

←プロパー職員も一定の理解をしていると認識している。

■協定書締結日の2月8日は社協評議員会が開催日であるが、なぜ、この日に協定を交わしたのか？

←協定書の第5条に「理事会及び評議員会の議決又は承認を経た後に、効力を発する」とあり、法人側の決定後にこの効力が発生することでの協定書の日付ということで認識している。

■「抵当権」という言葉を使っての説明があった。先ほど「前払い家賃」ではなく「建設協力金」のほうが相応しいということであったが、「抵当権」は本来、貸付をした場合に設定されるものなので、それは無利子の貸付に当たるものなのか、その点はどう整理するのか。

←「抵当権」は無利子の貸付金という話があったと思うが、本会監事に確認したところ「建設協力金」という考え方は当然、貸付にあたる。無利子になるのか金利で何%の部分で戻ってくるかと思うが、基本的に貸付にあたる部分で対応できるということであった。

■次の評議員会で、今回、継続になったこの議案も議論して採決する方向性は変わっていないか。

←まずは3月8日の厚生委員会の動向を見て理解していきたい。今の考え方でいくと、予定では3月30日の理事会・評議員会に予算とこの議題を提出していきたいと思っている。

<事務局>

■引き続き、継続審議とする。

< 武藏野市議会本会議 >

1 月日 平成22年3月12日（金）

2 議題 陳情の厚生委員会における審査概要・結果報告

<厚生委員長>

■2月8日の市民社協評議員会以後、3億円の基金の使い道が前払い家賃という言い方から建設協力金へ変わっているが、その理由は何か。

←スキーム自体は、建設費の一部を前払いするが、後々家賃の中で相殺していく手法であり、一括払いによって基金の取り崩しもできるということに変更はない。法的裏づけとなるところを整理していかなかったため名称が変わったが、お金の出し方、使い方についての考え方は一貫している。

■3億円の基金を使うことや、その基金の一部は市民の寄付が元になっていることをどのように受け止めているか。

←両福祉基金は、利用者の意思を尊重して、福祉公社の維持・充実のために資することになっており、みずからの事業活動のための拠点確保に使うことは使用目的に即していると考える。

■今回の社屋建設は、民間の土地に民間の建物を公金を投入して建設する手法をとるわけであり、このような新しいやり方をするときには、庁内や専門家の意見を十分聞いた上でしっかりと議論を重ねるべきだったと感じるが、見解を伺う。

←今回の件は、今後も継続して精査する必要があると考える。また、ほかに同様のケースが出てきた場合に備え、市有地の利活用の仕方について別途研究を進めているところである。

■検討した社屋移転方法の中に、市や都が所有する空き施設などの活用が挙げられているが、検討が不十分であったと考えざるを得ない。具体的な検討内容について伺う。

←西部図書館については、昇降設備がないこと。もともとは無償で都から提供されているが、用途が変わると有償になることなどの理由から対象から外した。旧保健所は、文書等の保管のために、施設としてまだ使っていること。保健所の統廃合の際に、保健所としての機能を残してほしいと市から要望した経緯などから、候補には挙がらなかった。

■社屋移転、新社屋建設に関して、経緯の説明が不十分であったと考えるが、今後どういった形で説明責任を果たしていくのか。

←市民代表である議会に対しては、適宜、必要に応じて厚生委員会等を通じて丁寧に説明していく。また、それぞれの法人も様々な関係団体に対する丁寧な説明を今まで以上に進めてきたい。

■今後の推移は、どのように報告していくのか。

←現在決まっているのは、市と2法人との間で一定のスキームの大枠について協定を結ぶということだけである。一定の財政負担を伴う場合は、事前に議会に諮る、または丁寧な説明を行うことを考えている。

< 平成 21 年度 第 5 回 理事会 >

1 日時 平成 22 年 3 月 30 日 (火) 10:00~12:15

2 議題 議案第 27 号「事務所の移転について」

3 事務局説明 (略)

4 理事の主な質問と回答

<理事 (ボランティアセンター武藏野選出)>

■検証委員会で 6 か月間検討云々が新聞に載っていたが、半年後を目指して検証委員会を開催して協議するのか。

←検証委員会のスキームはまだ確定したわけではないが、社協・公社の両理事会の下に検証委員会を置く。理事会と評議員会とキャッチボール、専門家による検証委員会と評議員会とのキャッチボールという形で市民の意見を吸い上げながら検証していく。ただ、(大信との) 契約については 6 か月前までに意思表示をしなければならないので、平成 22 年 9 月までに結論を出して、平成 23 年度以降どうするかについても併せてやっていく。

■陳情の中で、“移転先が市民になじみがない” と書かれているのが気になった。同じ武藏野市内なのだから、どこならなじみがあるのか。

←武藏野市内すべてがなじみのある場所だと思っているので、それについては難しい。

<理事 (民生児童委員協議会選出)>

■耐震補強は行わないこのビル自体が問題で、ここには社協・公社の多くの職員が働き、多くの市民の出入りがある。その市民の中には高齢者やいろいろな障がいを持った方がいる。早く見切りをつけて、新しい耐震のできたところへ移転して、市民の安全性を考えることが優先である。

<理事 (赤十字奉仕団選出)>

■新しい場所が提案できるのであれば、陳情者に説明して理解をしていただければ、6 か月間検討

しなくともいいのではないか。今の場所から見るとなじみのない場所であってもこれからなじんでいただきたい。

<理事（社会福祉法人至誠学舎東京選出）>

■検証委員会立ち上げに伴い、竣工の時期が変わるのが。

←変わると思う。平成23年4月引越し予定も当然、延びると思う。

■会計等の専門家で何を検証するのか。

←例えば基金の使い方等を含め、税制的にどうかというようなこと、その他予算関係もあるので、不動産関係者も含めてということで考えている。

<理事（市役所選出）>

■大信ビルは市が平成23年3月まで契約している。さらに引き続き10年間契約を延ばすことができるという条項があり、その協議は半年前に行う契約になっている。その時点で結論を出す必要があるので半年間というのがある。竣工時期はこのスキームで行けば、早くても半年遅くなる。もし、賃貸等で良い物件があれば、平成23年4月の移転も可能である。

<理事（ボランティアセンター武藏野選出）>

■今提案している移転場所を前提に検証して市民に理解を求めていくという方向の検証委員会か。

←八幡町も1つの案である。検証委員会は財務等の専門家になると思うが、当然、市民の意見をそこに反映させながらということになるので、いろいろな選択肢が出てくると思う。

<理事（コミュニティ研究連絡会選出）>

■市民からの、例えば土地とかの新たな提案もあり得るということか。

←当然あり得ると思う。

<事務局>

■引き続き、継続審議とする。

< 平成21年度 第5回 評議員会 >

1 日時 平成22年3月30日（火）14：00～16：30

2 議題 議案第26号「事務所の移転について」

3 事務局説明（略）

4 評議員の主な質問と回答

<評議員（吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会選出）>

■市民社協はいろいろなところで地域社協や市民と議論しながら一緒にやっていくという部分が多いにも関わらず、何か市民のいないところで決められたことを遺憾に思い、陳情を出した。

■半年間の延長は耐震性を考えた半年間なのか、半年延長の根拠は何か。

←大信との賃貸借契約期間は平成23年3月31日まで、契約をさらに10年継続するかどうか6か月前までに意思表示をしてほしいということであったので、6か月という形にさせていただいた。

■評議員も途中で変わるが、今度は新しい評議員にこの議論に入っていただくのか。その時には本当に丁寧な説明をお願いしたい。

■市民社協と福祉公社が一緒でなければいけないのか。別々だったら、もう少し狭い地域でも探し

やすいのではないか。

←今回ご提案している検証委員会でも、2つに分かれることができるかというようなことも検討していただければと思っているが、現状では、物理的なところで、共有スペースが非常に多いので、一緒に移転することがかなり有効的ではないかと思っている。

<評議員（市議会選出）>

■ 4月から9月までの6か月間は、検討に関してこの評議員会の役割は何か。

←評議員は40名という非常に多い人数で、いろいろな団体から選出されている。評議員会を検証委員会と一緒にキャッチボールできるような形の中で、いろいろな意見・要望等を吸い上げていくことができるであろうということで、評議員会の位置づけがあるかと思う。

■ 評議員会と検証委員会の関係性は、今後どのようにしていくのか。

←評議員会と検証委員会の関係は、当然キャッチボールできる形が必要と思っている。評議員会での意見を吸い上げながら、それを検証委員会で諮り、理事会の方にもつなげていく。理事会・評議員会・検証委員会がお互いにキャッチボールできる形になると思う。

■ 市民社協と福祉公社が一緒である理由がなかなか見えない。検討経緯も一緒であるというところからスタートしているので、検討が不十分である。別々だったらどういう事業展開がなされるかとか、どこの場所がいいのかとかいうような検討ができていないと思うので、一緒であることの事業上のメリットをきちんと出していただきたい。

←市民社協には市民の善意によるパワーがあり、ネットワークを発揮していただき、それを支援して地域福祉推進を展開していくというところもある。一方、福祉公社は専門性や特定のスキルを持った人、いわゆるプロの人間が直接サービスを提供する。形は違うとしても、市民から見れば両者は非常に近しい関係に映っているのではないか。社会全体がさらなる高齢化というものが出来ているので、今までの流れに頼ったままでは大きな課題が予想される。サービスの増大により担い手も高齢化が進み、今まで以上にこの2団体が協力し、連携して事業展開することも必要ではないかと思っている。メリットということで言えば、こういうことではないかと思っている。

■ 検証委員会が先にあって評議員会なのか、評議員会で市民の意見を吸い取った上でそれを検証するのか。検証委員会の専門家の方だけで先に話が進んでしまって、評議員会では報告だけ受けるということではちょっと話が変わってくる。評議員会が意見を言つていいける可能性があるのか。

←今、職員で組織されているワーキングと評議員の皆さんとキャッチボールができないかと考えている。そういう場面から改めて検証して、専門的な考え方でのアドバイスをいただくのが検証委員会と思っている。新たな候補地があるとすればそれを考察したり、また今ご提案しているところも本当に良いか悪いかも含めて、皆さんと議論していきたい。

■ 5月から、地域社協からの評議員が代わり、移転の検討を担わなければいけないことで、すごく重く感じる方もいるのではないか心配である。

■ 公社と社協と市とで話をしたということであるが、内容を示せる範囲で示していただきたい。

←社協会長と福祉公社理事長、市長との三者で方向性について話し合われた。2月8日に一定の方向性を示すために協定書が結ばれたが、ここで半年間の検証期間を設けることは明らかに時期とか場所とかいろいろな部分が不確定になってくるので、改めて三者の方向性として話し合いを行った。

■ 協定書の改定も含めて行われたのか。

←改定ではなく、新たな提案がされたということを三者で認識を共有した。

<評議員（境南地域福祉活動推進協議会選出）>

■この危険なビルから一刻も早く、どこでもいいので出ていただきたい。6か月より前でも検証が済めば何らかの結論を出すというような気持ちでやっていただきたい。

<評議員（西久保地域福祉活動推進協議会選出）>

■検証委員会は専門家チームで、評議員会は市民を代表とするチームという話であったが、検証委員会に市民が入る可能性はないのか。

←基本的に専門家による委員会で、現状では委員会の中に市民を入れることは考えていない。

■一番最初にこの話を聞いた時に区分所有かと思った。区分所有により不動産の所有権が発生する。その物件に関しては20年間で減価償却されて資産価値がゼロになるということか。建設協力金の方式で行うと、お金を何億も出しても柱1本自分のものにならない。費用だけ書いてあって、資産として残るものがプラスになるのかマイナスになるのか書いてないので、それについてご説明願いたい。

←区分所有の金額は借地権の取得費とか賃借料など、路線価を以って算定している。年間費用は固定資産税、都市計画税が福祉公社にかかるので、それも合せて計上している。大規模修繕費用は1回300万円かかる想定をして出している。それで区分所有の方は8億5千万円になっている。減価償却については、調べさせていただきたい。

<評議員（障害者福祉協会選出）>

■市議会に出された陳情に“寝耳に水”という記述があるが、この評議員会でもそのように思う。

←社屋移転については、特に評議員会で意見を聞きながらということはなかった。今回、新たな検証委員会を立ち上げる中で、議決機関である評議員会のご意見を十分聞いて、今後の6か月間に新たな方向性を決めていきたい。

■今回の移転の話も含めて、社協の評議員というのはどういう役目をしているのか。

←理事会で諮問されたものが評議員会にきて、そこに対する議決権がある。市で言えば「議会」の性質にあたる。

<事務局>

■引き続き、継続審議とする。

< 平成 22 年度 第 1 回 理事会 >

1 日時 平成 22 年 4 月 20 日 (火) 10:00~10:40

2 議題 議案第 27 号「事務所の移転について」

3 事務局説明 (略)

4 理事の主な質問と回答

<理事（ボランティアセンター武藏野選出）>

■検証とは現案に対してのみ行うという意味か？ 他案の検討という意味も含んでいるものか？

←当然原案に対するものと、他の案に対する両方を検証するという意味の検証である。

<理事（コミュニティ研究連絡会選手）>

■事務所の位置として、八幡町の住所が明確に記載されているが、この取り扱いは？

←今回の議案は、2月と3月に提案させていただき継続審議となった案件で今回提案させていただかないと、この議案が廃案になってしまうため、また、今回お願いしている検証委員会での一つの手法としての論議も必要であるため、引き続き議案として出させていただいた。そのため、ここに書かれている八幡町の住所は、継続案件そのものである。

<事務局>

■引き続き、継続審議とする。

< 平成 22 年度 第 1 回 評議員会 >

1 日時 平成 22 年 4 月 20 日 (火) 14:00~15:35

2 議題 議案第 2 号「事務所移転に関する検証委員会の設置について」、議案第 3 号「事務所移転検証委員会設置要綱」、議案第 4 号「事務所移転検証委員会委員の費用弁償に関する規程」

3 事務局説明 (略)

4 評議員の主な質問と回答

<評議員 (障害者福祉協会選出)>

■委員会は 9 月末まで。4 月の移転に間に合うのか？

←平成 23 年 4 月の移転には間に合わないと思うが、委員会の結論として、原案以外で、良い物件が提案・議決され、その案が今すぐにでも入れる物件であれば、当然 4 月の段階で移転は可能と思っている。いずれにしても、委員会の結論と両法人の理事会の結果待ちである。

<評議員 (市議会選出)>

■検証委員会は全 5 回の予定で、3 回目が中間まとめとなっている。そのペースは適切か？

←かなりタイトなものとなっていることは認識しているが、しっかりと対応していきたい。

■「事務所移転検証委員会・スケジュール (案)」にある「市民団体」とは何を指しているのか？

←フローに書かれている、一番下の中の、地域社協や民生委員などである。

■「事務局」とは何を指しているのか？

←実務者会議 6 名とワーキング 13 名である。

■委員の選定基準は？

←各分野から客観的に捉えて検証していただける方をお願いした。

■福祉公社と合同設置とのことだが、公社の理事・評議員などへの説明状況は？

←近日中に開催される理事会、評議員会でしっかりと説明していく。

■評議員と検証委員会との密な情報交換をお願いしたい。

■根本的課題とも言える「基金の活用」ということについての議論が必要。「どのように」「どこまで」使っていいのか、基金の活用に関する社協としての合意形成が必要。

←この基金の活用については、市民社協としてもしっかりと対応していく必要があると認識している。また、検証委員会でもこのへんもしっかりと検証していってもらいたい。

<評議員 (市議会選出)>

■団体だけではなく、広く市民にヒアリングを実施して欲しい。会場に来られない人のためにも、

FAXやメールでの意見提出などの手法も含め、幅広い意見収集を検討して欲しい。

←期間的にかなりタイトなスケジュールで、市報等に掲載し、パブリックコメントを求めるのは少し厳しいかと思われるが、検討してみたい。市民社協「ふれあい」への掲載は可能か検討してみる。

■検証委員は両法人から第三者性のある方を基準に選考したとのことだが、(社福) とらいふは、福祉公社の評議員となっている。第三者性を強調するのであれば、違う人選をしていただきたかった。

←(社福) とらいふの理事長は、福祉施設の経営的な立場、視点で参画していただいた。

<評議員（西久保地域福祉活動推進協議会）>

■地域社協へのヒアリングは3～4ブロックに分けての開催を予定しているとのことだが、各ブロック1回のみの実施か？その1回に参加できない場合はどのようになるのか？

←地域社協の説明は、13地域を3～4ブロックに分けて実施するつもりなので、参加できる地域に参加してご意見を述べていただければと思っている。

■都合で参加できない人のために、文書による意見提出などは考えているのか？

←特に考えていないかった。ただ、このようなことも考えられるので検討してみたい。

■ヒアリングの内容はどのようなものか？

←現状案の検証、他に良い物件があればそのところ、不動産関係者が入っているのでそのへんからも意見が出るかなと思っている。

■中間まとめを公表し、パブリックコメントを募る予定はあるのか？

←時間的な制約があるため考えていない。市民団体からいただいたご意見は精査しまとめ、また再び、市民団体には投げかけていきたい。

■最終案は、公表するのか。

←当然ホームページでの公開を考えている。

<評議員（社会福祉法人武蔵野選出）>

■単に建物をどこに動かすとかだけではなく、せっかく新しい場所にうつのであれば、その場所で何を展開するのかというビジョンを持ってほしい。

■仕事柄障がい者と関わっている点から言わせてもらうと、意見のまとまりにくいい人もいる。そういう人の声を拾い上げる配慮・工夫をして欲しい。

<評議員（市議会選出）>

■費用弁償額の決定基準を示して欲しい。

←福祉公社の理事・監事の報酬を参考にすると共に、市役所で実施している法律相談員は日額55,000円が支出されており、拘束時間は約6時間で1時間当たり10,000円になる。今回の委員の会議時間は2時間を予定しており、さらに、会議で出た資料作りには1時間程度を見込んで3時間を拘束すると判断した。そのため3時間拘束で時間当たり10,000円を見込んで30,000円という金額になっている。

事務所移転に関する職員アンケート 集計結果
財団法人武藏野市福祉公社（本部分）
<回答数 30名>

問1 現行案についてどのように考えますか。（現行案による業務上のメリット・デメリット、移転後の事業展開などについて記載してください。）

- ・ メリット：新社屋に移転し、耐震問題が解決する。職員、市民の命を守れる。デメリット：金融機関が遠くセキュリティの問題がある。
- ・ 場所が悪い。市全体をカバーし、自転車で走り回る仕事なのに、西東京市と思うような北の端だ。清掃車についても印象が悪い。利用者から辺鄙な八幡町に行くのかと言われた。
- ・ 伏見通は渋滞がほとんど無いので、車で市内各所に行くのに、状況に応じて道路を選べる。バス便が便利。利用者の金銭管理で十数か所の金融機関を回る。金融機関から遠いので、時間のロスと移動リスクが高い。大信ビルはセキュリティ面で安心。現行案はどうか？現行案は周囲の人口密度が低く、利用者数も少ない。結果多くの利用者の所への移動時間が長くなる。清掃車と車の出入りが重なる時間帯が心配。
- ・ 公社の重要な業務である権利擁護事業、成年後見事業は利用者の財産管理、金銭出納が欠かせない。現行案の周辺には金融機関が全くななく、金銭出納が不便なので、業務の時間的ロスや金銭を持ち歩く時間が長くなる分、ひったくりや紛失の可能性も高まる。有償在宅サービスと権利擁護・後見を別々に構えると言うことは、業務遂行上ありえない。現在の金融機関のビルとごみ処分業者では、お年寄りの持つイメージは、やはりゴミは良くないと言う声も聞かれる。メリットは、現在の不便な部分（雨でカッパがぬれても干す場所がない、更衣室が狭い、トイレが各階にない等）を職員の声を取り入れて解消するような設計を行えると言う点は良い。
- ・ 立地条件としては、条件が悪すぎる。市民が利用する場所としては、余りにも端である。日に何回か利用者宅を訪問する業務であるため、移動に時間がかかると仕事の効率が悪い。清掃車の出入りにより市民（特に高齢者）に危険が及ぶことも考えられる。立地条件の選択条件として清掃車駐車場と当事業所とは正反対であり、相容れないものだ。
- ・ 仕事をする上で大きな支障はないが、現在の場所に比べて少し人気のない目立たない場所だという気がする。訪問者には不便かもしれない。
- ・ まず、一企業に対して高額な金額を補償することに疑問を感じる。立地が悪いと思う。今ありき（社協と公社が同じ場所）で計画されていることにも問題がある

と思う。

- ・八幡町への移転は、まわりの環境を考えると、銀行がない。福祉の拠点としては目立たないなどデメリットばかりに感じる。メリットとしては、ヘルパーの拠点として武藏野の中心に近いため、西部地域のヘルパーにとって「事務所が近くなってよかった」と思う方もいるのでは。
- ・情報がないので良く分からぬが、デメリットがほとんどだと思う。
- ・市の中央に位置してフットワーク的にはよい場所かと思われる。新築の事務のみの建築物になることから、市民へのアピール度もよいかと思うので、オープンした展開への第一歩かと思われる。
- ・立地：中心部・吉祥寺・三鷹駅より遠く権利成年後見などは業務上支障が出る。
条件：3億円+毎月100万の家賃は、公社・社協にとって有利な話ではない（所有権を得られるなら別だが）。パッカ一車が何台も出入りする環境はよくない（うるさいし、臭い、衛生面でも疑問）。メリットは何もない。スペースの共有ぐらいのもの。
- ・メリット：設備が新しくなる。移転により物の整理ができる。デメリット：交通の便がよくない。金融機関が近くにない。セキュリティの不安がある。現行案のままでは、特に権利擁護事業に支障をきたすと思う。
- ・人口の少ない場所であり、市民から離れた場所で、閉じた印象を作ってしまうのではないかと心配する。町の生の情報が入りにくくなる。来訪者は来にくくなる。まして新社屋でありながら1階が使えない。福祉は事務作業ではなく、公社に必要な事は市民の近くに在る事ではないだろうか。
- ・地域福祉のネットワークを具体的に進めていくのなら、社会福祉協議会との共存や連帯は重要かと思います。武藏野市独自の福祉公社（有償在宅サービス）を始点として捕えるのであれば、分離して、ホームヘルプセンターの訪問介護の事業内容も他市にない事業展開（地域包括との連帯）を行う。何十年も先を見据えた不動産の契約に公的な基金を活用するのはおかしいと思います。
- ・現行案はデメリットのみであり、メリットはない。絶対反対。その作成経緯は不透明である。現行案はデメリットのみであり、メリットはない。絶対反対。その作成経緯は不透明である。一私企業を利し、両法人の現事業展開を無視し、将来像も顧慮しないものだ。陳情が出たこと自体、市民感覚から是認できないことを端的に示している。福祉は信用が命である。この問題が世間に取り沙汰され、社協や公社のイメージが落ちたことは否めない。現行案では、社協、公社の市の福祉体系上の役割分担を果たせない。それぞれの任務は、截然と区別され、類似性など無い。身上配慮、権利擁護、成年後見等のサービス提供を主とする公社は、多種の金融機関が近隣になければ業務遂行できない。
- ・公社の後見業務で、銀行などの金融機関、市政センター1階の法務局の端末など

を頻繁に利用しています。これらは主に吉祥寺駅周辺に位置していますので、現行案ではかなり遠くなり、時間的にも大幅な負担が懸念されます。また、通帳などの貴重品を持ち、いくつもの金融機関をまわるため、移動距離が長くなることは防犯上からも心配です。公社を利用される市民の方にとっても、できるだけ交通の便も良い所が望ましいと考えます。

- ・武蔵野美装ビルを、「市、公社、社協が建ててあげる」という印象を持たれても仕方がない方法である。市民、職員のいない所で決められ、「市民のために」と言われても・・・とても残念である。
- ・新しい設備で耐震性もある新社屋はありがたいと思います。もう少しここに至るまで透明性がほしかった、公社、社協共にイメージダウンになってしまった。
- ・市役所、高齢者総合センターなどから近くなり（一体性の確保）、境南地区にも近くなりますが、反対に吉祥寺南町への援助は吉祥寺の街中を通っていくのもあり、大変になると思われます。（生活レベルの違い、立地条件の違い等により、年齢層でこれから援助が必要な層がふえていくのは西部地区とも考えられます）
- ・デメリット(1)ゴミ集所の併設について異臭が心配。（特に夏）（市民が利用する施設として適切ではないと思料する）。(2)金銭管理の業務遂行上、金融機関が近くにない。(3)市民全域の利用者を対象としているので、八幡町では偏っている（中心とはいかないまでもせめて、北町、緑町、西久保、本町）。(4)、交通の便が悪い。(5)緊急対応（カギの預かり）事務所に取りに来て利用宅に伺う場合に不便である。メリット(1)現況事務所のスペースは狭く、各部門が統一されていないので、広くなることは良い。
- ・市民にオープンの施設が八幡町であるのは考えられない（不便）。利便性、公共性を考えて NG ではないか。社協と一緒に頭から考えることが問題であったと思う。
- ・駅から遠く、近隣に商店も少なく不便な場所である。1階の事業所で使用の駐車場で作業後の洗車が行われていて継続されると思われる。危険、環境整備、清潔の保持、四季を通じて、特に夏場の環境が心配である。
- ・在宅サービス課後見係の業務上では権利擁護事業を行っているため、金融機関で頻繁に金銭出納を行っている。現在は大信のビルに入っており、近くに郵便局もあり、利用者の大切な通帳を管理する上では盗難や、持ち歩き時間のリスクが少なく、また迅速な金銭出納が行える。移転先の近辺には金融機関が存在しないため、現行の移転先に決定した場合、新たな出納方法を検討していく必要がある。
- ・武蔵野美装との関係が不透明である。何度説明を聞いても、公社の財産にならないことが、理解できない。現行案は絶対反対。基金は利用者の財産です。透明性のある、きれいな形で使って欲しい。
- ・公社、社協が3億円も支払って、自社ビルにならないのはなぜか。現行案は特定

の企業にだけ有益で、うさん臭い印象を受ける。

- ・在宅サービスの後見係は多数の通帳を預かっていて、現行案の場所に移った場合、保安上どのように保管するのか。また、近くに金融機関がないので現金を持って移動することが危険！公社、社協と他の民間業者が同一ビルに入ることにとても不安がある。また、現行案にはお金の流れ（家賃）についての疑問がぬぐいきれない。なぜ1億5千万円も出して、公社に何も残らないのか？現行案は絶対反対です！メリットは何も考えつかない。
- ・メリット：今から移転先を探さなくてよい。デメリット：交通の便が悪い、金融機関が近くにない。
- ・現行案について最初に伺ったとき、3億円もの資金を出すにも関わらず一民間企業の所有物となるという点がひっかかりました
- ・メリット：きれいな事務所で安心して仕事ができる。デメリット：事務所の中を使い勝手が良いようにレイアウトするのが難しい。
- ・「開かれたホームヘルプセンター」を目指す上で、現行案では市民と接する窓口がありません。また、業務上出入りの激しい課が上層階にあるというのは、移動時間の無駄が生じると思います。再検討の必要性があると考えます。
- ・移転先の場所は、市内全域のご利用者様を担当しているため不便です。
- ・【メリット】現行案検討で、現在不足している設備等の意見が集約されたこと。【デメリット】(1)金融機関等への利便性が失われる。①現在出納事務を行っている金融機関が吉祥寺駅前に集中している。そのため現在においても処理件数増大により煩雑かつ時間を要する出納事務に、距離的問題による時間のロスが発生する。②一部金融機関を他支店での事務に変更した場合にも、支店ごとのルールの違いがある金融機関等においては、円滑に処理を行うことが当面困難であると考える。③信託銀行、証券会社、法務局、公証役場も同様に吉祥寺駅周辺に集中しており、重要書類取得に關し、移動時の安全性も含め問題は大きい。(2)セキュリティに関して懸念がある。①権利擁護・成年後見事務を行うにあたり、公社では重要な財産や個人情報を多く保持している。そのため特化したセキュリティシステム等の導入を検討することが理想的である。②市民社協が同建物内にあることについては別途記載するが、その他の民間企業が同建物に事務所を構えているということは、たとえ確実に仕切られた空間だとしても安全であるといえるか。
- ・生活支援員の立場から、現行案に反対です。年間、3,500回以上、預貯金の払い戻しをしています。吉祥寺駅地区の銀行、信託銀行、証券会社などから遠くなると仕事ができません。八幡町では遠すぎます。また、自転車で銀行に行くので、吉祥寺から八幡町まで利用者の通帳や現金を持って、往復できません。距離が遠くなればなるほど、途中、盗難などの心配が増します。交通渋滞の吉祥寺に車で行くとか、二人でペアを組んで行くとかして、今の仕事をするのは、大変効率が

悪いです。

問2 事務所の場所や施設・設備・機能として必要だと思うものにはどのようなものがありますか？

- ・交通の便が良い、職員の休憩室が必要、金融機関に近い。
- ・自転車で移動するために負担が少なく、利用者宅にかけつけられる、市民が来訪し、馴染み易い立地。駐輪場が道を隔てないこと。ヘルパーが入りやすい1階、そうすればヘルパーが寄り易くなり、質の高い仕事ができる。
- ・金融機関の使い勝手の良さ。セキュリティ完備。駐輪場、駐車場の使い勝手が良いこと。利用者宅へのアクセスの良さ。
- ・金融機関の近く、セキュリティがしっかりとしている建物。汚れた家の片づけ等を行うこともあるので、洗濯、乾燥室などの設備。
- ・市中央部に位置し、交通の便も良く、市民が利用しやすい場所。人の流れがあり、人との接点があるところ。
- ・バス停の近くであること。2級ヘルパー養成講習、その他の研修会で人が集まることが多いので、駐車・駐輪場所が確保できること。研修室があること。相談室や書類の保管に適した場所がある事。ロッカー室、雨具等を乾燥させる場所、洗面所などが必要。
- ・立地条件として相談業務、権利擁護の業務の場合交通の便が良いこと（特に公共機関利用での）、分かりやすい場所であること、金融機関等が近くにある事が必須であると思う。ホームヘルプセンターは市全域をカバーするので、サテライト方式でも可能だと思う。
- ・職員休憩室。講習会等開くにふさわしい部屋。
- ・八幡町は絶対に嫌です。なぜ八幡町なのか分からぬ。ゴミ収集車の出入りがあるので、自転車での出入りが危険になる。
- ・市の福祉について広く親しみやすく多くの人に認知していただくために、人の出入りをしやすくする。駐車場等の整備。1階フロアの広報的活用。相談室等の完備。ヘルパー活動がしやすいこと。交流の部屋（研修室）が必要と思う。
- ・介護室、シャワー室（これはあってもいい）。エントランスに広いロビーは不要できれば駐車場も機能としてあったほうがいい（賃借料はバカにならない）。
- ・金融機関（権利擁護事業にて利用者の財産を管理する上で必須）への安全なアクセスが確保されていること。設備：書類や必要物品を安全に確保できる場所も必要。駐輪場の確保は必須。機能：会議室を、例えば仕切れば相談室として使用できれば、市民も活用しやすい。
- ・事務所は、人口が集中したところで、公共交通機関に程良い距離、という一定の便利な立地条件が、利用する高齢者・介護者からも使い易いとの信頼感が得られ

るのでないだろうか。市民単位で考える時、基本的に車を利用しないと考え、みんながある程度立ち寄りやすいところが良い。

- ・場所は市役所からさほど遠くない市の中央地域が地域的には妥当かと思います。必ずしも新しい建物でなくても、施工がしっかりして安心して過ごせる空間であればよいと思います。ラジオ体操ができる場所（定期的なストレッチにより腰痛防止）、研修会、会議、打ち合わせ等ができる多目的室及び会議室、介護実習室、適切な駐輪場。
- ・社協は、全市的に市民が気軽に立ち寄れる立地であり、地域福祉活動を行う市民が使える拠点となる会議室や印刷室があること、市民の福祉マインドを醸成する展示場やサロン、ボランティアセンターの専用室が必須である。公社は吉祥寺の金融機関群の近隣にあること、セキュリティがしっかりしていること、ホームヘルプサービス提供上、シャワーと洗濯設備があること、個室の相談室、会議室等である。しかし、平成5年に大信ビルに、市の意向で転居した時は、上記の諸設備など考えることなく、それでも20年何とか事業展開している。贅沢は言わない。公社の本務遂行上の障害となる社屋選定だけは御免こうむる。
- ・高齢化に伴い、公社の利用者の大幅な増加も予想されます。市民の方が気軽に立ち寄り、相談できるような、利便性のある所を長期的な視点で慎重に検討して頂きたいと思います。また、利用者の貴重品も多数お預かりしているので、セキュリティへの配慮もお考え頂きたいです。
- ・市の中心、もしくは役所近く。研修室、休憩室、ロッカー、洗濯機、シャワー室、セキュリティ機能がある保管室。市民が活用できる部屋、売りにできる様な何かがあれば。市民の理解があれば運営で使われても良いのではないか？
- ・現場を援助して回るヘルパーは、突然の災難（？）によりシャワーを浴びたり、汚れた靴下や衣服を洗濯する必要があることが度々あります。ロッカーはもちろん、洗濯機、持ち帰らず干せる場所、シャワー室など必要だと思います。又ヘルパーが心身ともに疲れた身体を人目を気にせず休める休憩室も同様です。
- ・施設設備については、必要最低限に抑える必要があると思う（公共施設の色彩の強いものであるから）。機能として市民の憩いのスペースを作る。例、喫茶スペース等（喫茶室、健康器具が利用できる）の利用価値を上げる工夫。
- ・駐輪場 オープンスペース。市民が来る所（気軽に立ち寄れるところ）。交通の便がいいところ。武蔵野の顔といえる場所（失礼だが、ごみやさんと一緒にかかる）。
- ・高齢者や障害者が、移動負担が少なく、訪問できる場所がよい。市民の期待に添える不透明でない、信頼してもらえる事務所に。活動しやすい場所。四季を通じて清潔、快適、安全な場所。休日の防犯についても安心して出入りできる場所。
- ・市内、中央が良い。社協と同一建物ならなおさら、市民、ボランティアが来所し

やすい地区にすべき。設備は、利用者の財産を保管しているので防犯設備が整っていること。

- ・金銭管理を受任している以上、安全管理体制を確立しなければならない。現状と同じように、金融機関と同一ビル内、という条件が好ましいが、それが無理ならばより公共性を感じられるよう、市の建物に入るのが良いと思う。
- ・事務所の場所は高齢者や協力員、ヘルパーなどが気軽に相談に来られる場所、なるべく市の中南部が良い。
- ・駅からなるべく近いこと、バス停が近くにあること、金融機関が近くにあること、なるべく事務所を1、2階にすること、駐車場スペースがある程度広いこと、会議室が大・小最低ひとつずつあること、休憩室があること、更衣室が男女最低ひとつずつあること、給湯室があること等。
- ・ホームヘルプセンターに限って言えば、ヘルパーさん達が来社しやすい場所が理想です。現在の場所は市内東寄りなので境南・境この西部地区のヘルパーさんは研修等も参加しづらい状況があります。設備としては雨の日、カッパを何度も着たり脱いだりするので、乾燥室があったら嬉しいです。
- ・場所：ヘルパーさんたち側からは、公平な距離（武蔵野市中心近く）利用者側からは交通が便利な場所。施設：誰もが使いやすい（エレベーター・バリアフリー）設備・機能：ヘルパーさん達が気軽に寄れる場所にし、（飲み物の自動販売機があったりくつろげるような部屋があったり）情報交換を密にできる環境を作る。
- ・場所は、武蔵野市の中間で、交通の便がよく、市民が集まりやすい場所が適していると思います。設備は、高齢者総合センターをモデルに、補助器具センターを設け、市民の相談に乗れるようになれば良いと思います。
- ・場所は市内の中間にくる所が良い。三鷹北口、西久保など。
- ・施設・設備については、問1にて記述。これまで武蔵野市のほぼ中心にあることによる利便性を生かした支援を、今後も継続可能であることを望む。
- ・良く分かりませんが、福祉公社の後見の仕事は、安全性が一番です。泥棒が入れないセキュリティを望みます。

問3 基金はどのように活用されるべきでしょうか。

- ・自社ビルを建てる。
- ・3億円を20年で使い果たすことが理解できない。土地やビルを購入し、残る形にして欲しい。無理なら利便な場所のビルの賃貸料に充てる。大信ビルの補修工事費用に充てる。
- ・利用者からの寄付金なので、公社の財産となる使い方。今後のサービス向上につ

ながることに活用する。

- ・自社ビル購入等（所有権）。
- ・市民にも何らかの形で還元できるようにと思う。
- ・福祉のために有効に使ってほしいというご利用者の思いに応えるためには、一時的に使い切るのではなく、将来につながる形が望ましいのではないか。
- ・納得していただけるよう有効活用。具体的にはわかりません。
- ・現在の運用の仕方が分からないので、情報を積極的に開示してほしい。
- ・市の福祉の為の基金なので、具体的なものとして形にあらわれるものがよいと思う。
- ・基金は有償のサービスに対する利用者の感謝の気持ちが込められている。一民間事業者を利するような使い方はよくない。適正な使い方を望む。
- ・遺贈者の意思を尊重するのであれば事業に補填されてもいいと思う。老後福祉基規定第5条（2）では認められているし、そもそも対価的なサービス提供をしていない有償在宅サービス事業では赤字補てんは不可避である。
- ・寄付・基金は市民のために役立つ公社として存続し続ける様にとの思いを託されたものと思う。それに沿って効率的・合理的に活用し、市民に発信していくべきと思う。
- ・基金がどのような意向で集まったのかわからないので難しい問題です。広く市民全体のサービスとして活用するか、象徴的な善意活動に活用・福祉公社会員へ還元・新しい事業資金・予備基金といろいろ考えられますが、公社の良いサービスを提供できるための仕組みに役立てるのが良いかと思います。
- ・公社の基金は在宅サービス後見係の利用者からの寄付がすべてである。その寄付意思は、現行案にある「借家の家賃を20年分前払いする」ことにはない。公社の物的基盤を堅固にすること、事業の発展を期すことであり、ハード、ソフト両面に、即ち不動産所有や事業費に使われるべきである。消費してなくなる現金（動産）を、不動産に換え、価値を保持することこそ、利用者の寄付意思に適合する。
- ・民間で敬遠される自立支援の援助、予防介護、生活支援、認知症のケア、困難事例などを積極的に受け入れる事業者が、ホームヘルプセンターだと思っています。（実際には介護保険の仕事が格段に利益が上がるのですが）基金は以上のことも理解していただければ、様々なところで活用されるべきだとも思うのですが。（ホームヘルプセンターで働いてる立場でアンケートに答えさせていただきました）
- ・(1)寄付して頂いた方の意思を最大限に活かす事ができればよいと思う。（例えばこの施設は利用者の寄付による建物です等 表示するとか）(2)事業資金に流用。（例）利用料金15,000円と仮に設定、内訳（①利用者負担10,000円 ②基金より充当5,000円）で有償在宅サービス部門の赤字部分を少しでも解消する。利用者数200人として $200 \times 5,000 = 100\text{万}$ 、1年12百万。年金方式の変型版、現受給

者を若者が支えている。(3)基金の2本立て(使える基金と、使えない基金)

- ・福祉公社の事業に有効に。
- ・スタッフが、公社のために、働きがいがある公社、と思えるように使っていただきたい。人材育成、人材教育等。
- ・次世代の育成。利益追求ではなくてもどうしてもお困りの方への支援ができる体制、制度作り。耐震強度の問題や公益法人制度改革に伴う基金の活用等。事務所移転が必要なことは明らかだが、寄付金は利用者から「武藏野の福祉に活用してほしい」という理由から頂いた大切なものである。利用者からの寄付が最善の方法で利用されるべき。立地、契約内容等。
- ・後見係の赤字解消に使用して欲しい。後見係の利用者からの寄付である。
- ・寄付金がどのように使用されるのか、市民(利用者)は見ている。市民にわかりやすく納得してもらえるような活用をすべきである。使途が不明だと寄付をする人が減ってしまうだろう。
- ・利用者からの净资产は公社の発展、維持に使われるべきで、今、後見係の抱えていいる赤字解消に使ってはどうか。
- ・今回の移転のようにまとまった資金が必要なときに使うものなら活用すべき。
- ・どのくらいあるのかもわからないのでよくわかりません。
- ・(新社屋のために使っても良いが・・・?)高齢者が住みよい町にするために使うレモンキャブを増やす。
- ・有効活用していただければ良いと考えます。
- ・遺贈された寄付、基金ですので大切に市民の福祉のために活用されるとよい。
- ・公社がおこなっている事業に直接的に必要な設備投資などに利用し、その結果利用者への最善の支援が行われる計画を立てるべきである。建設協力金として支出することは、福祉事業を行うにあたっての基金の利用方法として妥当であるとは思えない。
- ・公社の基金は、利用者からの寄付と聞いています。ワーカーさんや看護師さんが一生懸命利用者のことと思い、その力になって、雨の日も風の日も、夜中も駆けつけて得たものと聞きました。それを、形のあるものにして、公社が持つことが大事です。だから、家賃で消えるのではなく、社屋を持つことが理想だと思います。

**問4 社協・公社が同一建物にいることでのメリット・デメリットにはどのようなものがあると思いま
すか？(現在の両法人の事業を踏まえ、現状・将来について記載してください)**

- ・社協・公社が別々に新社屋を探すと、規模が小さくて済むので探しやすい。

- ・両法人は、現在全く仕事上の関わりはない。
- ・社協の職員と気軽に話せる。社協のイベントや地域社協の情報を得やすい。レモンキャブの申し込みを急ぎでしてもらえる。
- ・ハード面では、会議室の共有などはメリット。職員の交流がしやすい。社協は様々な市民が出入りするので、公社の業務で個人情報や金銭の取り扱いをしていて、不審者が簡単に入ってこられる構造では危ない。
- ・業務内容が別であり、接点もない。メリット、デメリットは分からぬ。
- ・今のところ関わりはほとんどなくメリットもデメリットもない。
- ・同じ建物の中にいても、今現在どういうメリット・デメリットがあるかも分からぬ。情報がないのか自分の勉強不足か不明な点が多い。協力できるところはしていくべきだと思うが、必要性がないならば同一建物にこだわることはないでは。
- ・メリットがあるのでしょうか。現状もメリットがあるとは思えない。同一建物でなくてもいいと思う。
- ・社協と公社の事業には連携する部分が多くあると思うし、またその境目自体が各自治体によって違うと思うので、市の独自性が出てよいと思う。
- ・市から見ると、家賃補助など1軒分で足りるのでいいかもしれないが、現場では会議室の取り合いになり、不便を感じることも多い。業務上のメリットは特にない。公社といつても、多機能に分散しているので、現在の大信ビルにいる公社部分のみが社協と一緒に建物に入るべきという論理には説得力がない。
- ・福祉公社・社協が同一建物にいることでのメリット：市民にとっては同一建物で幅広い福祉サービス情報を得られ、相談できる。今後は今以上の交流（お互いの事業内容を理解するための研修等）が必要。デメリット：より機能性の高い情報を担う公社の事業と、より一般市民の訪れる機会の多い社協の事業とのスペースの確保に配慮すること。
- ・車いすの一時利用。レモンキャブの申し込み等を代行する時の利便性という矮小化されたメリットしか現実に思いつかない。メリット・デメリットを語れる程の関係性が思いつかないが、同一建物にあると市の福祉関係団体が纏まっている事で市との関係性を強調することになって、それぞれの独自性は市民に対し発信されなくなっているのかもしれない。
- ・社協は広く市民の主体的な地域福祉活動を組織化するのが使命である。ボランティアの統合を含め、市民が立ち寄りやすい立地でなければ、使命を遂行できない。これからは団塊世代の実力を活用しなければ、高齢社会を乗り切れない。公私協働の実践体系の核になるのが社協だ。一方、公社はサービスの提供を主とする。中でも、権利擁護、成年後見の実績は全国屈指だ。その点で、両者の業務には共通性はない。同一建物に居るメリットはない。今でさえ、会議室等の使用調整に

苦慮している。前述の通り、市民活動を組織化する使命を持つ社協に人の出入りは多い。他方、公社は出前型のサービス提供を主とする。

- ・現状ではレモンキャブはじめ市民や利用者からの相談に直ぐに情報提供できる点、会議室、駐車場等、部屋の有効利用ができる、などのメリットがあるが・・・一体として動かなければいけない理由が今一つ納得できない。この新社屋の件で、初めて近づけた気がしますが、ヘルプセンターとしては、市の中心部が理想的である。
- ・メリット：施設の有効活用。
- ・公社、社協とも人材不足の感は否めず、組織強化のための統合は考え得る。
- ・公社が社協と同一建物にあるメリットはない。
- ・公社のサービス提供部門については社協（例えば ホームヘルプ）と一緒にになったほうが、住民参加に意識を育てる上でもメリットがあると考えるが、いかがなものか。
- ・高齢者・障害者他福祉に取り組む目的が同じである事、レモンキャブ他、事業の利用について必要不可欠で利用者の立場を考えて接すること、準備ができること。独居高齢者への支援窓口は一本化されていないと利用者は混乱する。
- ・メリット：社協で車椅子貸し出し。緊急時に車椅子使用する場合に迅速に対応できる。会議室等共有。デメリット：特になし。
- ・メリット：今後公社、社協と連携する仕事があるはず。デメリット：同一建物に入るにはかなりの敷地が必要になる。
- ・ボランティアセンターへの相談、レモンキャブの申し込み等、便利な面もあるが、同一建物でなければならない必要性は感じない。
- ・社協と同一建物に入ることについてのメリットは考えられない、公社だけならそんなに広い事務所は必要ないのでないか。
- ・メリット：将来的に（10年以内）事業の連携や組織の統合等をするつもりなら、それらを実行しやすい。デメリット：同一建物内にいることで各法人の固有スペースが狭くなり、その結果スペースの取り合いになること。
- ・私たち一般の職員は社協の方と一緒に何かを行うということもありませんし、特に同一建物にいる必要性は感じませんが、今後、他自治体のように事業が一体化していく方向に向かうのであれば必要なかもしれません。
- ・現状、メリットもデメリットも感じません。現体制のままなら、同一建物内に配置する必要性はないと思います。
- ・【メリット】大きなメリットではないが、どちらかに相談に来た市民に対しより適切な支援機関として双方を紹介して即繋げることができる。ただし、そういう経緯で相談に来る市民に即時に担当者が対応できるわけではない点はデメリットであるともいえる。【デメリット】現在のビル内で社協や老人クラブのイベン

トが行われる際、一般市民が各フロアを自由に行き来できる。個人情報にあたる会話もされる環境にある公社フロアではその情報が耳にされる危険性がある。社協が「開かれた社協」というイメージであるならば、公社事業のもつ機密性を考慮すると同一建物であることは必要ではない（危険）。

- ・市民として、社協と公社の仕事は全然違う内容だと、公社に入って初めて知りました。違うものを無理に同じビルに入れる必要があるのでしょうか。

問5 その他、事務所移転の4つの基本的事項について、どう考えますか？

- ・耐震補強は必要か。基金の使い方について、理解しづらい。市と清掃会社の癒着があるのかと思う。
- ・現行案は、場所としての不利益がずっと続く。大信ビルの耐震性を考えると早急に移転すべきであるが、新社屋を建設するのであれば、一時的に分散して事業を行っても、じっくり検討して取り組む方が良い。
- ・迅速性は大切だと思うが、きちんと検証してから、いくつかの候補地の中で決定してもらいたい。一度移転すると、長い間その地で業務を行うことになる。不便な場所。社協と一体として動くメリットもあるが、現在、業務上で協力し合うことはない。公社は利用者の寄付をたくさん頂いている。その寄付は目に見える形で（残るもの）使ってもらいたい。
- ・耐震のないビルでの業務は不安であり、移転は確実にしてもらいたいが、どこでも良いと言うわけではない。大切な基金を有効に活用するためにも、場所等についても十分に考えて選択してほしい。
- ・(1)迅速性については、契約上あらかじめ期限が分かっていたにもかかわらず遅い対応であった事、透明性のない一部の判断で決まっていて初めて知らされた時にはすでに出来上がっていた感じであった。(2)確実性～当然の事と思います。(3)基金の活用～家賃の前払いと言えども、多額なお金を一度に支払って何も残らない。家主にとってずいぶん条件の良い話であり、基金を効率的に活用したとは思えない。(4)特に同じ建物でなければならない必要性は感じていない。
- ・八幡町以外のよい土地を早急に探して、そちらで検討していただきたい。
- ・分かり難い内容。こんな事で移転をしなければならないのか。基本的事項いかがなものでしょうか。
- ・それでよいと思う。
- ・現行案が決まった後で、それに合わせて作った感じ。もっともな事を書いているが、社協と一体化、なぜ基本的事項なのか、理解できない。それを言うなら業務の利便性を掲げるべき。迅速性についても当たり前だが、理事の指摘でもあったように、1年位を掛けて探し検討すべし。

- ・(1)迅速に対応する：新社屋案が期限内にまとまらない場合の対応策はあるのでしょうか？場合によっては期間限定の賃貸もあり得るのでしょうか？(3)基金の活用：今後資産として残るのであればよいと思う。(4)福祉公社と社協の一体性の確保：コスト面においてもメリットがあればよいと思うが、別々であれば同じ予算内で移転先の選択肢が広がる面もあると思う。
- ・1、2はその通りと思う。3は新社屋建設を使うのは適切と思うが、遺贈された方々の気持ちが反映されることが必要。4は問4にあるとおり。
- ・迅速、確実と言うが、それほど耐震が気になるなら、何故、阪神大震災の時に動かないのであるのか。大信ビルより、多数の一般市民が集う公会堂の方が格段に懸念される。社協・公社一体性の原則は、上記2原則と相反関係にある。迅速、確実に移転を進めるなら、一体性を放棄すべきだ。実際、両法人の市福祉体系上の任務で、共通するものはない。両法人が大信ビルに転居したのも、福祉政策上の深謀遠慮があったわけではない。本来異なるものを、同じだと強弁する論理は、解せない。
- ・(1)だったら民間ビルで良いと思う。(2)耐震性のないビルには誰でもいたくはない。(3)納得できる活用法なのか？市民を説得できるのか。(4)効率的なサービス提供とは？具体的に市に聞きたい。
- ・(1)迅速性、使用中のビルの耐震強度が不足しているのであれば、1日も早く移転すべきことであって迅速な対応が必要だと思います。(2)基金の活用、福祉の事業自体が採算の合うものではないので、利用者からの寄付金が事務所移転に伴う設備費用に充当することは、妥当性はあると思います。建築協力金方式のリースバックについては、検討の必要性があると思います（保証金による償却方式で家賃の低額交渉等、保全の意味含む）。(3)福祉公社と市民社協の一体性の確保については施設を共有利用、有効活用の点では、理解できるが、必ずしも、一体性の必要はどうかと思う（将来合併を前提としたものであればやむなし）。
- ・大信の使用期限については、何年も前から決まっており、公社・社協の市との関係性からきちんと対応を考えておくべきことで、その管理者の責任は問われないのである。所有権は必要と考えます。財産です。
- ・慌てず、じっくり検討してほしい。他の候補地、可能性を検討してほしい。基金は独居高齢者、お困りの方へ有効な対応が出来るようにして欲しい。「福祉公社だから」と信頼し、運営に協力する人が大勢いる。協力体制を続けられるようにして欲しい。
- ・基本事項がよくわからない。
- ・迅速性を求めるることは必要だが、民意のすりあわせを行う期間は必要である。基金、すなわち寄付金は公社利用者に還元できるようなシステムにしてほしい。
- ・4の(1)の「一体性の確保」の中で「施策連携を図る」というが、いつどのような施策をするのか現在決まっているのか。また、「有利である」とは「誰」に

とって「何」を以って有利であるといっているのか、これらを具体的に提示してほしい。

- ・耐震補強されないということは、危険性があると思うので移転の必要性はあると思います。問4でも書きましたが、今現在社協との一体性を確保する必要性については疑問があります。基金の活用についてはよくわかりません。
- ・1～3についてはその通りだと思います。4の福祉公社・市民社協の物的・一体性という考えは物品や建物を共有して無駄を減らす、ということでしょうか？事業としての互換性だけでなく、活動の一体性がない現状のままでしたら、これにこだわる必要はありませんとれます。
- ・基本的事項に沿った移転を望みます。
- ・基金については、問3と同じです。公社と社協は一緒にいる必要はありません。やっていることが全然違うのですから。

問6 その他、事務所移転に関しての意見があれば、記載してください。

- ・耐震や賃貸借の期限は前々から分かっていたこと。早い段階からワーキングを立ち上げ、3年から5年かけて議論を尽くすべき。
- ・もっと早くに職員や市民の意見やこのようなアンケートをとっておけば、このように混乱することもなかつたのではないか。寄付物件の活用は出来ないか。
- ・移転の場所がなぜ八幡町なのかどうしても分からぬ。もっと確実に探していただきたい。社協と同一建物でなくともよいと思う。公社はやはり吉祥寺本町近辺か、中央図書館近辺がよいと思う。
- ・よく分からないことが多い、（自分の回答は）一市民感覚内容でした。
- ・基本的事項の中で、「公社と社協は一体で動く」としておきながら、「物件の分割提案もあり」という理事者たちの発言に疑問を感じる。一体論については確固たる信念に基づいて決められたものではなく、武藏野美装に決めたいための後付け理由と感じる。
- ・これまでの話し合いの経緯の報告を聞いたが、現行案では公社。社協以外の第3者が入ることで、どうしてもセキュリティ上の不安を感じる。また、大事な書類の保管場所等も十分確保できないと思う。移転先の練り直しでは安全な書庫（書類保管スペース）の確保も検討していただけると現場としてはありがたい。
- ・社協、公社が耐震費用を出し、その償還を家賃で調整する工夫はないのか。公社に関しては、既にある北町高齢者センターや高齢者総合センターに分散して事業展開できるではないか。市の拠出もその分節約できる。これからは、建物が余剰になる時代である。他方、上記2センターは市の所有であり、使用はその意向に左右される。これでは安定的事業展開は望めない。そこで、公社本部部分のみ

不動産を所有する。ホームヘルプセンターに関しては、中枢機能をそこに置き、プランチ機能をリバースモーゲージ寄付物件などで対応し、市内に分散するなど考えられるのではないか。

- ・利用者に接している公社職員の熱意と地道な活動に敬服しています。職員が活動しやすい環境作りをして頂けるようにお願いいたします。
- ・物事の順番がまるっきり逆になっており、不信感だけが募ります。尻拭いを押し付けられた気がしてなりません。
- ・移転候補地も重要ですが、引越しに関する諸費用（パソコン一式、TEL、FAX等の移設費用）の面、警備に関することなど描いているのでしょうか？移転プロジェクトチームの創設。
- ・はじめから オープンにしスタッフ市民の意見を取り上げればゴタゴタしないですんだはず。管理者として責任はどうするのか？八幡町にこだわるのもナンセンスと思う。
- ・「福祉公社」として市民の信頼にこたえられる事業を続けていけるようにして欲しい。
- ・もう少し時間をかけてあせらず移転場所を探して欲しい。
- ・公社は今までに2回事務所の移転をしており、また賃貸で事務所を借りることになる（現行案では。）もう少し時間をかけても公社の所有となる建物を探すことはできないのか、と思う。
- ・福祉公社の究極の目的は「すべての市民に安心できる老後生活を保障すること」であり、社屋の移転であれ、社協との連携であれ、すべてはその目的達成のための手段であるということを忘れてはならないと思う。
- ・ご担当者もご多忙のことと思いますが、決定したことを報告するだけでなく、市民や私たちの意見にもしっかり耳を傾け、より良い事務所移転＝開かれたホームヘルプセンターになれば良いと思います。
- ・現場の職員は利用者のことで手一杯です。お昼ごはんを食べる時間もないほど忙しいです。そして、この問題で、みんな悩んでいます。偉い人は、現場の意見をよく聞いて、公社を導いて下さい。職員が利用者サービスに集中できるよう、サポートしてください。

事務所移転に関する職員アンケート 集計結果
財団法人武藏野市福祉公社（高齢者総合センター分）
<回答数 10名>

問1 現行案についてどのように考えますか。（現行案による業務上のメリット・デメリット、移転後の事業展開などについて記載してください。）

- ・ メリット：①大信より西側に位置しているため、武藏野市西部への移動がやや容易になる。デメリット：①金融機関が近くないため、後見や権利擁護事業における金銭管理事務に支障が出る。②交通の便が悪いため、市民が気軽に来訪することができなくなり、福祉公社が市民にとって身近な存在となり得なくなることを懸念。
- ・ 賃貸でよいと思う。ただあせって候補地を探すより、見つかるまで契約を数年間延長というのはムリでしょうか。
- ・ 市の委託業者である武藏野美装が建築主である経緯への不安感と武藏野美装の経営状況の調査の必要性。
- ・ 場所によるメリット、デメリットは多少あると思うが、それよりも業務内容や職員の意識の問題だと思う。
- ・ 市内いくつかの民間ビル調査した結果、現行案が出たものであることなので、良いのではないか。
- ・ 内部の職員ではないので、業務上のこととはよくわかりませんが、市民の声をもっと聞くべきと思う。
- ・ メリット：高齢者総合センター、市役所などに近い。土地が十分にある。タイムリミットに間に合う。場所や案についてはよいと思う。デメリット：駅や銀行などから遠い。ホームヘルプなどは大変そう。別の拠点も必要では？陳情が出たように、皆が納得理解していないと、今後運営が難しくなるのでは。
- ・ 「市民社協と福祉公社が一体として動くメリットが分からぬ」という意見があるが、同感で、「公社のみは、社屋を北町高齢者センターに設置（建て替えは難しい？）し、北町センターの居住者は、ふれあい松本に移し、ショートステイも兼ねる。北町デイは、サロン的であるので、運営はNPOに委託（公社より切り離す）。高齢者デイは、safety netとして位置づけ、活用する」という案を思いつきました。たくさんのものを持って移るので、入る箱がないのでは？今が変換期ととらえ、大きく変えられないでしょうか？
- ・ 入札なしに一方的に、武藏野美装社の土地に決めるのは片手落ちである。個人的にコソコソ動いて決めるのではなく、公募、市民の意を酌むべきだ。時間がないと急いで結論を出すのはどうかと思う。

・移転については、何も経緯を知らない職員でも、資料を読んだ際に何点か疑問を感じるところであります。以下について市民の方たちに対して納得できる説明が必要であり、明らかなメリットがない限り、納得していただくのは難しいのでないかと思います。

(1) 公社・社協が負担する金額3億円と市からの家賃約2億4千万円が、武藏野市内業者に対して公平な情報公開による募集、入札などもなく一民間事業者に決定した経緯について。【福祉公社の基金で前払い賃料を支払っても、公社の所有にはならず、また、多額の税金が、一民間事業所に払われることを考えれば、選定について、誰もが納得できる透明性は必要と思われます。また、基金を活用し、公社が不動産を所有し、ビルの1階2階などを、NPOなどに貸し出してカフェなどにし、高齢者の方の憩いの場所となるようにすることで、賃料が公社に入るような仕組みづくりと広く市民の方たちに公社を認知していただく方法もあるのではないかと思われます。】

(2) 公社は、業務の性質上、多種の金融機関が近隣になければ業務遂行できないことや、訪問がメインとはいえ、さまざまな方が相談に訪れる考えれば、交通の便が良いということは絶対条件と思われます。

問2 事務所の場所や施設・設備・機能として必要だと思うものにはどのようなものがありますか？

- ・①複数の金融機関が近くにあること（優先順位高）。②市民が来訪しやすい立地であること。駅近が理想だが、駅から離れるならば、市役所周辺等、市民に馴染みのある立地。③なるべく武藏野市の中心に位置していること（訪問に効率的）。
- ④駐輪場が確保できること（必須）。
- ・地図でわかりやすい場所。駐車場。
- ・事務所の場所としては、市内にあれば問題ないと思います。設備面としては、十分な広さの確保があると思います。
- ・福祉施設と位置づけて、トイレの充実と利用者が気軽に立ち寄れるような（情報提供もできる）ロビー（休憩所を含めた）。
- ・わかりやすい所、又は、交通機関が便利な場所（市民にとって）誰もが使いやすい施設であること。
- ・駐車場。場所：市内中央、駅そば。宿直（24時間対応可）。
- ・交通の便の良い所。バリアフリー。耐震構造。季節感の感じられる所。エコ。
- ・社協は、全市的に市民の方が気軽に立ち寄れる立地であり、地域福祉活動を行う市民が集える拠点となる会議室や印刷室があること、市民の方たちの福祉に対する

る気持ちを啓発する展示場やサロン、ボランティアセンターの専用の部屋が必要であると思われます。公社は、吉祥寺の金融機関の近隣にあること。関係者が相談に来やすい立地や事務室はセキュリティがしっかりできること。また、ホームヘルプサービス提供上、シャワー室と洗濯設備、介護実習室など必要であり、他に個室の相談室、会議室等も必要であると考えます。

問3 基金はどのように活用されるべきでしょうか。

- ・基金は、福祉公社職員の献身的な援助に感動した利用者からのご厚意によるものだと思うので、まず訪問援助活動の環境整備(自転車や雨具の購入等)に活用し、訪問援助活動の強化に寄与することが最も利用者意思に適う活用方法であると考える。また本社を、援助活動の展開しやすい立地に構えることも、利用者意思に適う活用方法であると思う。
- ・理想は、市民が直接使えるもの。
- ・設立当初からの福祉サービス業務への善意の寄付金出ある為、今後の公社事業推進に充てられるものであると考えるのであれば相当と考えます。
- ・これからの中の公社の発展の為に使用するのであれば問題ないのではと思う。
- ・市民のために活用されるべきだと思う。
- ・誰もが納得できることが望ましいが、いろいろな意見があつて難しい。議論は大事だが、貯めておいても仕方ないのだから、積極的にお金を使う議論をしてほしい。(公開で!!)。事務所移転のために使うのは良いと思う。社協はどうやって払うのか資料ではわからなかった。
- ・建て替えや設備に活用され、なるべく多くの人に還元されるとよいと思います。武藏野美装が市の関連業者という問題があるだけではないでしょうか。
- ・人権費の格差の是正。
- ・寄付をして下さった方の意思を尊重するのであれば、家賃という形ではなく、公社の不動産の所有など形のあるものとして活用するのが適切であると考えます。寄付は、公社や武藏野市の福祉の発展を願ったものであり、それが一民間事業者の賃料としてなくなってしまうことは、本来の利用者の意思に添っていないのではないかと思います。

問4 社協・公社が同一建物にいることでのメリット・デメリットにはどのようなものがあると思いますか？(現在の両法人の事業を踏まえ、現状・将来について記載してください)

- ・ボランティアに興味を持ち、社協を訪れたついでに福祉公社の事業を知る機会があったり、福祉公社の相談に来たついでにボランティア活動に興味を持ったり、相乗効果が期待できる。職員同士の交流が図りやすいこともメリットだと思う。ただし、両法人が同一建物であると所帯が大きくなり、物件が限られてしまうことがデメリットであると考える。
- ・正直よくわかりません。
- ・これまで両事業が協力しあい今の基盤があると思いますが、基本事項4にある一体性の理由がよくわかりません。
- ・事業としては、両法人で連絡をとる必要があるものも多いと思うので、デメリットはないと思う。
- ・同一建物にいる理由がよくわからない。別々でもいいのではないか?と思うが、財政状況、施設の運用効率を考えれば、同じ方が望ましいのか?
- ・将来一緒になる可能性があるなら、一緒でいいと思います。思い切ってこのタイミングで一緒にしたらどうですか?
- ・公社は、将来、社協を吸収合併するつもりですか。そうでなければ同一建物にいる必要はない。
- ・社協は広く市民の主体的な地域福祉活動を支援する団体であり、ボランティアの統合を含め、市民が立ち寄りやすい立地でなければ、業務を行えないと考えます。これからは団塊世代の力を活用することが不可欠で、そのためには、広く市民に認知される必要があります。一方、公社はすでに決められた一定のサービスの提供を主としています。広く市民に認知されること、開かれた組織になることという共通の目的はありますが、事業自体に共通点はなく、同じ建物に入ることで、広い社屋を探さなければならず、それで選択肢が狭められるのであれば、現状では同一建物に入るデメリットの方が大きいと思われます。

問5 その他、事務所移転の4つの基本的事項について、どう考えますか？

- ・「福祉公社・市民社協の一体性の確保」は理想ではあるが、必ずしも不可欠な事項であるかは、やや疑問に感じる。
- ・正直よくわかりません。
- ・迅速性とあるが、私がこの移転についてうわさはあったものの、はっきり知ったのは新聞記事だった。もう少し下の職員へこのようなアンケートをするのであれば、早く説明がほしかった。その反面、この様な話はスタッフに伺いを立てるものなのか・・・と疑問も感じる。
- ・わかりにくい。

- ・4つの基本事項については当然だと思う。ただ、このように話がこじれてしまったのだから、白紙にもどしてやりなおしにした方がよい。
- ・時間に振り回されて、長い目で見た時、間違った選択をするのは、ナンセンス。「一体性」とは何？合併？
- ・【迅速性】は、期限が切れる考えれば、必要ですが、【迅速】、【確実】を重視するあまり、寄付金の活用方法や、莫大な税金の導入を、市民の方たちの理解を得ることなく進めてしまうのは、理に反することにならないか心配しています。また、今後20年もしくは更に長期にわたることであるため、数年かけて検討するのが望ましいと思われます。
- 【基金の活用】については、上記のとおり、一民間業者に対する賃貸料での使用は、寄付して下さった方の意思を尊重することにならないのではないかと心配しています。
- 【福祉公社・市民社協の一体性の確保】も上記したとおり現状では、デメリットの方が大きいと思われます。

問6 その他、事務所移転に関しての意見があれば、記載してください。

- ・候補地を一般からも公募すれば、公正な選定であると市民からも認められるのではないか。
- ・なし。
- ・賃貸借契約上の両事業者に金銭的損害が生じた場合の不安。
- ・付帯施設、駐車場数について、数は十分確保されているのかが、心配。新社屋が、八幡町に移転したこと、これまでより、車両の使用が多くなることはないのでしょうか？市民相談や他機関との連携上、これまで「（自転車や自動車を）停められずに困った」という事はなかったのでしょうか？
- ・陳情や意見などを読むと、地域の方々の声が届いてない。説明が足りないような気がした。
- ・今まで移転については何も知らされておらず、気持ちとしては陳情者と同じです。従業員としては、トップダウンで決めれば良いとも思います。社協は市民社協として別の一面があるので、もっと事前に公表して理解を得るべきだったのでは。こじれてしまったのを無理にすすめると禍根を残すので、白紙撤回して、公募からやりなおした方がよい。
- ・公正。予算のスリム化。
- ・さまざまな視点、条件を勘案し、現行案に至ったかと思いますが、市民の方、関係者などが、納得できる経緯、十分な意見の収集をしていただいた後、計画を進

めていただくようにお願い申し上げます。業者の選定については、納得できるような透明性が必要と思われます。

事務所移転に関する職員アンケート 集計結果
財団法人武藏野市福祉公社（北町高齢者センター）
<回答数 5名>

問1 現行案についてどのように考えますか。（現行案による業務上のメリット・デメリット、移転後の事業展開などについて記載してください。）

- ・やむを得ないことなので、現行案どおり実行するといいと思うが、武藏野市の中央から遠くなる、交通機関の利用、来訪者が公社に訪問しやすいかどうか心配。
- ・仕事の拠点が公社（本部事務所）とほとんど関わりがなく、年に数回研修で行くだけなのでよく分からない。
- ・移転先についてはいろいろ検討し、なかなか適地がないようであるが、ゴミ収集車の駐車場が隣にあるのは抵抗感がある。銀行が近くないのは効率が悪いと思う。
- ・現行案に対する業務上のメリット・デメリット等のことは実際に携わっていないので分からぬが、大きな計画ゆえ不信感等を少しでも拭えるよう整理・説明した上で、事を進めていく必要があると思う。

問2 事務所の場所や施設・設備・機能として必要だと思うものにはどのようなものがありますか？

- ・災害に強い建物を捜す事。地震に対して揺れない免震建築物。ただしこの設備・機能による給排水、電気、ガス、エレベーター、電波障害がないこと等が重要だと思う。敷地の余裕についても留意する必要がある（駐車場等）。
- ・仕事の拠点が公社（本部事務所）とほとんどかかわりがなく、年に数回研修で行くだけなのでよく分からない。
- ・武藏野市の中心部または駅近くの交通の便が良い場所で、その上金融機関が近い場所。協力員、地域社協、ボランティアなど市民社協および福祉公社に携わっている人。なにより武藏野市民がいつでも訪れる場所であること。
- ・駐車場、エレベーター、会議室。金融機関が近くにあるとよい。
- ・利便性・バリアフリー等あると思うが、金額等のことも考えると本当に平成23年4月までに間に合うのだろうか。

問3 基金はどのように活用されるべきでしょうか。

- ・(1)将来の建物または備品等の経費に充てるため。(2)将来公社運営上効果のある物品の購入に充てるため。(3)公社事業の拡大と人材育成のため。
- ・基金が人件費等経常経費に使われるのは好ましくない。寄付者はそのような活用は望んでいないと思う。
- ・平成21年4月に基金規定を改定したとのことなので、その規定に沿ってより良い活用をしてほしいと思う。

問4 社協・公社が同一建物にいることでのメリット・デメリットにはどのようなものがあると思いますか？（現在の両法人の事業を踏まえ、現状・将来について記載してください）

- ・公社・社協が同一建物にあることは、はっきり理由が分からぬ。公社は独自の建物が一番よいが、現実理想的な建物がないので社協と一緒にに入るしかない。
- ・社協の事業内容が良く分からないし、なぜ一緒にいたのかも分からない。
- ・社協・公社が一緒でなくてはならない理由はないのではないか。
- ・社協と公社が現在どのように連携しあっているのか認識不足で分からないので、メリット・デメリットもわからない。

問5 その他、事務所移転の4つの基本的事項について、どう考えますか？

(なし)

問6 その他、事務所移転に関しての意見があれば、記載してください。

- ・平成23年3月まで公社移転は大きな課題だと思う。地域の代表者、民生委員、協力員たちは、公社の利用者、寄付者の声をもう一度聞かせることが大事だと思う。
- ・事務所移転の話は一度全体説明を受けたが、その後の経緯は新聞の武藏野版で知る程度だった。今回突然アンケートが来たが、もっと以前に詳しい状況説明があっても良いのではと思う。公社の本社でありながら、とても遠い関わりのように感じる。
- ・駐車場は外来者用も含め確保してほしい。
- ・事務所として必要な事項（広さ、エレベーター等の設備はだいたい分かっているはずだと思うので、限られた期間の中でどう話を進めていき、実際にどう決定するかが早急に求められていることと思う。

事務所移転に関する職員アンケート 集計結果
社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会
<回答数 16名>

問1 現行案についてどのように考えますか。(現行案による業務上のメリット・デメリット、移転後の事業展開などについて記載してください。)

- ・交通の便についてはバス利用により、それほど不便ではないが、武藏野市の地形でいえば、市の中中央により近い場所が望ましい。
- ・できれば、三鷹駅と市役所を結ぶ線上辺りに何か良い候補があれば。
- ・テンミリオンハウスや福祉施設、市役所、銀行、郵便局など、主に大きく関わりがあるところからの距離がある程度平均していることも必要かと思います。
- ・中央コミセンとシルバー人材センターを建て替えて一緒にに入るなどもう一度検討してみて欲しいと思います。
- ・まず第一に考えるのは立地条件である。現在の事務所よりも交通の便が悪いところに移転することは、市民が気軽に出入りすることが出来る本来の社協の機能が失われることにもなりかねない。今後の社協の事業展開を考える上で、一番に必要なことは市民にとって、利用しやすい事務所づくりではないか。現時点では接点のない市民を地域活動に巻き込んでいくためには利用しやすい場所にあることがとても重要であると思う。現時点でつながりのある市民はどのような場所でも社協に足を運んでくれるが、現時点で接点のない市民は足を運んでくれないと思う。
- ・メリットは浮かびません。金融機関が事務所近くにないのは大変不便です。委託金の管理をどうすればいいのでしょうか？
- ・場所が不便である。
- ・メリット：(駅の近くではないが) 交通の便は悪くない。
- ・メリット：災害時は中央公園が近いので便利。
- ・デメリット：金融機関が近くにない。
- ・デメリット：食事が出来る場所がほとんどない。
- ・立地など十分に検討してきた上での結論でもあるので、現行案で早急に進めるべきと考えます。
- ・メリットはなし。
- ・デメリット：市内への自転車による移動が若干不便になる。
- ・地域社協を担ってきた中心的な住民の一部が強く反対する中であえて通すほどのメリットは感じられない。

- ・新聞や議会で批判が多いため、社協の事業展開に影響がある。
- ・社協の中心事業は住民の協力があってこそなので、十分に住民に理解してもらう必要がある。
- ・協力金を支出しても、資産として残らないため、20年後の家賃負担等が不安材料となる。
- ・主な利用者は、個人のボランティアや貸付相談者、レモンキャブ申請者などで、特に貸付相談者に選択肢として、バスしかない場所に移転するのはメイン機能の大きな犠牲と捉えられかねない。
- ・メリット：新たに建物を建築するため、会議室等及び、必要物品等の収納スペースをある程度確保することが可能になると思われる。
- ・デメリット：中期計画 P.57 に記載のある「ちょっとした悩み～何が課題なのか整理できていない方」を対象に事業を展開する場合には、ある程度人通りの多い場所、何気なく立ち寄れる場所に拠点を置く必要があると思われる。
- ・公社は、通帳管理等で大信と提携して管理を行っているため、金融機関が全くない現行案の物件は、大きなデメリットがある。社協も公社ほどではないかもしれないが、金融機関が近くにない事務所では、不便な点が多くなることが予想される。
- ・窓口（ボランティア保険・レモンキャブの受付、貸付相談等）の機能としては、場所が非常にわかりにくい。バスの便があるとは言え、気軽に行く気になるのは難しい。
- ・メリット：社協、公社の使い勝手のよいレイアウトにすることが出来る。また、最初からバリアフリーの設備で建てることが出来る。
- ・デメリット：金融機関が近くにないことは、（福祉公社ほどではないにしろ）業務上で不便と言わざるを得ない。
- ・これまで以上に多くの住民が出入りして利用することを期待するが、交通が不便というイメージを一部地域の住民に持たれてしまっていること。ただし、職員の側からすると、住民活動支援の業務では、職員が地域に出向いて行くということであるので、事務所はどこにあろうと構わないのかとも思われる。逆に事務所にいろいろな相談や手続きに来るような、支援を必要とする市民にとっては、不便というように見えてしまうかもしれない。
- ・市民が気軽に立ち寄るという場所ではない（目的のある人しか訪れない）。
- ・プレイスに市民活動フロアが出来た時に、アクセスのしづらい場所では社協（特にボランティアセンター）の存在意義が薄まる危惧がある。
- ・建物周辺の駐車スペースをゴミ収集車が占拠しており、来訪者用の駐車スペースがない。
- ・立地条件は別として、建物のスペースが増えるので、市民団体などのための活用

スペースが若干考えられる（レターボックスなどの設置）。

- ・駅から遠い。
- ・西東京の方の利用が増えるのでは？

問2 事務所の場所や施設・設備・機能として必要だと思うものにはどのようなものがありますか？

- ・広い多機能トイレ。
- ・ボランティア情報などを貼る大きな掲示板。
- ・可能であれば駅から近く、もしくは市役所や人の集まるところなどにあるとよい。
- ・保育園や幼稚園、公園が近くにあると、若い主婦や学生も集まるのでは？談話スペースや喫茶スペースがあると良い。
- ・場所：ムーバス運行が利用できるところ。職員だけではなく利用者も便利である。
- ・冷暖房、エレベーターも必須事項。
- ・駅近くでアクセスのしやすいところ（何かのついでに寄れるところ）。
- ・社協という視点から言えば、貸付相談などのためのプライバシーが保護される相談スペース。地域社協代表者連絡会、評議員会など 40 名以上の規模の会議が出来る部屋。
- ・ボランティアセンターという視点から言えば、ボランティアが気軽に話したりできるサロンスペース。情報提供用のパンフレットスタンド・ラックや掲示板なども。
- ・印刷機や紙折り機。
- ・人が集まりやすいところに、机や PC があり、事務仕事が出来れば、事務所ということでは最低限のことは足りる。事務所というだけでなく、事業という視点を加えれば、各事業によって必要なものも異なる。
- ・場所：交通の便が良いところ。（※社協に来所する市民は、地域社協、民生委員、赤十字奉仕団、ボランティア（団体・個人）、学生（小・中・高・大学生）、教員、老人クラブ、その他関係施設及び団体のほか、生活困窮者（貸付）、障がい者、高齢者等、多種多様である。特に平成 21 年後半からは、失業等による経済的な生活困窮者の貸付相談での来所が急増している。このようなことから、交通の便が良いということは大きな要件と考えるが、一般的に交通の便が良いというのは駅に近いというイメージはある。しかし、武藏野市のような面積の狭い市において、市民にとって交通の便が良いというのは、駅に近いということか、バスの便が多ければよいということか、市内の東西南北の中央部に位置すればよいということなのか。市民の側の基準がどこにあるかにもよる。ただ、貸付関係では、市

との連携があるので、市役所に近い方がよい。

- ・金融機関が比較的近くにあること（会計職員及び貸付担当職員）。
- ・社協やボランティアセンターに用事のない人でも、何かのついでにふらっと立ち寄れるような場所（福祉やボランティアの啓発につながる）。
- ・施設・設備・機能 サロン的スペース。
- ・情報発信・収集基地機能。
- ・プライバシーの守られる複数の相談室。
- ・貸出可能な会議室・作業スペース・印刷機等機材。
- ・少なくとも理事会・評議員会等が開催できる程度の会議室はあった方がいいと思うが、大人数での会議はコミセンや市役所などを借りて対応することも可能であり、そこまでこだわらなくてもいいように思う（ヘルパー研修の開催地も検討が必要ではないかと思う）。
- ・事務所の機能として、相談室や小会議室、窓口に来た人とちょっと話が出来るスペースが必要。
- ・駐車場、駐輪場がかなりの広さを確保できる場所が必要。
- ・社協が市内における地域福祉の拠点としての形を目指すのであれば、事務所は少なくとも人通りのある場所、福祉やボランティアに関心のない人も自然な形で取り込めるような場所、および機能を備えるべきではないか。
- ・金融機関、郵便局等、日常業務に欠かせない周辺の機関等も把握した上で、場所を選定することが望ましいと思う。
- ・委託事業を継続するかどうかの将来の方向性の検討がない中で、委託事業（老人クラブ等）のための部屋を図面で確保する必要性は低いと思う。
- ・相談室。
- ・書庫や倉庫が現状では不足しているので、スペースを拡大してもらえると良いと思う。
- ・設備：入退館セキュリティシステム。
- ・機能：ファームバンキングシステム。
- ・昼食のデリバリーサービス。
- ・市役所に近い。
- ・金融機関が近くにある（銀行・郵便局両方あればベスト）。
- ・バリアフリーになっている。
- ・障がい者用トイレがある。
- ・災害時の対応を考えられている。
- ・吉祥寺駅周辺が良い。武蔵野市のどこからでもアクセスしやすい。食べ物屋がたくさんあり、銀行が近い。通勤に便利である。
- ・一般市民が気楽に立ち寄れるような場所。（買い物と一緒になど）

- ・会議室がたくさん必要。
- ・非常口が必要。
- ・食堂が必要。
- ・広い倉庫。
- ・書類管理可能装置を含む書庫。
- ・コンピューターシステム、会計システム、電話システムのレベルアップ。
- ・金融機関、市役所、飲食店（昼食用）が近い。
- ・高齢者がエレベーターなしでも出入りできる低層階。
- ・みんなに優しいトイレ。
- ・費用面を考えなければ駅近隣の便のよい場所（市民の目の触れる場所）が理想的であり、市民が気軽に立ち寄り、活動についての相談ができるスペース（ボランティア・市民活動センター、会議等に貸出できるフリースペース等）が不可欠であると思う。
- ・隣接した十分な駐輪場、バリアフリートイレはもちろんのこと、講座等で多くの人の利用があることからトイレの数も増やした方がよいかと思います。
- ・サロン風スペース、各種相談に来た方のプライバシーの保たれる相談室の配置も。
- ・まだまだ社協の認知度が低い現状では、社協の事業に関心を持ち、実際に参加してもらえる、顔を出してもらえる環境作りが大切だと思う。市民の方が集いやすい場所、出かけたついでに気軽に立ち寄れる立地を考えると、市役所近いことがベターではないか。
- ・公社が強調するように、金融機関が近いことも必須。社協は事業数が多いため、入出金回数がかなり多いし、歳末募金などの集金時の安全性・利便性も配慮が必要。頑丈な金庫を設けることでは解決できないと思う。

問3 基金はどのように活用されるべきでしょうか。

- ・でき得るべく市民に還元できる形をとるべきだと思うので、今回のような建設協力金とうい考え方はわかりにくく、さらなる説明が求められると思う（建設協力金＝前倒家賃は、有形の資産にはならないため、維持経費のために財産を削る？と理解されているように思う。）。
- ・事務所移転費用だけではなく、新規事業等どのような目的で使われるにしても、それが市民に還元できることが必要であると思う。迅速性が必要な場合もあるが、貴重な基金であり、使途・目的をしっかりと検討することが大切であると思う。
- ・新社屋移転費用及び、建設（改築）費用に思い切って投資する。
- ・基金は社協の基本財産かと思いますので、それを事務所の前払家賃に充当するの

は、財務の健全性を損なう恐れがあると思います（正確に理解していないので、ピントがずれているかもわかりません。）。

- ・基金規程に沿って活用されるべき。
- ・寄付や会費も含まれているため、事務所建築に使用する場合は十分に市民向けに説明し、理解を求める必要があると思う。
- ・基金を事務所建築に使用するのは構わないが、今回はこのまま支出したとしても、今後は規程に事務所建設費等の使途も盛り込んだ方がよいと思う。
- ・平成の初め頃に「社協会館構想」というものがあり、当時の広報紙『市民社協だより』においても紹介をしており、この構想の実現のためであれば、基金の活用も適切な使途の1つと考えることができるのではないか。ただし、約3億8百万円の基金の中には内部留保も多く含まれているとは言え、寄付金も多く含まれているので、広報紙等何らかの形で、寄付者をはじめ会員や市民にも丁寧に説明する必要はあると思われる。
- ・社協が独自の建物を所有するために活用するのであれば、有効な使い方だと思う。基金が家賃の支払いのために活用されるのは避けたい。
- ・公社の遺贈物件をどのように活用するかの検討を社協や市も含めて検討する機会が必要である。遺贈物件や両法人の基金が武藏野の福祉にどう活用するかの議論が必要である。こんなに大事な問題を職員や市民を含めて十分議論しているとは思えない。
- ・目的・使途が明確でない基金であるため、言及は困難であるが、少なくとも社協が所有している基金である以上、社協の目的達成のために有効活用できるよう、配慮されるべきではないか。いずれの形であっても、社屋のために活用されることは有効活用であると考えてよいのではないか。
- ・基金の成り立ちが不透明（私個人がよく知らない）なので、何とも言い難いところはあるが、寄付による部分に関しては、寄付者の意向を活かせるような使途が望ましい。
- ・均等・公平性は重要であると思うが、困っている方の手助けに重点をおき、障がいをお持ちの方が社会に出ていただけるようサポートするために活用する。

問4 社協・公社が同一建物にいることでのメリット・デメリットにはどのようなものがあると思いますか？（現在の両法人の事業を踏まえ、現状・将来について記載してください）

- ・現状では、事業上の協力体制がないため、あまり共存の必要性を感じられない。むしろ、3団体統合の意図を強く感じている市民も多く、反発を招いているように思う。もう少し具体的に将来的な共存事業展開の説明がないと、納得を得るの

は難しい。

- ・日常的にはほとんど関わりがないかと思いますので、同一や一体ということにこだわる必要はなく、むしろ幅広い事業の展開には同一でない方がよいのではと思います。ただ無駄を省くという観点からだけ、同一の建物を効率よく使うということは賛成です。
- ・将来的な統合があるのかはわからないが、移転を考える上でデメリットはあるのではないかと思う。それぞれが必要とする条件を考慮していくことで建物の規模も大きくなり、移転できる候補地も限られる。社協・公社それぞれが必要とする事務所機能を実現できるのか。
- ・同居している必然性はあまり感じられない。
- ・社協は市役所に近い方が便利だが、公社は必ずしもそうではないと思うので、相互のニーズは一致しない（むしろ別の方がよい？）。
- ・常時使用しない会議室等を共同利用できることは大きなメリットだと思います。
- ・将来に向かって、組織統合の可能性があるのなら、この機会に別々の建物に分かれることはかえって将来の可能性を狭くすることになると思います。
- ・再編統合の思惑が透けて見える。
- ・同一建物であることを前提にすると、物件の選択肢も限られてしまう。
- ・同一建物であるメリットとされるエレベーター等の設備の共有については、他の団体の入っている建物に入ればよいだけなので、同一の建物にいる理由にはならないと思う。
- ・事業の方向性や性質が異なるため、同一の建物にいるメリットは少ないと思う。
- ・ホームヘルプセンターや老人クラブ等会議室の使用頻度が共に高いため、建物が同一だと会議室が確保できない。
- ・現在、各々の事業を推進する上で、同一建物内にいることでのメリットと言えるような連携を必要とする事業はないと思われる。強いて言えば、公社のサービスを受けたい人が間違えて社協に来た時にすぐ公社を案内できるという程度しか思い浮かばない。
- ・社協は将来的には、中期計画で掲げたように、従来の地域社協活動支援はもちろん、潜在的なニーズを拾い上げて社会資源へ結びつけるなどの支援、あるいは住民主体の「居場所」づくりの支援、各種団体の運営支援等の事業を進めていくにあたっては、職員が専門職の「地域福祉コーディネーター」として、地域に出向いて行くような方向性が示されているので、同一建物にいる・いないはさして問題ではないと考える。
- ・（時期的なこともあると思われるが）会議室、特に大会議室の使用頻度が非常に多くなってきており、確保が困難になってきている。
- ・社協・ボランティアセンターの大きな役割として、地域活動やボランティア活動

の支援がある。支援は財政的な支援はもちろんであるが、会議室や作業スペースの貸出、印刷機や紙折り機等の機材の貸出、福祉情報・ボランティア情報の提供等も重要な支援と考える。そのような支援を通して様々な地域団体やボランティア団体とのネットワークづくりにつながっていくのではないか。会議室が強要であると、このような会議室の貸出等による支援は不可能である。

- ・（元々、社協と公社は、一緒のビルにいる必要性があるために共に大信ビルに事務所移転してきた訳ではない。移転前は共に事務所スペースは狭く、事業拡大を図るにあたってはもっと広い事務所への移転が必要であり、その移転先を探していたところ、当時大信ビル内にあった仮の福祉社会館の機能が高齢者総合センターに移転することになったので、その後に入居することになったと認識している。
- ・会議室を合同で使用できる点ではメリットがある。
- ・デメリットとしては、公社と社協が同時に移転することを考えると物件の候補地が少なくなる。公社は既に高齢者総合センターや北町高齢者センターも運営しており、両者の連携を強めるために公社の本部機能と社協が合同の建物でなければいけないということは不明。社協は日々の業務において公社との連携が求められるかもしれないが、それは他団体との連携が必要であると同じレベルの話であり、どうしても公社と同じ建物内にいなければいけないという理由にはならない。
- ・同一建物という条件にこだわるあまり、公社も社協も新事務所の候補地の確保が難しくなっており、それぞれの法人の事務所機能と事業展開とを合わせた長期的な展望が見えづらくなっているのではないか。特に公社の職員からはヘルパー事業所のブランチ機能が必要との意見が多くあり、公社の本部機能のあり方も含めた長期的な展望も含めた事務所のあり方を検討することが必要である。社協も武藏野プレイスの市民活動フロアの動きを含めて、事務所機能と事業展開の両方を検討していく必要がある。
- ・他の自治体では、公社と社協の統合が進んでいる。武藏野市に関しては、将来の動向は不明確であるが、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、リバースモゲージ等、社協が今後取り組む地域連携支援事業との連携が必要と思われる事業を福祉公社が担っており、少なくとも将来にわたって綿密な連携体制を築いていく必要がある。しかし、現段階ではしっかりととした連携体制さえ整えられていれば、両団体が必ずしも同一の建物に移転しなければならないという必然性は見当たらないものと考える。
- ・職員同士の顔の見える関係。
- ・物的資源を共同使用することで、会議室の稼働率が上がったり、印刷機などを別々に購入したりする必要がなくなり、“ムダ”がなくなる。
- ・会議室の空き日程に合わせて予定を組まなくてはいけないので、会議や事業の実施が先になってしまう。

- ・両法人の職員、機能を集中させることで、膨大なスペースが必要な建物になる。
- ・事業による連携を考えるにしても、必ずしも同じところにいないと連携できないという理由は見つけられない。
- ・同一建物内にいるのに相関関係が残念ながら内容に思う。
- ・それぞれに関わりのある方についての情報交換が出来る。

問5 その他、事務所移転の4つの基本的事項について、どう考えますか？

- ・安全性を考えれば、迅速性は優先課題ながら、「急がば回れ」で丁寧な説明により、多くの市民の理解を得ての解決が望まれると思う。
- ・現在の時点では、あまりそのことに捉われない方がよいのではと思います。
- ・4つの基本的事項について、職員に十分に説明がなされてきているのだろうか。公社との一体性の確保はどのような理由から必要なのか説明して欲しい。
- ・公社との一体性は必須ではないと考える。同一建物でも別になつてもいい。
- ・迅速な移転について、仮事務所に数年間移転し、その間長期計画に盛り込んだ上で移転ということはできないのか。
- ・基金の活用を原則にいれるのはどうなのか。今回の件で緊急ということで基金を活用するのはわかるが、原則に基金活用ありきで、「基金活用」と入れるのは広く判明した時に批判の対象となると思う。（この用語には、未活用の基金があるから、事務所移転という有効な使途に使ってしまおうという印象がある。）未活用の基金活用という視点なら、事務所建設以外の新規事業等での使途の方が社協の趣旨からも基金の趣旨からも市民の理解も得られやすい。ただし、事務所移転に伴う費用に、財源がないため基金の例外？規定で使用するのだから、語弊のある言葉は使用しない方がよい。
- ・一体性の確保の必要性は何か。一体性に反対する市民や職員もあり、主張が割れている中で、基本事項として原則のような形で入れ込むのは避けた方がよい。
- ・事務所確保という目的、それが社協の事業の発展につながるということで、そのための基金活用であれば、基金設置の趣旨に合っていると考えてもよいのではないか。（今まで積み立ててきた基金に、規程では明確な使途が示されていないので）
- ・地域福祉を推進する社協と在宅福祉を支える公社は共に武藏野市の福祉の一端を担っており、事業推進の上での連携は出てくるであろうが、同一建物内でなければならないという必要性は感じない。社協によっては、社協とボランティアセンターが別の建物にあるというところもある。将来的な社協と公社の統合を見据えての一体性ということであるかも知れないが、それでも連携の必要なところが出て

てくれば、一体でなくても連携は図れると思われる。

- ・耐震強度を考えると迅速な対応が必要なのは事実だが、検証委員会の進め方や現行案の取り組み等を十分な議論もないまま進めており、急ぎすぎていると思う。
- ・平成 23 年 3 月に大信との委託契約が切れるが、事務所移転という大きな問題を早急に進めすぎている。確かに地震は明日起きるかもしれないが、市内には耐震補強がされていない公共施設(公会堂等)はたくさんあり、本会の事務所よりも、市民へのリスクが高い建物も多く存在している。耐震強度の点だけを取り上げて急いで進めている点は納得できない。市民からの陳情も不透明な中、早急に進めていることに対しての意見によるものだと感じている。
- ・基本事項の一体性の確保が、候補地を制限している。一体性のメリットよりもデメリットが多く存在しているのに、基本事項にこの項目が入っていることに疑問を感じる。
- ・一体性の確保が必要かどうか、市・公社・社協の職員も含めて検討が必要である。その部分の十分な議論がないまま、話が進んでいることに職員の多くは不満を感じている。
- ・市内の施設は全て耐震強度が満たされているのかどうか。耐震強度のある社屋に移ることは確かに必要であるが、それだけでは移転を迅速に行う理由にはなりえない。
- ・公社と社協が連携をとることは必要であり、適切な物件があれば共に移転することも考えられる。しかし、両団体業務に差し支えない物件が選定できないような場合にはその限りではないと考える。
- ・同じ法人であっても、事業単位で事務所(事業所)が別の位置にあるということは、市内の福祉関係団体を見ても多数ある。物的な一体性というところの論拠が弱いというか必要性が見いだせない。
- ・「半年間検討をしては」という市長の助言指導と、「迅速性」は相反するのでは?

問6 その他、事務所移転に関しての意見があれば、記載してください。

- ・事務所の移転が先延ばしになり、様々な方からのいろいろなご意見は最もだと思います。きちんと聞いて反省しなければならないと思います。しかし、職員はこの耐震強度が基準に満たない建物で、いつ来るかわからない地震を機にしながら仕事をしなければならず、その状況がこのことでさらに延びたことを遺憾に思います。「半年先送り」の間に大地震が起こったらどうするのでしょうか?皆さんの意見を取り入れることや皆さんのが納得する場所に移転することは大切なことです。でも、早く結論を出していただきたいと思います。

- ・社協内の職員にもう少し詳しく経過説明をして欲しい。自分たちのことながら、全体の雰囲気として身近な問題として捉えられていない気がします。
- ・社協の生命線と言える地域福祉活動支援について、今以上の活動の展開を考える時、市民が利用しやすい拠点づくりは必須ではないか。現時点の検討ないようはわからないが、どのような事業を展開し、そのためにどこにどのような事務所を作ることが必要かを検討して欲しい。
- ・どうして今頃アンケート？
- ・あまり時間をかけ過ぎないよう決定すべきである。
- ・ほとんどの市民（関係者）が同意するようにお願いします。
- ・市民から見える（ガラス張りの）決定をする。
- ・検証委員会を公開し、議事録を都度欲しい人に配布する。
- ・市民の声にもう少し耳を傾けてほしい。市民の協力なくては、社協本来の目的である地域住民主体の福祉のまちづくりは実現できない。
- ・幹部職員は5年以内にいなくなるが、市民とは今後もずっと付き合うことになる。市民の意見を重視すべき。
- ・事務所で異を唱える職員や市民を誹謗中傷するのはやめてほしい。
- ・明確に移転に異を唱える地域社協が「少ないのは、移転に反対することで、社協に目をつけられて明らかに活動がやりにくくなるのを想定してのこと、実際は同意できていない」という地域社協の方も多い。日頃からそうしたことにも配慮した発言をして欲しい。
- ・陳情した市民に対し、社協が冷たい態度をとっていることに、他の市民が不振を抱いている。地域の活動と移転問題は明確に切り離して、大人な態度を取ってほしい。
- ・職員の説明より前に関係団体に行くのはやめてほしい。
- ・事務所移転問題は、市に21年度以前に相談していたこと。それを、さも社協、公社が何もしていなかったように、市民の前で話すのはやめた方がよい。
- ・社協の頻繁な利用者は、ボランティア団体や関連団体ではなく、個人のボランティア活動者や貸付関連の相談者なので、そういう方がメインで利用することに配慮した取り組みを進めて欲しい。
- ・社協は会員組織なので、関連団体へのヒアリングがあるのに、会員への説明や意見交換の場が一度もないのは違和感がある。会員からのクレームも来ているので、こうした場を設ける必要はないか。
- ・社協・ボランティアセンターの場合、住民やボランティアの方々が財産なので、より多くの住民の方々に十分納得していただける場所を見つけるか、あるいは検討の結果決まったところを納得していただくしかない。
- ・契約が切れるごとに、職員の安全面を考えても迅速に対応した方がいいと思うが、

移転について市民や職員を交えて議論する場がなく進んでいたように思う（特に4つの基本的事項の決定など）。実務者会議とワーキングチームは編成されたが、4つの基本的事項が決められた段階で編成されたり、検証委員会の結論が9月までなど、スケジュールについても既に決まったものだった。

- ・移転の議論は大事な問題であるにも関わらず、早急に進めようとしていると思わざるを得ない。どうして9月までに結論を出さなければいけないのか、4つの基本的事項がそれでいいのか、多くの疑問を持っている。検証委員会やワーキングチームが有効に活用される状況とは言い難い。公社も社協も職員は多くの業務を抱えており、その中で事務所移転に関する業務、会議も多く進行している。そのような中、職員が納得して移転についての会議等を進めていない状況である。本当に職員が検討したいことを議論できるようなスケジュールの設定、移転についての基本的事項の議論を望む。
- ・一度移転すれば、数10年はその場所にとどまることになる。このことからも社協将来の姿を見据え、場所を選定することが大切だと考える。また、今後社協が地域の居場所等に関する事業を進めるにあたり、「まずは社協社屋が地域福祉の中心になるような場所に移ってほしい」という市民の声も聞かれる。現在の大信ビルの契約が延びることになったとしても、少しでも多くの市民、および職員が望む形を目指し、話し合いの機会が持たれることが大切ではないか。
- ・今回、ここまで話が大きくなってしまった（こじれてしまった）要因は、説明を聞いた時に、秘密裏に話が進んでいたという印象を受けた市民がほとんどだったということに尽きるのではないか。「突然に」「具体的な」話が出たことに対する市民の声だと感じた。
- ・ハードに関しては、管理・維持、それにかかるコストなどの諸課題があることは判るが、まずそれを優先すべきというような（市の）スタンスも市民は受け入れにくかったのでは。「市民が主役」の市政をうたいながら、地域社協を中心に市民と地域福祉の推進を行おうとしている市民社協・福祉公社に対して、家賃補助の減額・コスト削減のための一体性の保持など、金銭面優先ともとれる今回の動きには納得できるはずもない。
- ・他社協では、不便な場所に社協が移動するケースもあるが、市民から声があがったということは聞かない。地域福祉や高齢者福祉に関する武藏野市民の意識が高いととってよいのか。
- ・現在のところは交通量が多く、利用する市民の方も危険である。もう少しゆったりとした場所を考えてください。
- ・学校の空き教室や施設、デパートなど人が集まりやすく、入りやすい建物になるといいです。
- ・デザイン性や見た目より、使いやすい、利用しやすいものにしてください。